

とやま こども・若者 みらいプラン

～少子化を乗り越え、希望が叶う未来へ～



富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画

はじめに



近年、少子高齢化の進展や人口減少等により、私たちの社会は大きな転換期を迎えています。

こうした変化は、地域のあり方や暮らしのかたちに大きな影響を及ぼし、家庭や地域でこどもを育む力や、こどもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあります。

こうしたなか、誰もが安心してこどもを生み育てることができ、こどもを持つ喜びを実感できる社会を実現することは、次の時代を担うこどもたちの笑顔と成長を育むだけでなく、地域社会の持続性を高めるうえでも極めて重要です。

本県では、「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」（平成21年6月制定）及び本条例に基づく基本計画により、子育て支援・少子化対策を総合的・計画的に推進してまいりました。このたび、これまでの施策の推進状況や国の関係法令の改正等の動きを踏まえ、新たな基本計画「とやまこども・若者みらいプラン～少子化を乗り越え、希望が叶う未来へ～」を策定しました。

本計画では、「若い男女の視点に立ち、多様な価値観・考え方を前提として、希望する人が結婚・出産・子育ての将来展望を描ける環境をつくる」、「希望するキャリアを諦めることなく、仕事と家庭を両立させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍できる環境をつくる」、「全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる『こどもまんなか社会』を推進する」の3つの目標を柱とし、重点的に取り組むべき8つの事項や60の目標指標を定め、様々な施策を総合的に推進することとしています。

計画を着実に推進するためには、家庭、地域、学校、事業者、行政、そして県民の皆様お一人おひとりが、それぞれの立場で役割を果たしながら、みんなで力を合わせて取り組んでいくことが何よりも大切です。

県としましては、こどもや若者、家庭を社会全体で応援する気運が地域全体に広がるよう取組みを進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申しあげます。

結びに、基本計画の策定に力を尽くしていただきました富山県子育て支援・少子化対策県民会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの県民の皆様に心から感謝申しあげます。

令和7年3月

富山県知事 新田 八朗

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

① 計画策定の趣旨	2
② 計画の性格・役割	3
③ 計画の期間	3

第 2 章 計画の目標と重点的に取り組む事項

① 計画の目標	6
② 重点的に取り組む事項	6

第 3 章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

① 基本方針	26
② 具体的施策の展開	28
③ 目標指標	72

第 4 章 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

① 教育・保育提供区域の設定	76
② 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期	76

第 5 章 計画の推進

① 各主体の役割と協働	96
② 国への提言・要望	97
③ 計画の推進体制と進行管理	97

データ集

少子化の状況やこどもと子育て家庭などを取り巻く環境

① 少子化の進行とその背景	100
② こどもと子育て家庭などを取り巻く環境	116
③ 子育て支援・少子化対策の動向	137

参考資料

① 基本計画の策定過程について	140
② とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例	142
③ 富山県子育て支援・少子化対策県民会議 委員名簿	148
④ 基本計画策定部会の設置要綱	149
⑤ 基本計画策定部会 委員名簿	150

索引	151
----	-----

第 1 章

計画の策定にあたって

① 計画策定の趣旨

② 計画の性格・役割

③ 計画の期間

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

○これまでの県の取組み

近年、全国的には、核家族化、少子化の進行等により、子どもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあり、本県もその例外であるとはいえない。

富山県では、平成21年6月に制定した「子育て支援・少子化対策条例（以下、「条例」という。）」や、平成27年に策定した「かがやけとやまっ子みらいプラン」、令和2年に策定した「次世代につなぐとやまっ子みらいプラン」に基づき、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に推進してきました。しかしながら、全国同様、本県においても出生数の減少、婚姻件数の減少が続き、少子化の傾向に歯止めがかからない状況にあります。

○国の動き

・次世代育成支援対策推進法^{*1}の延長

平成17年4月に施行された10年間の時限立法の「次世代育成支援対策推進法」が、令和6年改正により、令和17年3月31日まで延長されています。

・子ども基本法^{*2}の施行

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「子ども基本法」が令和5年4月に施行されています。

○新計画の策定

条例では、子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本計画を策定することとしており、策定から5年を経過する「次世代につなぐとやまっ子みらいプラン」（令和2年度～令和6年度）の後継計画として、これまでの施策の推進状況や国の関係法令の改正等の動きを踏まえ、新しい基本計画を策定するものです。

また、今回は新たに、子ども基本法に基づく都道府県子ども計画としても位置付け、子ども大綱^{*3}を勘案し、子どもを、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子どもの今とこれからにとっての最善の利益を図り、「子どもまんなか社会」の実現を目指します。

^{*1} 次世代育成支援対策推進法 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とし、平成15年7月に制定された平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、平成26年4月の改正法及び令和6年5月の改正法により、令和17年3月31日まで延長された。この法律に基づき、地方公共団体及び従業員101人以上の事業主に対し、行動計画の策定が義務付けられている。

^{*2} 子ども基本法 子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。子ども施策の基本理念のほか、子ども大綱や都道府県子ども計画の策定、子ども等の意見の反映などについて定めたもの。令和5年4月に施行された。

^{*3} 子ども大綱 子ども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。令和5年12月に閣議決定された。

2 計画の性格・役割

条例に基づく基本計画であるとともに、以下の法律等に基づく計画の性格・役割を併せ持つものであります。

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
- ・子ども・若者育成支援推進法^{*4}に基づく計画
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律^{*5}に基づく計画
- ・成長過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく母子保健を含む成育医療等に関する計画
- ・こども基本法に基づく都道府県こども計画

また、子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、すべての県民が一体となって、その実現に向けたそれぞれの役割を示すものです。

なお、本計画の推進にあたっては、国連サミットで採択された「SDGs」（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。

3 計画の期間

令和7年度を初年度、令和11年度を目標年度とした5か年の計画です。

こどもの表記について

こども基本法では、基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、本計画においても特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。なお、特別な場合とは、例えば、法令に根拠がある場合、固有名詞の場合、他の語との関係で「こども」表記以外を用いる必要がある場合が該当します。

*4 子ども・若者育成支援推進法 こども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の支援を目的として、平成22年4月に施行された法律。

*5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備と、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に施行された法律。令和6年6月に改正され、現在の名称となった。

第2章

計画の目標と重点的に取り組む事項

① 計画の目標

② 重点的に取り組む事項

第2章 計画の目標と重点的に取り組む事項

今後5年間の取組みについて、少子化の現状やこども・子育て家庭などを取り巻く環境等を踏まえ、次の目標を掲げます。

また、子育て支援・少子化対策は、幅広い分野にわたる施策を総合的に進める必要がありましたが、この目標を達成するために、県民の皆様からのご意見や子育て支援・少子化対策県民会議での議論等を踏まえ、今後重点的に取り組む事項を以下のとおり設定し、施策の着実な推進を図ります。

1 計画の目標

- 若い男女の視点に立ち、多様な価値観・考え方を前提として、希望する人が結婚・出産・子育ての将来展望を描ける環境をつくる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と家庭を両立させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍できる環境をつくる。
- 全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を推進する。

2 重点的に取り組む事項

- (1)若い世代から選ばれる雇用環境の整備
- (2)若者・女性の転入・定着の促進
- (3)ライフプランを考える機会の充実
- (4)出会い・結婚の希望を叶える支援
- (5)こども・若者・子育てを社会全体で支え合う気運の醸成
- (6)経済的負担の軽減
- (7)こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援
- (8)様々な困難を抱えるこども・若者への支援や居場所づくりの推進

1 若い世代から選ばれる雇用環境の整備

現状と課題

- 本県では、働き続ける女性の割合が高い反面、管理的職業従事者の割合が少ない(図1)など、昇進や賃金、配置などの面で依然として男女間の格差が残っている(図2)。
- 本県の夫婦の家事関連時間の差は、近年、縮まっているが、依然として家事・育児の負担が女性に偏っている(図3)。

→ 企業におけるジェンダーギャップの解消や柔軟な働き方を推進し、若い世代から選ばれる雇用環境の整備が必要

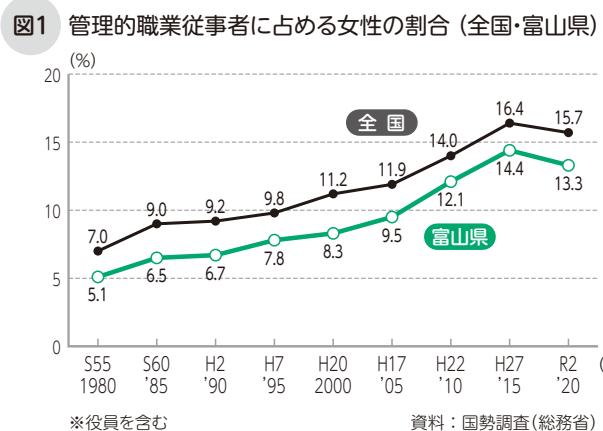


図3 6歳未満のこどもを持つ夫婦の家事関連時間(1日あたり)(全国・富山県)

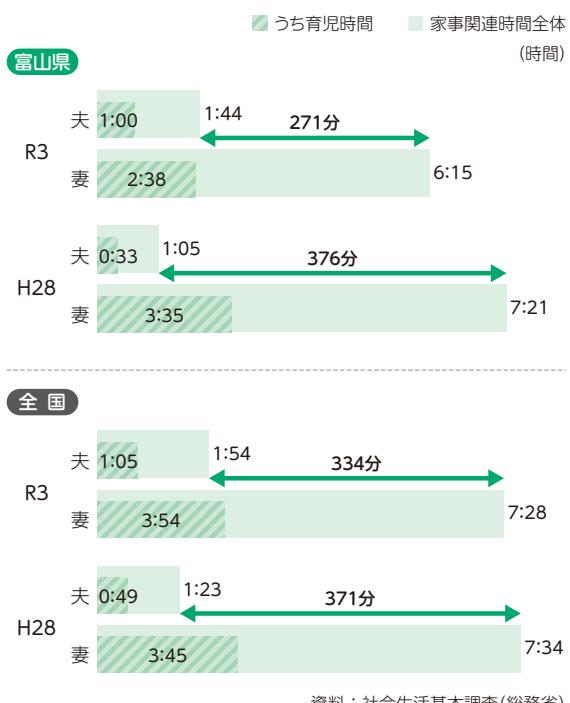


図2 男女の所定内給与と男女間賃金格差(R5 全国・富山県)

	男性	女性	男女間賃金比率
全国	302.1 千円	259.6 千円	0.86
富山県	289.2 千円	236.4 千円	0.82

※男女間賃金比率：男性賃金1に対する女性賃金
30～34歳・一般労働者(フルタイム)

資料：賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

みんなの意見

- 家事や育児の負担が女性に偏っていることに関して、男女の格差が是正されるとよい。
(高校生とやま県議会)
- 職場では「小さいこどもがいるから重要な仕事はまかせられない」「プロジェクトに参加するのは無理だろう」「昇進を多分望んでいないのだろう」等の思い込みが今でもたくさん見られる。無意識の思い込みをなくしていくことは非常によいことだと思う。
(基本計画策定部会)

- 数日間の休みを取るのは育休ではない。もっと長めに取得するように支援があるとよい。
(子育て当事者との意見交換、基本計画策定部会)
- 男性の場合、育児休業から復職してもキャリアが閉ざされることが多い。
(子育て当事者との意見交換、基本計画策定部会)
- 通勤時間を減らしたいので、もっと在宅ワークで働きたい。
(若手社会人との意見交換)

施策の方向性

① ジェンダーレス雇用の推進

- ・男女の賃金格差の解消や女性活躍の課題分析など企業の女性活躍に向けた取組みの支援
- ・職場におけるアンコンシャス・バイアス^{*1}への気づきを促し、女性の職域を拡大
- ・「えるぼし^{*2}」(国) や「とやま女性活躍企業」の認定企業の増加
- ・非正規労働者の正社員化や賃金の引上げなど待遇改善に取り組む企業の支援

② 男女がともに働きやすい職場環境の推進

- ・男性の育児休業の取得率や取得期間の向上
- ・柔軟な働き方が選択できる職場環境の整備に向けた企業の実効性ある取組みの支援
- ・働き方改革^{*3}の好事例の横展開など、普及啓発の強化
- ・ウェルビーイング経営の促進
- ・家事代行サービスの導入促進
- ・フェムテック^{*4}の導入など女性の健康課題に対応する企業の支援

主な目標指標

目標指標	出 典	R 5 実績	R 11 目標
男女の賃金差異の公表 企業数	女性の活躍推進企業データベース 【厚生労働省】	136 社 (R6.6月時点)	400 社
男性の育児休業取得率	賃金等労働条件実態調査 【富山県】	33.9%	85%

*1 アンコンシャス・バイアス 誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に記録され、既成概念、固定観念となっていく。

*2 えるぼし 一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に、国が女性活躍推進法に基づき認定するもの。

*3 働き方改革 働く人がそれぞれの意欲、能力、その他の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、企業文化、人々のライフスタイル、働くことに対する考え方そのものを見直していくための取組み。国では「働き方改革関連法」が平成31年4月から順次施行されている。

*4 フェムテック 「Female (女性)」と「Technology (技術)」を掛け合わせた造語。女性が抱える健康の課題を、テクノロジーで解決する製品やサービスのこと。

2 若者・女性の転入・定着の促進

現状と課題

- 若年世代（15歳～34歳）、特に就職期と重なる20代前半の女性の転出超過が続いている（図4）、若年世代の男女の人口のバランスが崩れている（図5）。

→ 「若い就職期の女性に選ばれる県」となることが喫緊の課題であり、選ばれる企業としての魅力向上や、若者が県外に出てもつながりを維持し、就職先の選択肢に県内企業が意識されることが必要

図4 年齢(5歳階級)別社会動態 (R6 富山県)

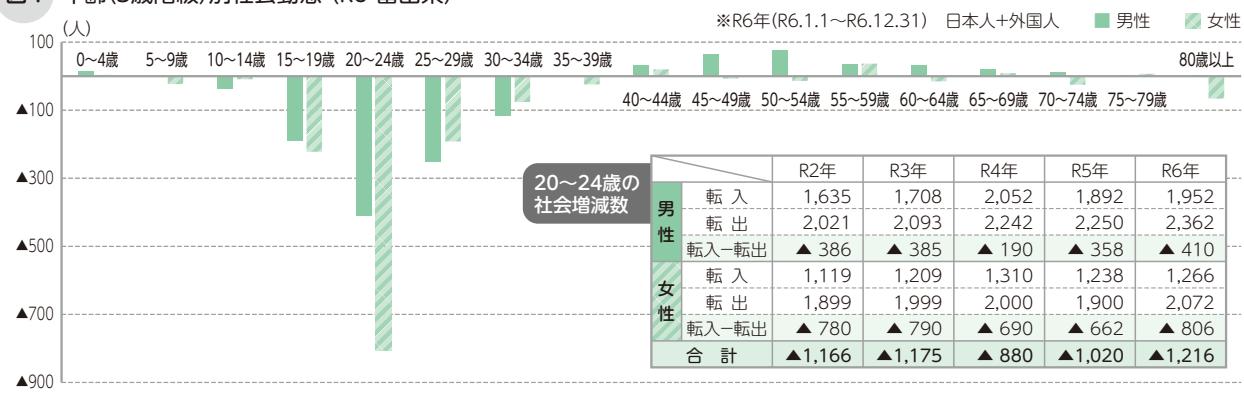
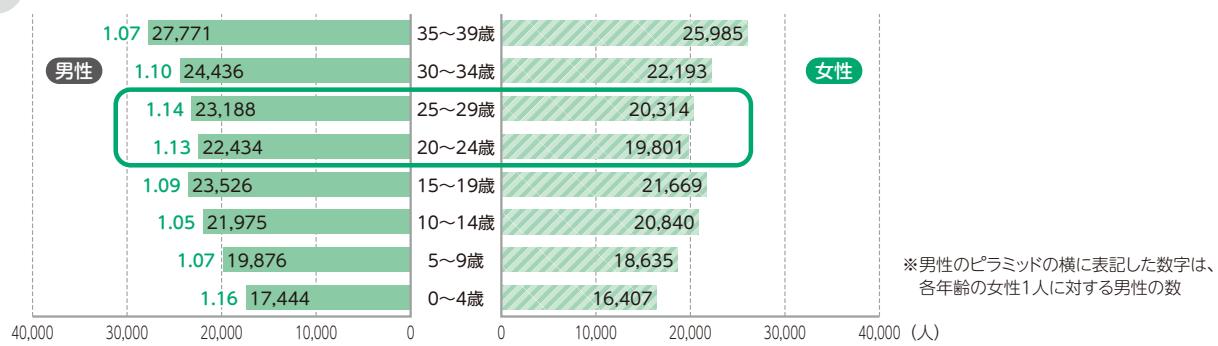


図5 年齢(5歳階級)別男女別人口 (R2 富山県)



みんなの意見

- 就職活動の際に、富山県内には選択肢が少ないと感じた。 （大学生との意見交換）
- 高校時代、富山県内にどのような就職先があるのか、よく分かっていなかった。 （大学生との意見交換）
- 富山県にリターンして働くことになった時に、どのような待遇を受けるのか想像がつかない。 （東京都在住の富山県出身者との意見交換）

- 全国から若い世代を呼び込むために採用活動にオンライン面接を積極的に活用すべき。 （県民会議）
- 富山県は保守色が強く、閉鎖的。「結婚しないの？」「孫の顔がみたい。」と言ってくるコミュニティに帰りたくない。 （東京都在住の富山県出身者との意見交換）

（東京都在住の富山県出身者との意見交換）

施策の方向性

① 中高生へのアプローチ

- ・ライフプランやキャリア形成について考える機会の充実
- ・探究的な学習やキャリア教育^{*1}の中で富山で働き・暮らす魅力の気づき促進
- ・富山で活躍する社会人との交流を通じた地元企業の魅力を再認識する取組みの実施

② 大学生等若者の県内就職の促進

- ・県内企業の情報発信、若手社員との交流強化
- ・大学の低年次から参加できるインターンシップ^{*2}の導入に向けた企業の取組みの支援
- ・地域産業の中核人材となる学生の奨学金の返済の支援
- ・継続的・定性的な若い女性の意識調査の実施

③ 若者に選ばれる企業の誘致、スタートアップの創出

- ・若者・女性の雇用につながる企業の誘致、本社機能の首都圏からの移転、サテライトオフィスの誘致
- ・若者・女性起業家の発掘、集中的な伴走支援によるロールモデルの創出
- ・県創業支援センター(SCOP TOYAMA)を中心とした若者・女性の起業の支援

④ 富山とのつながり、UIJターンの促進

- ・「富山で働き暮らす」を体験できる企画や移住者目線による暮らしの魅力発信の強化
- ・県内企業による首都圏等の中核人材の確保や副業・兼業人材の活用の支援
- ・県外大学生等とのつながりの拡大

⑤ 地域におけるアンコンシャス・バイアスの解消

- ・地域における固定的な役割分担意識などアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの促進

主な目標指標

目標指標	出 典	R 5 実績	R 11 目標
若者(15~34歳)の社会増減数	人口移動調査 【富山県】	▲788 人	± 0 (移動均衡)
若者の県内への定着率 (25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)	国勢調査 【総務省】	86.7% (R2)	86.7%以上

*1 キャリア教育 学校の場合、望ましい職業観・勤労觀及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。

*2 インターンシップ 学生や生徒が、在学中に、企業等において自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。

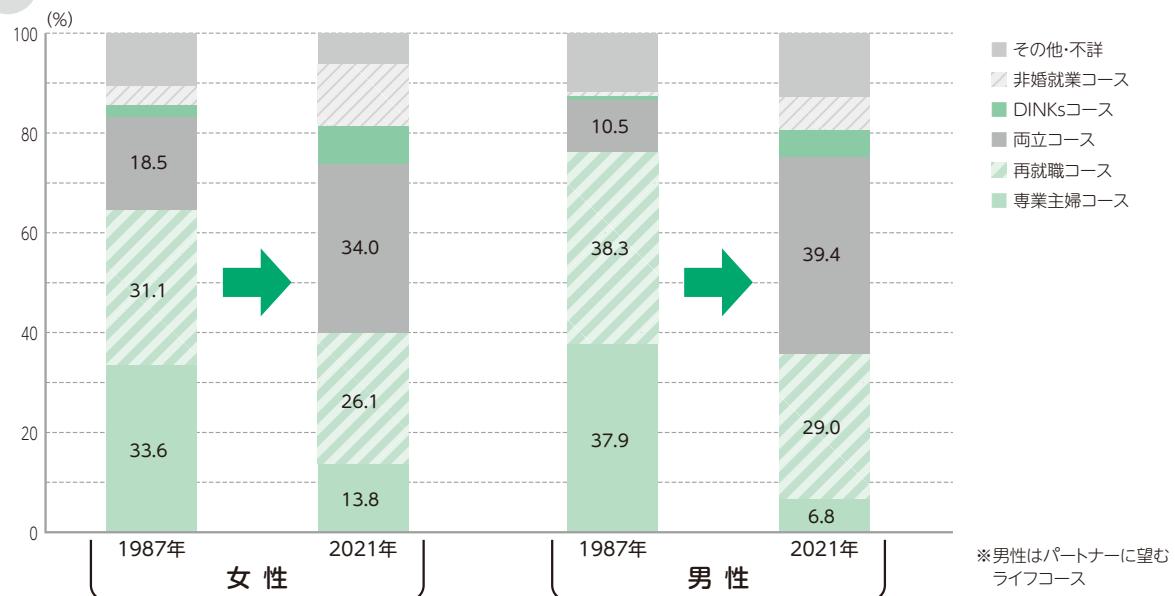
3 ライフプランを考える機会の充実

現状と課題

- 未婚の若者が考える理想のライフコースは、男女ともに約30年前と比べて大きく変化している（図6）。

若い世代が、自分の理想とする豊かな人生を歩めるよう、就職や結婚、子育て等のライフイベントについて学び、今後のライフプランについて主体的に考えることが重要

図6 18～34歳の未婚男女の理想のライフコース（全国）



資料：第16回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）

みんなの意見

- こどもの頃からライフプランを考え、将来に対する知識をつけていくことは大事だと思った。（高校生とやま県議会、県民会議）
- 未婚率が上がっていることが悪いことだと思わない。「自立して生きていける」「生き方の多様性」の証なのではないか。

（大学生との意見交換）

- 結婚したいが、人生や環境がガラリと変わるので不安。（若手社会人との意見交換）
- 将来自分が富山県で仕事と子育てをしながら充実した生活が送れることをイメージできるような取組みが必要。（県民会議）

施策の方向性

① 学校等におけるライフプラン教育の推進

- ・小学校から大学までの各段階に応じたライフプラン教育の充実
- ・中高生に対し、自身のライフプランやキャリア形成について考える機会の充実（再掲）

② 社会人（若手）へのライフプラン形成の支援

- ・社会人（若手）を対象としたライフプランとキャリア形成を考える機会の提供

③ プレコンセプションケア^{*1}の推進

- ・若い世代に、男女を問わず自ら描くライフプランに向けた健康管理を促すため、健康や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発の実施

主な目標指標

目標指標	出 典	R5実績	R11目標
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査 【文部科学省】	小学6年生 81.2% 中学3年生 64.7%	増加させる
従業員（若手）にライフプランを考える機会を提供している企業数	富山県調査	—	250 社

*1 プレコンセプションケア 男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すこと。

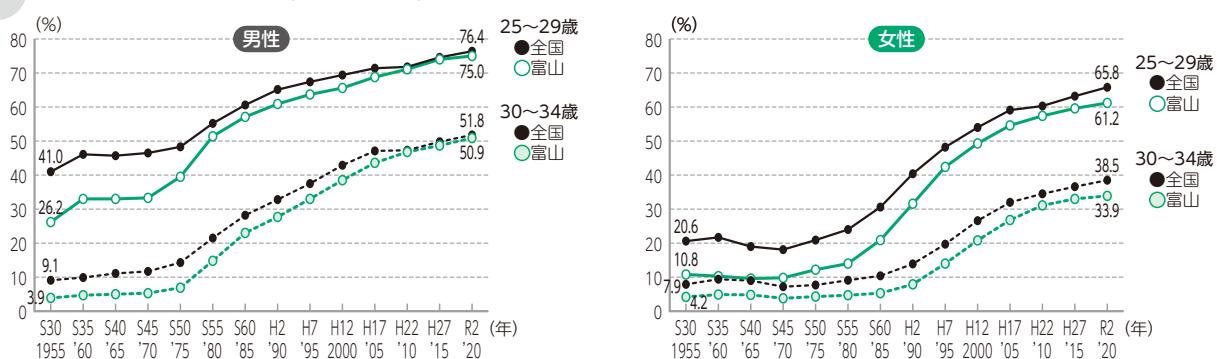
4 出会い・結婚の希望を叶える支援

現状と課題

- 本県の未婚の若者の約8割は将来結婚することを望んでいる一方で、未婚率が上昇している。
- 未婚率は、男女とも全国平均を下回っているが、男性は全国平均との差が縮まっている(図7)。
- 平均初婚年齢は男女とも30歳前後だが、初婚年齢のボリュームゾーンは20代後半となっている(図8)。

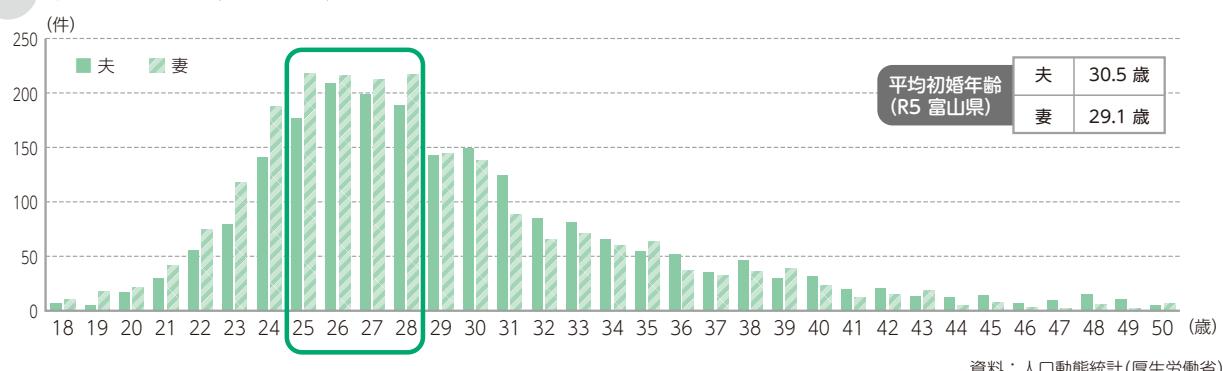
→ 未婚化が少子化の要因の一つであることから、多様な価値観を前提としつつ、積極的な結婚支援施策の展開が必要

図7 男性・女性 未婚率の推移(全国・富山県)



資料：国勢調査(総務省)、H27・R2は不詳補完値による

図8 年齢別初婚件数(R5 富山県)



資料：人口動態統計(厚生労働省)

みんなの意見

- 就職したら出会いが少なくなりそう。
(大学生との意見交換)
- 「恋愛」「マッチング」などの名前を出さず
に自然に出会えるイベントがあるとよい。
(大学生との意見交換)
- 結婚にはネガティブなイメージが強い。
(若手社会人との意見交換)

- 従業員の出会い・交流の支援等は、製造業中心の富山県では有効なのではないか。
新たな計画に企業の役割を加えることは
大切な視点。
(基本計画策定部会)
- 結婚を希望する人に対して、企業として
もサポートしていかなければいけない。
(県民会議)

施策の方向性

① エビデンスに基づく情報提供・気運醸成

- ・若い世代に対応した「婚活」に関する情報提供
- ・社会全体で結婚を応援する気運の醸成
- ・従業員の出会いや交流を応援する事業者の支援
- ・民間企業等が開催する婚活イベントの支援

② 結婚等を希望する男女の出会いの機会の充実

- ・とやまマリッジサポートセンターにおける出会いの機会の充実
- ・若者の多様な出会いの機会の充実
- ・結婚支援に知見のある人材活用による結婚支援の質の向上

主な目標指標

目標指標	出 典	R 5 実績	R 11 目標
未婚者が現在結婚していない理由「適当な相手にめぐりあわない割合」	結婚等に関する県民意識調査 【富山県】	45.0%	低下させる

5 こども・若者・子育てを社会全体で支え合う気運の醸成

現状と課題

- ・児童のいる「子育て世帯」は、全世帯の2割程度まで低下しており(図9)、「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合も2割以下となっている(図10)。
- ・一方で、県内の子育て世代を対象としたアンケートによると「子育てを楽しいと感じるの方が多い」の割合は、前回調査より増えている(図11)。



こども・若者の成長と子育てを社会全体で支える気運を高めるとともに、
こども・若者・子育て当事者が皆から応援されるよう、社会全体の意識改革を進めることが重要

図9 児童のいる世帯
(全国・富山県)

S61	全國	児童のいる世帯		児童のいない世帯	
		世帯数	全世代に占める割合	世帯数	全世代に占める割合
	富山県	149 千世帯	51.0 %	143 千世帯	49.0 %
R4	全國	9,917 千世帯	18.3 %	44,393 千世帯	81.7 %
	富山県	82 千世帯	20.9 %	311 千世帯	79.1 %

資料：国民生活基礎調査(厚生労働省)

図10 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合 (R5 全国)

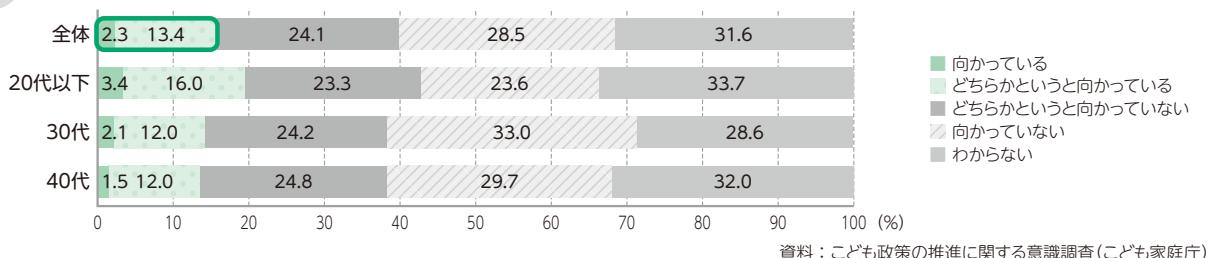
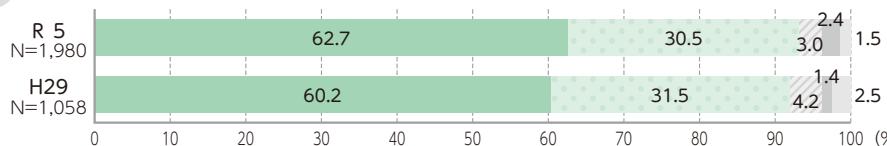


図11 子育ての楽しみ (R5 富山県)



資料：子育て支援サービスに関する調査(富山県)
(対象：県内在住の未就学児又は小学生を持つ保護者)

みんなの意見

- ・「こどもまんなか」社会の実現が掲げられているが、社会でこどもを見守るために子育て当事者以外の人にもメリットがあるということを伝える必要があるのでないか。
(子育て当事者との意見交換)
- ・遊ぶところを増やしてほしい。悪天候のときに体を思いっきり動かせる場所がほしい。
(こども県政モニター)
- ・こどもが気軽に意見を言える場を作ってほしい。
(こども意見表明交流会)
- ・子育てを通してすばらしい経験ができるこことや、楽しい部分もたくさんあるので、そういったところの見える化を大事にしていけたらよい。
(基本計画策定部会)
- ・実際にこどもがどう感じているかという指標を加えるとよいのではないか。
(県民会議)

施策の方向性

① こども・若者・子育てを社会全体で支え合う気運の醸成

- ・子どもの権利の尊重と擁護を基本とする「子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定
- ・子育てを社会全体で支え、応援する気運の醸成
- ・こども連れが外出しやすい環境づくり
- ・屋内型施設「新川こども施設」の整備・運営
- ・こどもファスト・トラック^{*1}の推進
- ・ベビーファースト運動^{*2}への参画推進
- ・「こどもまんなか応援ソーター」宣言に基づく取組みの実施
- ・子育て支援アプリ「とみいくフレフレ」で、ライフステージに応じた国、県、市町村、民間団体等の支援サービスや子育てに役立つ情報を提供

主な目標指標

目標指標	出 典	R 5 実績	R 11 目標
子育てを楽しいと感じる割合	子育て支援サービスに関する調査 【富山県】	62.7%	70%
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある割合	全国学力・学習状況調査 【文部科学省】	小学6年生 90.7% 中学3年生 87.8%	100%に近づける

*1 こどもファスト・トラック 妊婦やこども連れの方に優先案内を行うなど配慮を行う取組み

*2 ベビーファースト運動 (公社)日本青年会議所が提唱する、みんなで赤ちゃんを育む優しい社会を目指す取組み

6 経済的負担の軽減

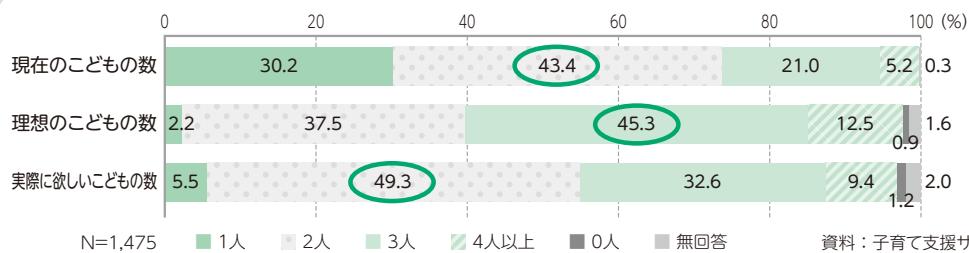
現状と課題

- ・県民が理想とすることの数と実際に欲しい子どもの数には大きな乖離がある(図12)。
- ・その理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が圧倒的に多い(図13)。



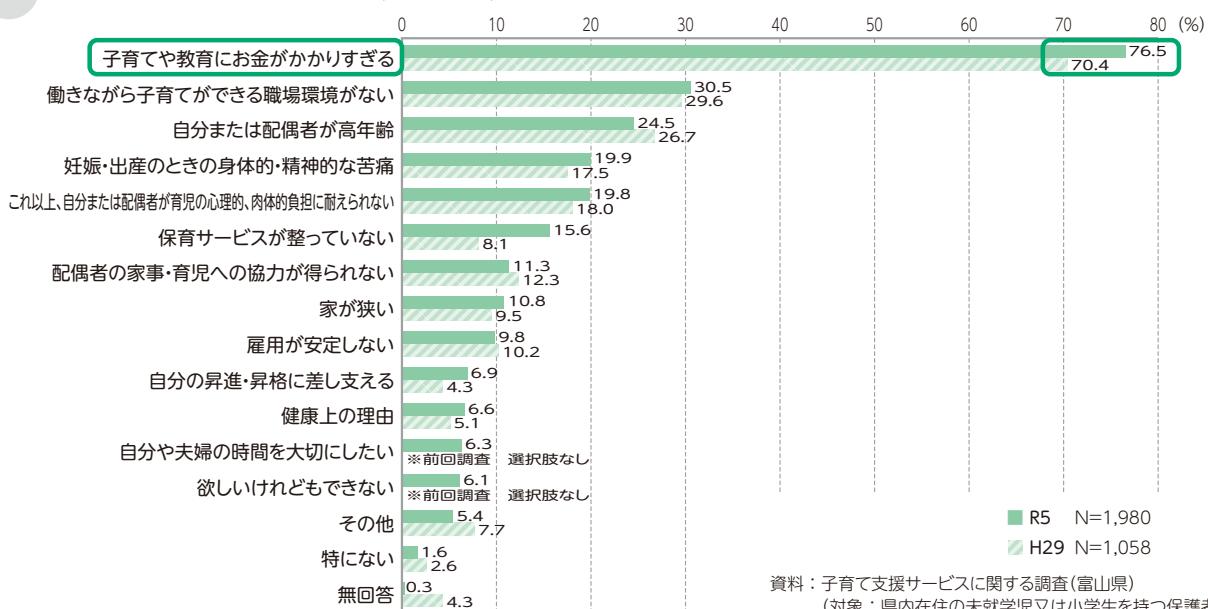
県民が理想の数の子どもをもつことを後押しするため、経済的負担の軽減を図ることが必要

図12 理想と実際に欲しい子どもの数 (R5 富山県)



資料：子育て支援サービスに関する調査(富山県)
(対象：県内在住の未就学児を持つ保護者)

図13 こどもを増やすにあたっての課題 (R5 富山県)



資料：子育て支援サービスに関する調査(富山県)
(対象：県内在住の未就学児又は小学生を持つ保護者)

みんなの意見

- ・「とみいくデジタルポイント」について、サービスの充実をお願いしたい。

(県民会議)

- ・奨学金の返還を助成する制度について対象を拡充してほしい。

(子育て当事者との意見交換)

- ・行きたい学校があつても、家庭の事情で行けない人がたくさんいる。そんな人のために、学費を補助してもらえる制度があるとよい。

(こども意見表明交流会)

施策の方向性

① 出産・保育・医療等にかかる経費の助成

- ・こどもを望む夫婦への不妊症や不育症治療費の助成
- ・将来こどもを望む夫婦を対象としたプレ妊活健診の費用助成
- ・妊娠時や出産時における「妊婦支援給付金」とともに、県独自の1歳半時の「とみいくデジタルポイント」の配布による切れ目ない経済的支援
- ・0～2歳児の保育料の第3子以降の完全無償化や、低所得世帯の第1子・第2子の無償化・軽減
- ・一定所得の3～5歳児の第3子以降の副食費を軽減する市町村への支援
- ・妊娠婦及び乳幼児に係る医療費の軽減
- ・重度障害児に対する医療費負担の軽減（重度心身障害者等医療費助成）

② 修学にかかる経費の助成

- ・経済的理由により修学が困難な高校生や大学生等への奨学金の貸与
- ・一定所得世帯への高等学校等就学支援金（国制度）の支給
- ・私立高等学校の授業料に係る一定所得世帯への高等学校等就学支援金（国制度）の上乗せ助成、一定所得の多子世帯・ひとり親世帯を対象とした実質無償化

③ 住宅などにかかる経費の助成

- ・三世代同居・多子（3人以上のこども）同居住宅の取得等に必要な資金を支援（融資・利子補給）
- ・三世代住宅や多子世帯（3人以上のこどもが居住）住宅等に係る土地、家屋の不動産取得税の軽減

主な目標指標

目標指標	出 典	R 5実績	R 11目標
こどもを増やすにあたっての課題として、「経済的な負担」を挙げる人の割合	子育て支援サービスに関する調査【富山県】	76.5%	低下させる

現状と課題

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いている。
- 予期せぬ妊娠、支援の必要性が高い特定妊産婦への適切な相談支援や対応が求められている。
- 保育所^{※1}の待機児童は発生していないが、3歳未満の入所児童数の割合が増加しているほか、一時預かり^{※2}や延長保育^{※3}、病児・病後児保育^{※4}などの多様な保育に対するニーズの高まりも見られる（図14）。
- 放課後児童クラブ^{※5}の利用対象が拡大されたこと等に伴い、県内では待機児童が発生している地域もある（図15）。



妊娠期からの切れ目ない支援、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理への取組み、病児・病後児保育の広域化、地域の実情に応じて計画的に教育・保育の受け皿を整備し、子育て支援の充実を図ることが必要

図14 病児・病後児保育事業実施箇所数（富山県）

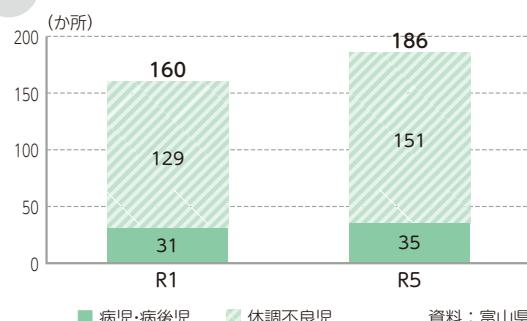


図15 放課後児童クラブ待機児童数（全国・富山県）

	R1	R5	減少率
全 国	18,261 人	16,276 人	▲10.9 %
富山県	97 人	86 人	▲11.3 %

資料：こども家庭庁調査

みんなの意見

- ・プレコンセプションケアの「妊娠出産に適した時期」等について周知が必要。
(基本計画策定部会)
- ・産後ケアの充実。期間限定でもよいので、1日に数時間でも外部の人が来てくれるサポートがあると嬉しい。
(子育て当事者との意見交換)
- ・核家族が増える中、家族の負担が大きい。
(子育て当事者との意見交換)

- ・長期休暇期間中の小学生が、安心して時間を過ごせる場所を整備する取組みがあるとよいのではないか。

(高校生とやま県議会)

- ・障害のあるこども、重篤な疾患を抱えているこどもについて受け入れてくれる保育園が県内で非常に少ない。

(県民会議)

※1 保育所 保護者が働いているなどにより保育を必要とする乳幼児を、保護者などに代わって保育する、児童福祉法第39条に基づく施設。

※2 一時預かり 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、主として昼間に保育所等において一時的に乳幼児を預かるもの。

※3 延長保育 保育所等において、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育時間を延長して保育を実施するもの。

※4 病児・病後児保育 児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応保育。

※5 放課後児童クラブ 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後（放課後）等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として組織されたクラブ。

施策の方向性

① 妊娠から子育て期までの支援体制の整備充実

- ・妊娠・出産に関する安全性の確保、産前産後の母の心身安定化に係る関係機関と連携した支援体制の充実や産後ケアの推進、母子保健や子育て支援に係る医療保健福祉関係者等の研修等を通じた資質の向上
- ・総合周産期^{*1}母子医療センター、地域周産期母子医療センター、地域周産期医療関連施設及び一般の産科医院における機能分担と連携推進

② 保育サービスの充実、幼児教育・保育の質の向上

- ・延長保育や休日保育^{*2}など多様な保育の充実支援、病児・病後児保育の広域化
- ・保育士・幼稚園教諭の待遇改善等による人材確保

③ こども誰でも通園制度の実施

- ・保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の全市町村での実施

④ 放課後児童クラブの充実

- ・放課後児童支援員の確保や放課後児童クラブの設置、開所時間の延長等の支援

⑤ プレコンセプションケアの推進や健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発

- ・若い世代に、男女を問わず自ら描くライフプランに向けた健康管理を促すため、健康や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発の実施（再掲）
- ・予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等への相談支援体制の推進

⑥ 多様な支援ニーズへの対応

- ・障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備

主な目標指標

目標指標	出 典	R 5 実績	R 11 目標
病児・病後児保育事業実施箇所数	富山県調査	186 か所	192 か所
放課後児童クラブの待機児童数	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況 【こども家庭庁】	86 人	0 人

*1 周産期 妊娠満22週以降、出生後7日未満の期間であり、出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの時期をいう。

*2 休日保育 保育所等において、日曜・祝日等に保護者の勤務等により保育を必要とする子どもを預かるもの。

8 様々な困難を抱えるこども・若者への支援や居場所づくりの推進

現状と課題

- 近年、様々な要因から、ひきこもりや不登校（図16）、ヤングケアラー^{※3}（図17）など、社会生活を営む上で困難を抱えるこども・若者の悩みが複雑化、深刻化している。
- こどもが安心して過ごすことができる「こども食堂^{※4}」の箇所数は年々増加しており、こども食堂の利用ニーズが高まっている（図18）。



関係機関・団体が連携して、様々な困難を抱えるこども・若者への支援や、誰一人取り残さず、全てのこどもたちが安心して過ごせる居場所づくりの推進に取り組むことが重要

図16 不登校児童生徒数の校種別内訳（富山県）

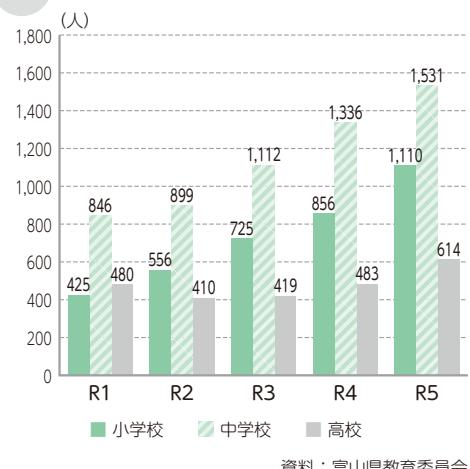


図17 中学2年生及び高校2年生による家族のケアの状況（全国・富山県）

学年	い る		い ない		無回答	
	富山県	全国	富山県	全国	富山県	全国
中学 2年生	5.5	5.7	92.7	93.6	1.7	0.6
高校 2年生	4.2	4.1	94.3	94.9	1.5	0.9

資料：令和4年度ヤングケアラーに関する実態調査（富山県）
令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査（内閣府）

図18 こども食堂の箇所数の推移（全国・富山県）

※各年10月時点（か所）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全 国	2,286	3,718	4,962	6,014	7,363	9,132
富山県	8	15	22	24	37	54

資料：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

みんなの意見

・悩みを抱えているこどもが自分から悩みを大人に打ち明けられることが大切だと思う。しかし、周りに悩みを打ち明けられる人がいなかつたり、自分から打ち明けられなかつたりするので、悩みを抱えているこどもをしっかりとサポートする体制を作ることが大切だと思う。

（こども意見表明交流会）

・不登校の学生等が増えている中で、経済的な支援や施設の設備等、いろいろな面でサポートがあるとよい。

（高校生とやま県議会）

・こども食堂は、年に数回しか開催できないなどの課題があるが、継続性が大事であり、こども食堂が当たり前にここにあるよというふうになればよい。また、今あるこども食堂がなくならないような支援があるともっとよいのではないか。

（基本計画策定部会）

・障害のあるこどもを専門の方に見てもらえる環境を整えてほしい。

（子育て当事者との意見交換）

※3 ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

※4 こども食堂 公的な定義ではなく、一般的には「こどもが一人でも安心して行ける無料又は低額の食堂」とされている。地域のこどもの学習支援や居場所の提供、地域交流の場としても注目される民間発の取組み。

施策の方向性

- ① いじめ、不登校、ひきこもりの子どもに対する支援の整備・充実
 - ・不登校児童生徒支援に係る関係機関間の連携の強化
 - ・学校以外の場における多様な教育機会の確保に向けた支援の充実
 - ・フリースクール等民間施設に通所する児童生徒をもつ家庭に対する経済的な支援
- ② 家庭や学校以外の子どもの成長にふさわしい安全・安心な居場所(サードプレイス)づくりの推進
 - ・様々な困難を抱える子どもの学校以外の安心な居場所づくりに係る市町村と連携した民間団体への支援
 - ・子ども食堂の設置促進や、市町村と連携した子ども食堂の取組みへの支援
- ③ 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待を受けた子どもへの支援
 - ・富山児童相談所の二拠点体制化
 - ・「富山県子ども総合サポートプラザ」における子どもや家庭からの相談対応
 - ・児童心理治療施設の整備
 - ・市町村が整備することも家庭センターの支援体制の充実
 - ・一時保護施設や児童養護施設^{*1}等における子どもの意見形成や意見表明の支援
- ④ ヤングケアラーへの支援や子どもの貧困対策
 - ・県民のヤングケアラーに関する理解・認知度の向上、ヘルパー派遣によるヤングケアラーの負担軽減
 - ・地域におけるヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みの構築
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター^{*2}等において、就業相談や求人情報の提供
- ⑤ 障害や疾病のある子ども(医療的ケア^{*3}児を含む)に対する支援体制の充実
 - ・乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等の充実
 - ・関係機関の連携強化による障害のある子どもや保護者への早期からの継続的な療育や相談支援体制の充実
 - ・医療的ケア児等支援センター^{*4}における相談対応・情報提供・助言や、支援人材の育成、市町村が行う支援体制整備の後方支援
 - ・発達障害者支援センター^{*5}における相談対応・情報提供・助言や、普及啓発、人材育成の充実

主な目標指標

目標指標	出典	R5実績	R11目標
子ども食堂の箇所数	富山県子どもほっとサロンネットワーク（子ども食堂運営団体のネットワーク組織）加盟団体数【富山県】	67か所	130か所
ひとり親の正規就業率	ひとり親家庭等実態調査【富山県】	母子世帯 58.2% 父子世帯 78.4%	母子世帯 60% 父子世帯 80%

*1 児童養護施設 保護者のいない児童や、保護者のもとで養育させるのが不適当な児童を入所させて養育するとともに、退所した者についての相談その他の自立のための援助を行う施設。

*2 母子家庭等就業・自立支援センター 母子家庭の母及び父子家庭の父等を対象に、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する機関。

*3 医療的ケア 人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引や経管栄養など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為。

*4 医療的ケア児等支援センター 在宅の医療的ケア児等とその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援を行うとともに、関係機関等への情報の提供や研修等を行う。

*5 発達障害者支援センター 発達障害児者への専門的支援(相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発)を総合的に行う。具体的には、①発達障害の早期発見・早期支援に向けた本人及びその家族に対する専門的な相談支援、②発達障害児者に対する専門的な発達支援及び就労支援、③関係機関等への発達障害についての情報提供及び研修、④関係機関等との連絡調整を実施する。

県民希望出生率について

- これまで富山県では、国で試算されていた国民希望出生率を参考に、県民の結婚や子育ての希望がかなった場合の出生率「希望出生率」を算出し (R元 : 1.9)、合計特殊出生率^{*6}との比較により、希望の実現の度合いを測ってきました。
- しかしながら、「合計特殊出生率」については、若い女性が転出超過となっている本県のような地域では、未婚女性の転出の影響で合計特殊出生率が上昇してしまうこともあるため (下記 (参考) のとおり)、合計特殊出生率で少子化の状況を測るのは難しい場合があります。
- また、「希望出生率」は、今回の基本計画の目標の「若い男女の視点に立ち、多様な価値観・考え方を前提とする」という考えを踏まえると、合計特殊出生率を希望出生率に向かって引き上げようとすることが、価値観の押し付けと捉えられてしまう懸念もあるのではないかと考えています。

このことを踏まえ、今回の基本計画では、「希望出生率」や「合計特殊出生率」を指標として用いないこととしています。本計画は、「若い男女の視点に立ち、多様な価値観・考え方を前提として、希望する人が結婚・出産・子育ての将来展望を描ける環境をつくる」ことを目標に、官民一丸となって若い世代の希望が叶うよう対策を進めてまいります。

参考 合計特殊出生率について

合計特殊出生率・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

→1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの
子どもの数に相当

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} 15\sim49\text{歳までの合計}$$

↑
(既婚女性 + 未婚女性)

【留意点】

女性を中心とした転出超過が発生している地方においては、次のような現象が起こることもある

※本県では近年女性の数と出生数がともに減少しているが、下記の試算は、女性の数の減少が与える影響をみるために、出生数が同じものとして比較している

(若年女性の転出前)

	女性の数	出生数	出生率
40代	40	4	0.10
30代	30	25	0.83
20代	20	10	0.50
10代	10	1	0.10
	100	40	1.53

(若年女性の転出後)

	女性の数	出生数	出生率
40代	40	4	0.10
30代	30	25	0.83
20代	15	10	0.67
10代	8	1	0.13
	93	40	1.73



分母が減少したことで、合計特殊出生率が上昇してしまう。

→ 合計特殊出生率が良いから大丈夫と誤った認識をしてしまう恐れがある。

*6 合計特殊出生率 年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

第3章

子育て支援・少子化対策の具体的な展開

① 基本方針

② 具体的施策の展開

③ 目標指標

第3章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 基本方針

今後5年間の取組みについて、次の6つの基本方針を掲げ、子育て支援・少子化対策として、幅広い分野にわたる施策を総合的に推進していきます。

I 雇用環境の整備

企業等におけるジェンダーギャップの解消や若者の雇用の安定による若者・女性に選ばれる雇用環境づくり、働き方改革や男性の家事・育児参画による共働き・共育ての推進、若者・女性の就業支援や再就職等の促進に取り組む。

II 次世代を担う若者への支援

若者・女性の転入・定着促進、学校等におけるライフプラン教育の推進や若い世代がライフプランを考える機会の提供によるライフプラン教育の推進、出会い・結婚を希望する若者への支援に取り組む。

III 「こどもまんなか社会」の実現に向けた気運の醸成

こども・若者・子育て当事者がウェルビーイングを高める社会づくりを進め、市町村・企業・関係団体等との連携により、こども・若者の成長と子育てを支援する気運の醸成に取り組む。

IV 経済的負担の軽減

子育て及び修学にかかる経費の助成やひとり親家庭への支援により、子育て当事者への支援に取り組む。

V 家庭・地域における子育て支援

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの支援や、幼児教育・多様な保育ニーズへの対応による子どもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援に取り組む。また、子育てを支援する人材の育成や子育て支援活動の促進、子育て支援のネットワークづくりにより、地域社会で支え合う子育て支援の促進を図るとともに、子育てにやさしいまちづくりや、子どもの交通安全対策の推進、子どもを犯罪から守るための活動の推進、良質な住環境の確保により、安心して子育てができる生活環境の整備に取り組む。

VI こどもの健やかな成長の支援

こどもの権利に関する広報・啓発やこどもの意見聴取と施策への反映により、こども・若者が権利の主体であることの理解促進に取り組む。

また、こどもの多様な体験・交流活動の促進やこどもの居場所づくりの推進、食育^{*1}とこどもの基本的な生活習慣づくりの推進、健全な育成環境の整備と思春期対策の充実、いじめ・不登校・ひきこもり等への対応により、学童期・思春期におけるこどもの健全な育成支援に取り組む。

さらには、児童虐待防止対策の推進や、社会的養護を必要とするこどもへの支援、こどもの貧困対策、障害や疾病のあるこども（医療的ケア児を含む）やヤングケアラーへの支援により、様々な困難を抱えるこどもへの支援に取り組む。

加えて、生命の尊さ等について学ぶ機会の充実や男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しにより、生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりに取り組むとともに、家庭教育力の向上と幼児教育の連携や個性と創造性を伸ばす教育の充実、配慮を要するこどもへの教育の推進（障害者・外国人）、豊かな心を育む教育の推進、児童生徒の心と体の健康づくりにより、こどもの生きる力を育成する教育の推進に取り組む。

*1 食育 生きる上での基本であって、知育・德育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

2 具体的施策の展開

＜施策体系＞

基本方針	基本的施策	施策の基本方向
I 雇用環境の整備	① 若者・女性に選ばれる 雇用環境づくり	(1) 企業等におけるジェンダーギャップの解消 (2) 若者の雇用の安定
	② 共働き・共育ての推進	(1) 働き方改革の推進 (2) 男性の家事・育児参画の推進
	③ 就業支援	(1) 若者・女性の就業支援や再就職等の促進
II 次世代を担う 若者への支援	① 若者・女性の転入・定着促進	(1) 若者・女性の転入・定着促進
	② ライフプラン教育の推進	(1) 学校等におけるライフプラン教育の推進 (2)若い世代がライフプランを考える機会の提供
	③ 出会い・結婚を希望する 若者への支援	(1) 出会い・結婚を希望する独身男女の応援
III 「こどもまんなか社会」の 実現に向けた気運の醸成	① こども・若者の成長と子育てを 支援する気運の醸成	(1) こども・若者・子育て当事者がウェルビーイングを 高める社会づくり (2) 市町村、企業、関係団体等との連携
IV 経済的負担の軽減	① 子育て当事者への支援	(1) 子育てにかかる経費の助成 (2) 修学にかかる経費の助成 (3) ひとり親家庭への支援
V 家庭・地域における 子育て支援	① こどもの誕生前から 幼児期までの切れ目のない支援	(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの支援 (2) 幼児教育・多様な保育ニーズへの対応
	② 地域社会で支え合う 子育て支援の促進	(1) 子育てを支援する人材の育成 (2) 子育て支援活動の促進 (3) 子育て支援のネットワークづくり
	③ 安心して子育てができる 生活環境の整備	(1) 子育てにやさしいまちづくり (2) こどもの交通安全対策の推進 (3) こどもを犯罪から守るための活動の推進 (4) 良質な住環境の確保
VI こどもの健やかな 成長の支援	① こども・若者が権利の 主体であることの理解促進	(1) こどもの権利に関する広報・啓発 (2) こどもの意見の聴取と施策への反映
	② 学童期・思春期における こどもの健全な育成支援	(1) こどもの多様な体験・交流活動の促進 (2) こどもの居場所づくりの推進 (3) 食育とこどもの基本的な生活習慣づくりの推進 (4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実 (5) いじめ、不登校、ひきこもり等への対応
	③ 様々な困難を抱える こどもへの支援	(1) 児童虐待防止対策の推進 (2) 社会的養護を必要とするこどもへの支援 (3) こどもの貧困対策 (4) 障害や疾病のあるこども(医療的ケア児を含む)への支援 (5) ヤングケアラーへの支援
	④ 生命を尊び家族を形成する 心を育む環境づくり	(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実 (2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
	⑤ こどもの生きる力を育成する 教育の推進	(1) 家庭の教育力の向上と幼児教育との連携 (2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実 (3) 配慮を要することどもへの教育の推進(障害者・外国人) (4) 豊かな心を育む教育の推進 (5) 児童生徒の心と体の健康づくり

① 若者・女性に選ばれる雇用環境づくり

現状と課題

次の親となる若者の社会減が少子化・人口減少の要因の一つとなっています。若者が、県内で働き、子育てできるような環境を整えることが必要です。

雇用の場においては、依然として昇進や賃金、配属などの面で男女間の格差が残っています。性別を理由とする決めつけや差別的取扱い、ハラスメント、妊娠・出産、育児・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の解消は、性別に関わらず活躍できる社会の実現に不可欠です。

特に、男女間の賃金格差につながる職場における職務・職責などの男女間格差、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差、サービス業や看護・介護・保育など女性が多く働く業種の低賃金などを改善し、女性が経済的に自立できる環境を整えていくことは喫緊の課題となっています。

また、若い世代が所得や雇用への不安等から、将来展望を描けない状況となっており、雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭等に向け、幅広い施策に取り組む必要があります。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 企業等におけるジェンダー・ギャップの解消

① 女性が働きやすく活躍できる環境整備の推進

- 男女の賃金格差の解消や女性活躍の課題分析など企業の女性活躍に向けた取組みを支援します。
- ジェンダーに基づく職場における「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への気づきと解消を促し、性別による固定的役割分担意識に基づく意識や制度、慣行の見直しを行い、女性の職域拡大を図ります。
- 男女の均等な機会と待遇の確保、正規・非正規といった雇用形態に関わらない均等な待遇の実現、ハラスメントの防止を図るため、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等の労働関係法・制度の周知を図ります。
- 女性が出産・子育て・介護などにより中断することなく就業を継続できるよう、企業等に対し、人事慣行の見直しや職場環境の整備を働きかけるとともに、キャリア継続のために必要な情報を提供します。
- 各企業における従業員のウェルビーイング向上に資する働き方改革・女性活躍に関する取組みを支援します。
- 女性の管理職比率が産業ごとの全国平均値以上など認定要件を満たす企業をとやま女性活躍企業として認定するほか、次のステップとして国のえるほし認定の取得を促進し、「選ばれる企業」としてのブランド力向上と優秀な人材確保を支援し、さらなる企業成長への好循環を推進します。
- 企業等における女性の活躍を一層推進するため、煌めく女性リーダー塾を開催し、リーダーをめざす女性社員の相互交流と自己研鑽を図り、業種・職種の枠を超えたネットワークを構築します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・県の知事部局における管理職の女性職員の割合をさらに高めるため、女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大に努めます。 また、柔軟で多様な働き方の推進、男性の育児参加促進、女性職員が自分の将来を見据えリーダーとしてのスキルを習得する研修の実施など、意欲と能力のある職員が育成・登用される、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。
② 一般事業主行動計画 (女性活躍推進法 ^{*1}) の策定促進に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「両立支援・女性活躍推進員^{*2}」による個別相談や策定研修会の実施により、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援します。 ・女性の採用・登用促進に積極的な企業等を支援するため、一般事業主行動計画を策定した企業に対し、県の建設工事等入札参加資格の優遇措置を実施します。 ・各企業が自社の一般事業主行動計画を簡便に無料で公開できる働き方改革・女性活躍応援サイトを活用して、行動計画の公表を促進することにより、計画の質の向上を図ります。

(2) 若者の雇用の安定	
① 若い世代の賃金の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善助成金（国制度）に上乗せして補助する「富山県賃上げサポート補助金」により、県内中小企業の賃上げと設備投資の取組みを支援します。
② 非正規雇用の正規化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングジョブとやまにおけるキャリア相談や就職応援セミナー、合同企業説明会の開催などの就職支援により若者の正規雇用を図ります。 ・不本意ながら不安定就労等を余儀なくされている、あらゆる世代の非正規雇用労働者の正規雇用化を促進するため、正規雇用者を求める県内企業と気軽にマッチングできる機会を提供し、正規雇用化を支援します。 ・実習先企業とのマッチングを行ったうえで、技術専門学院と企業とで訓練・実習を行うことにより、一人前の職業人へ育成し、当該企業での正規雇用採用につなげます。 ・キャリアアップ助成金（国制度）の各コースに沿って実施する非正規雇用労働者の正社員化などを「富山県キャリアアップ奨励金」により支援します。

※1 女性活躍推進法 女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。平成27年に平成38年3月末までの時限立法として制定。この法律に基づき、地方公共団体及び従業員301人以上の事業主は、行動計画の策定が義務付けられており、令和4年4月からは従業員101人以上の事業主にまで策定義務対象が拡大される。

※2 両立支援・女性活躍推進員 それぞれの企業の状況に応じて、行動計画の策定や労働者が安心して子育てできる職場環境づくりについての助言や情報提供を行う専門員（社会保険労務士）。

② 共働き・共育ての推進

現状と課題

本県では、年次有給休暇取得率はほぼ全国並みの水準となっているものの、労働時間が全国の水準を上回っている状況にあります。こうした状況が進めば、心身の疲労や仕事と子育て等の両立に関する悩みなど、仕事と生活に関する問題が増える可能性があると考えられます。また、今後労働力人口が減少していくなか、魅力的な職場環境でなければ、人材確保がますます困難となるおそれがあります。

こうしたことから、中小企業も含めて、長時間労働のは正や時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の選択肢を増やすなど、働き方改革を推進する必要があります。

夫婦間における固定的役割分担意識は解消傾向にありますが、家庭における役割分担の状況は、家事・育児のいずれも、妻が分担している割合が極めて高くなっています。

また、本県の男性の育児休業取得率は近年上昇していますが、女性との差は依然として大きくなっています。両立支援制度の利用が女性に偏り、その他の人々の働き方が変わらなければ、性別役割分担意識の固定化につながるおそれがあります。働き方を見直し、男性も当たり前に育児休業が取得でき、家事・育児等に参画できるような環境づくりや意識改革を行うことが必要です。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 働き方改革の推進	
① 仕事と生活の調和 ^{※3} の実現に向けた広報・啓発	<ul style="list-style-type: none">職業生活と家庭生活が両立できる職場づくりの重要性に関する事業主・労働者双方の理解を深めます。仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します。
② 生産性向上による長時間労働のは正	<ul style="list-style-type: none">企業におけるノー残業デーの実施や年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進など、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて労働時間の短縮等を推進します。企業における働き方改革を進めるため、業界・業種毎に実施する研修会等に講師を派遣し、業界全体での取組みを支援します。
③ 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法） ^{※4} の策定促進と質の向上に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none">策定体制が十分でない中小企業においても、一般事業主行動計画を負担なく策定できるよう、策定に関するセミナーの開催や、社会保険労務士である「両立支援・女性活躍推進員」による個別相談の実施により、一般事業主行動計画策定を支援します。各企業の実態に応じた具体的な計画の策定事例の紹介や研修会の開催など、円滑な策定を支援します。仕事と子育ての両立支援に関する国や県の支援策のきめ細かい情報提供を実施します。各企業が自社の一般事業主行動計画を簡便に無料で公開できる働き方改革・女性活躍応援サイトを活用して、行動計画の公表を促進することにより、計画の質の向上を図ります。（再掲）

※3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方・生き方が選択・実現できる状態。

※4 一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法) 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について事業主が策定する計画。従業員101人以上の事業主においては、策定・届出・公表・従業員への周知が義務づけられている。※県では、「子育て支援・少子化対策条例」に基づき、平成23年4月から、従業員51人以上100人以下の事業主に対し策定を義務づけており、平成29年4月からは、従業員30人以上50人以下の事業主にまで策定義務対象を拡大している。

	<ul style="list-style-type: none"> 「両立支援・女性活躍推進員」の個別相談等の際に、両立支援に関する県内外の好事例を活用します。 経済団体、関係機関等と連携して、働き方改革の気運醸成に取り組み、企業の好事例の発信等を通じて他企業への横展開を推進します。 両立支援に取り組む企業に対し、県の建設工事などの競争入札参加資格において優遇する措置等を行います。
④ 短時間勤務、子の看護休暇 ^{*1} 制度などの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法^{*2}に基づく仕事と子育ての両立に資する諸制度が子育て中の労働者に活用されるよう、事業主に理解を促します。 育児・介護休業法に基づく諸制度の活用を促進する事業主向け各種助成金制度の利用促進を図ります。
⑤ 事業所内保育施設 ^{*3} 設置の促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内保育施設を設置・運営する企業に対する助成制度により、事業所内保育施設の設置を促進します。 富山県防災危機管理センター内に設置した県庁内保育所において、県庁・北陸銀行・県JAグループの職員のこどもを対象とする「従業員枠」のほか、地域の保育を必要とするこどもを対象とする「地域枠」を設け、仕事と子育ての両立を支援します。
⑥ 従業員の健康課題に対する取組み	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携して、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」の普及に取り組み、働く世代の健康づくりや働きやすい職場環境整備を推進します。 フェムテックの導入など女性の健康課題に対応する企業を支援します。
⑦ 多様で柔軟な勤務形態の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 各企業における従業員のウェルビーイング向上に資する働き方改革・女性活躍に関する取組みを支援します。(再掲) 経済団体、関係機関等と連携して、働き方改革の気運醸成に取り組み、企業の好事例の発信等を通じて、他企業への横展開を推進します。(再掲) 短時間勤務やフレックスタイム^{*4}制、テレワーク^{*5}、時間単位での年次有給休暇取得制度の導入など、働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進や、正規・非正規といった雇用形態に関わらない均衡な待遇の実現などについて、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかけます。 企業がテレワーク導入を検討するための環境整備を支援とともに、県内の先進企業の取組みが他企業に波及するよう啓発します。 「イクボス^{*6}企業同盟とやま」のネットワークの拡大を図るとともに、企業等における実効性ある具体的な取組みを支援します。

※1 子の看護休暇 令和6年5月の育児・介護休業法の改正により、小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、申出により、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護や入園(入学)式・卒園式に出席するための休暇を取得することができる。子が2人以上であれば年10日まで取得できる。

※2 育児・介護休業法 育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的とした法律。労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定めている。令和7年4月の法改正では、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が盛り込まれた。

※3 事業所内保育施設 企業などが、その雇用している労働者のために、事業所の中や近くに設置した認可外の保育施設。国及び県では、設置・運営等を行う事業主に対し、その費用の一部を助成する制度がある。

※4 フレックスタイム 一定期間(3か月以内)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。

※5 テレワーク インターネット等の情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。

※6 イクボス 職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと。

- ・女性就業支援センターにおいて、短時間や短日勤務など柔軟な働き方を取り入れた求人を企業に対し働きかけます。

(2) 男性の家事・育児参画の推進

① 男性の育児休業取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法に基づく男性の育児休業促進策（産後パパ育休^{※7}、パパ・ママ育休プラス^{※8}）等を周知し、積極的に推進します。 ・男性の育児休業の取得率や取得期間の向上に取り組む企業を支援します。 ・男性の育児休業取得による企業側のメリット、取得促進のポイント等を啓発するほか、管理職及び若手男性従業員向けに、育休取得に向けた意識啓発を図ります。 ・中小企業における男性の働き方の見直しや家事・育児等への参画を推進するため、業界・業種ごとに実施する研修会等に講師を派遣し、業界全体での取組みを支援します。 ・県の男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促進するため、原則1か月以上の休暇・休業の取得促進に取り組みます。
② 家庭内での家事・育児分担の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が子育てに参画する必要性について理解を深めます。 ・男性が育児等を担うことに対する社会全体の理解の醸成や意識改革のため、ホームページ等を活用した情報提供を行います。 ・妻の出産を控えた男性に、男性育休や、夫婦の育児分担の必要性、育児スキル等を紹介するなど、共働き・共育ての普及啓発を図ります。 ・家事代行サービスの導入を促進します。

※7 産後パパ育休 産後8週間に内に4週間(28日)を限度として2回に分けて取得できる休業で、1歳までに取得できる育児休業とは別に取得できる制度。

※8 パパ・ママ育休プラス 父母がともに育児休業を取得する場合には、取得できる期間が、子が1歳に達するまでから1歳2ヶ月に達するまでに延長されるもの。

③ 就業支援

現状と課題

本県における若年者の雇用状況は全国でもトップクラスにある一方で、約2割の若者が非正規雇用であり、新卒者の約3割が3年以内に離職している状況にあることから、若者の雇用の安定を図るため、就業支援をより一層強化する必要があります。

女性の高い就業意欲と行動力を社会の活性化に活かすため、育児や介護等で一旦離職した女性の再就職を支援するとともに、起業など様々な分野で女性が活躍できる環境を整備し、女性のチャレンジを拡大していくことが必要です。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 若者・女性の就業支援や再就職等の促進

① 新規学卒者をはじめとする若者への就業支援の強化	<ul style="list-style-type: none">キャリア教育アドバイザーを配置し、学校の就職指導を支援する体制を整備します。学校間の連携を図る進路指導主事等連絡会議や、ハローワーク等との連携を図る就職支援担当者連絡会議を随時開催し、求人状況や就職支援のノウハウの共有化を推進します。若者の県内就職を促進するため、合同企業説明会や就職応援セミナー等を開催します。ヤングジョブとやまに新卒特別支援統括コーディネーターを1名配置し、障害のある学生に対し、新卒応援ハローワーク等関係機関と連携しながら、相談対応をはじめインターンシップ体験や短期の職場実習による就職支援及び就職後の職場定着支援を実施します。県就農サポートセンター^{※1}と市町村等、関係機関との連携により、就農相談から研修、就農、定着までをワンストップで支援します。農業研修機関「とやま農業未来カレッジ^{※2}」において、就農希望者に対して本県の営農条件に即した基礎知識・技術の修得を支援します。
② 若者に対する就業意識の啓発、自立支援	<ul style="list-style-type: none">ヤングジョブとやまにおけるキャリア相談や就職活動前の学生を対象とした企業研究会の開催など若者の就業意識の向上を図ります。中小企業の新入社員が参加する継続的なセミナーを実施するなど若者の職場定着の取組みを推進します。フリーター^{※3}やニート^{※4}等の若者を支援するため、富山地域若者サポートステーションにおいてカウンセリングや職場体験を実施します。若者自立支援ネットワークを構築し、専門的な支援を継続的に提供するなど若者の自立を支援します。

※1 県就農サポートセンター 新たに就農をしようとする意欲ある青年等に対し、就農相談や情報の提供など都道府県段階での就農を支援する拠点。本県では(公社)富山県農林水産公社に設置。

※2 とやま農業未来カレッジ 本県の農業後継者を育成するため県が設置した農業研修機関。平成27年1月開校。就農に必要な農業の基本的な知識や実践的技術を1年間で習得できる通年型研修や若手農業者向けの栽培管理技術や農業経営などの短期の専門研修等を実施。

※3 フリーター 労働経済白書では「フリーター」を、15~34歳のうち、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、次の者と定義している。
①就業者については勤め先での呼称が「アルバイト」または「パート」の者。

②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「アルバイト」または「パート」の者。

③非労働人口で家事も通学もしていない者のうち、就職内定しておらず、希望する仕事の形態が「アルバイト」または「パート」の者。

※4 ニート ニート(NET)は、Not in Education, Employment or Training の頭文字で、いわゆる「学校に通っておらず、働いておらず、職業訓練を行っていない者」のことを通称したものである。労働経済白書ではニートに近い概念として、若年無業者を年齢15~34歳に限定し、非労働人口のうち家事も通学もしていないものと定義している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生等のインターンシップへの参加を促進とともに、学生のニーズと企業とのマッチング、フォローアップを実施します。
③ 就業支援プログラムの充実による再就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産等による離職等によりキャリアにブランク（空白期間）がある女性の復帰を支援するための講座等を実施します。 ・離職者に対して多様で質の高い職業訓練の機会を提供し、きめ細かな就職支援を行います。
④ 就業や起業に関する相談 ・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県民共生センターに設置するチャレンジ支援コーナーにおいて、再就職、起業、NPO活動、職場内のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにかかる相談にきめ細かく対応します。 ・女性の就業に関する相談をワンストップで受け付ける女性就業支援センターを運営し、セミナーや職場体験など企業と未就業者とのマッチングを実施し、就業に向けた支援を行います。 ・結婚・出産等を機に一旦離職した女性の再就職や起業をはじめ、女性の様々なチャレンジにかかる相談にきめ細かく対応し、就業等を支援します。 ・起業・新分野進出をめざす女性、若者、シニア等に対する専門知識の習得支援や県内経済界とのネットワークづくりの場の提供など、起業等に向けてのサポート体制を強化します。
⑤ リカレント教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事のキャリアアップの希望者向けに講座等を開催する私立専修学校に対し支援を行うことで、リカレント教育の機会の充実を図ります。 ・人生の新たなステージにおける自らのあり方、生き方を考え、新たな人生設計により、リカレント教育等による学び直しや生きがいを持って心豊かに生きるための生涯学習などに取り組み、生涯活躍できる人材を育成します。
⑥ 企業におけるリスクリングの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・技術専門学院において、若手・中堅のステップアップ、女性のキャリアアップ等に向けた在職者訓練を実施します。 ・県内中小企業が生産性向上や成長分野へのチャレンジのために行う従業員のリスクリングの取組みを支援します。

① 若者・女性の転入・定着促進

現状と課題

若者、特に女性にやりがいをもって活躍できる県内企業がたくさんあることを知ってもらうことや就職先の選択肢に県内企業が意識されることが必要です。

本県のUターン就職率は非常に高い状況にあるとともに、移住された方の世帯主の20~40代が8割を占めるなど、若者の地方移住の機運が高まっています。

今後は、北陸新幹線の敦賀延伸効果を最大限に活かし、若者の県内定着を一層促進する必要があります。このため、県外大学生のUターン就職の促進や、大都市圏の社会人のU I Jターンの推進、移住・定住の促進、県内大学等の活性化にさらに積極的に取り組むことが重要です。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 若者・女性の転入・定着促進	
① 中高生へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 中高生と企業で働く女性との交流会を実施し、進学・就職前に自身のライフプランやキャリア形成について考える機会を提供します。 探究的な学習やキャリア教育の中で富山で働き・暮らす魅力の気づきを促進します。 富山で活躍する社会人との交流を通じた地元企業の魅力を再認識する取組みを実施します。
② 大学生等若者の県内就職の促進	<ul style="list-style-type: none"> 学生に対して就職先としての県内企業の魅力を伝えるため、企業情報プラットフォーム「就活ラインとやま」による県内企業の情報発信を強化するとともに、学生と県内企業が直接交流できる機会を提供します。 地域産業の中核人材となる学生の奨学金返済を支援し、県内企業への就職・定着を促進します。 大学1~2年生などの低年次から参加しやすい、魅力的なインターンシップの導入に向けた中小企業の取組みの支援等を通じて、職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実を図ります。 継続的・定性的な若い女性の意識調査を実施します。
③ 移住・U I Jターンの促進	<ul style="list-style-type: none"> 移住検討者に選ばれる県となるため、移住実現に向けた具体的な手段や方法を紹介するセミナーや、県内市町村や企業にも出展いただく相談会などを開催し、本県にゆかりのない若者にもありのままのリアルな富山暮らしの魅力を伝え、移住促進を図ります。 田園回帰を志向する首都圏の若い世代にアプローチするため、「富山で働き暮らす」を体験できる企画や移住者目線による暮らしの魅力発信を強化します。 東京圏から移住し、県内の中小企業等に就職又は起業した場合に、市町村と連携し移住支援金を交付します。 また、卒業後に県内に移住・就職する東京圏の大学生を対象に就職活動に要する交通費を市町村と連携し支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国が創設した「移住支援金」「起業支援金」の制度を最大限活用するとともに、県独自の支援を行い、東京23区だけでなく、全国からの移住を促進します。 ・継続的・定性的な若い女性の意識調査を実施します。(再掲)
④ 関係人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業による首都圏等の中核人材の確保や副業・兼業人材の活用を支援します。 ・県外大学生等とのつながりを拡大します。
⑤ 若者に選ばれる企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・若者を含む多様な人材が働きたいと思う企業を誘致するため「IT・オフィス系企業立地助成金」による誘致に取り組みます。 ・若者・女性を含む多様な人材の雇用につながる企業の誘致を進めるほか、地方拠点強化税制を活用した本社機能の首都圏からの移転、サテライトオフィスの誘致に取り組みます。
⑥ 起業等による就業機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県の未来を担う企業人を育成するために、専門家、経済界等の協力を得て、「とやまスタートアッププログラム in 東京」や「とやまワカモノ・サミット」を開催し、スタートアップを目指す若者や女性を支援するとともに若者の創業機運を醸成します。 ・若者・女性のアイディア等を活かした事業の創業等に助成します。 ・若者・女性起業家の発掘、集中的な伴走支援によるロールモデルを創出します。 ・県創業支援センター（SCOP TOYAMA）における若者・女性の起業を支援します。
⑦ 県内の大学等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・県内7高等教育機関で組織する大学コンソーシアム富山が実施する教育・地域貢献等の取組みを支援することにより、県内大学等の活性化と魅力向上に取り組みます。 ・県立大学において、県内産業界のニーズに対応し、成長産業の育成とそれを支える人材育成のため、教育研究機能の充実を図ります。 ・医薬品分野の専門人材の育成・確保を図るために、富山県内外の薬学部・理工系大学生を対象に「薬都とやま」の魅力を体験できる専門講座や県内製薬企業の若手社員との交流などを行うネクスト・ファーマ・エンジニア養成コース等を実施します。
⑧ 地域におけるアンコンシャス・バイアスの解消	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における固定的な役割分担意識などアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みを推進します。

② ライフプラン教育の推進

現状と課題

若い世代が、今後の人生について主体的に考えることにより、自分の理想とする豊かな人生を歩めるよう、パートナーシップや家族の在り方、妊娠・出産、親になることなどについて考えを深め、自らの将来設計を考える機会を設けることが必要です。

また、人生100年時代においては、職業人生の長期化や外的環境の変化が想定されるため、これらに対応するためには、自分の特性を理解するとともに、自らのキャリア・働き方に責任と意思を持ち、主体的に学びに向かう態度と活躍し続けるための力を育成することも重要です。

さらには、働き方やライフスタイルが多様化しているなか、社会に出てからも若い世代が希

望をもって将来のキャリアとライフイベントに対するビジョンを描くことができるよう、自らのライフプランを考える機会を提供する必要があります。

本県においても、女性の出産の高年齢化が進行していますが、結婚・出産年齢の上昇に伴う妊娠・出産のリスクについて十分理解されていないことから、妊娠・出産をより安全に希望どおり実現するためにも、女性の健康や男女の性や生殖等についての正しい知識の普及啓発と、妊娠・出産をライフプランに適切に位置づけるための理解を性別にかかわらず深めていくことが重要です。

あわせて、予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩みなどを有する男女に対し、相談できる体制が必要です。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 学校等におけるライフプラン教育の推進

① 学校におけるライフプラン教育	<ul style="list-style-type: none">中学校・高等学校においては、妊娠・出産やライフプランに関する内容について、教科等の指導計画に位置付けられており、生徒の実態に応じた指導を行います。高等学校では、地域人材によるライフデザインセミナーを行い、ライフプラン教育の充実を図ります。 <p>(保健体育)</p> <ul style="list-style-type: none">発育・発達の時期や程度には個人差があること、思春期には生殖器官が成熟し、それに伴う変化に対応した適切な行動が必要となることについて学習します。 <p>(技術・家庭科 (家庭分野))</p> <ul style="list-style-type: none">幼児への理解を深め、こどもが育つ環境としての家庭と家庭の役割に気づくよう、幼稚園^{*1}、保育所を訪問しての幼児ふれあい体験などを行います。 <p>(特別活動 (学級活動))</p> <ul style="list-style-type: none">中学校では、思春期の心と体の発育・発達、友情と恋愛と結婚等について、話合いや討論を行ったり、専門家の講話を聞いたりするなどの活動を行うとともに、自分の夢や希望、30年後の私などを題材に設定し、地域の人材を招聘しての講話、進路計画の立案、ライフプランの作成等を行います。 <p>(家庭科 (高等学校))</p> <ul style="list-style-type: none">生涯の生活設計や、男女が協力して家庭を築くことの重要性、親の役割等について、乳幼児とのふれあいや交流、親や保育者が乳幼児と関わる姿の観察など実践的・体験的な活動を通して学習します。 <p>(特別活動 (高等学校))</p> <ul style="list-style-type: none">ホームルームや学校行事などを通じ、他者と協働して合意形成したり、自己の在り方生き方を意思決定したりする活動に取り組みます。
------------------	---

*1 幼稚園　満3歳から小学校就学前までの幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するための施設。

<p>② 社会的・職業的自立に向けた能力や態度の育成 (キャリア教育の充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の小学校から高等学校まで、児童生徒の発達の段階を踏まえながら系統的・継続的に「キャリア・パスポート」を活用することによって、社会的・職業的自立の基礎となる能力や態度の育成に努めます。 ・児童生徒一人ひとりのキャリア発達を段階的に促すよう、小・中・高等学校を通したキャリア教育の充実に努めます。 ・大学1～2年生などの低年次から参加しやすい、魅力的なインターンシップの導入に向けた中小企業の取組みの支援等を通じて、職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実を図ります。(再掲) ・地域や産業界等との連携による起業体験、職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実を図るとともに、外部人材を積極的に活用します。 ・中高生と企業で働く女性との交流会を実施し、進学・就職前に自身のライフプランやキャリア形成について考える機会を提供します。(再掲)
<p>③ 自分の人生を設計する力と学び続ける態度の育成 (ライフプラン教育の充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、長期的な視点に立って人生（就職、結婚、出産、育児等）を展望し、働くことを位置付け、社会的・職業的自立に必要な能力を育成する教育を推進します。 ・児童生徒が自分の特性や興味・関心を理解し、自分の「将来の姿」を思い描いて目標を定め、それに向かって計画的に取り組む意欲を育成します。 ・小学生が、夢や目標をもち、富山で暮らす、働く、結婚・産み育てるなどのライフプランについて具体的に考えることができるよう、小学校高学年向けのライフプラン教育用冊子（デジタルブック）を活用した学習の実施により、ふるさと教育を基盤としたライフプラン教育の充実を図っていきます。 ・中学校においては、富山で働く・結婚する・産み育てるなどのライフプランについて、具体的に考えさせるための中学生向け冊子（デジタルブック）を活用した学習の実施により、ふるさと教育を基盤としたライフプラン教育の充実を図ります。 ・小中学校においては、地域で活躍する方の講話や乳幼児とのふれあい体験の実施を通して、富山で生活するよさを知り、自身のライフプランを具体的に考えさせる契機としています。 ・高等学校において、生涯を見通し、自己の在り方・生き方を考える副教材を作成・活用するとともに、地域人材によるライフデザインセミナー、赤ちゃんふれあい体験等を実施することにより、ライフプラン教育の普及・充実を図ります。 ・思春期ピアカウンセラーを養成し、若者同士のライフプランを考える機会を提供します。 ・女性健康相談センターにおいて、男女の健康等に関する正しい知識の普及啓発活動に努めます。 ・大学生を対象に、就職や結婚、子育て等の将来のライフプランを描くために必要な情報提供を行うとともに、自ら考える機会を提供します。

(2) 若い世代がライフプランを考える機会の提供	
① 社会人におけるライフプランを考える機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・若手社会人に対して、早いうちから、自分のキャリア形成とあわせて、結婚、出産・子育て等のライフイベントについて考える機会を提供します。 ・若手女性社員を対象に、将来のキャリアへの不安の解消と、チャンスを掴むための無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に関する講座等を実施します。
② プレコンセプションケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の男女がプレコンセプションケアを含め、自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、男女を問わず健康や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 ・女性健康相談センターにおいて、男女の健康等に関する正しい知識の普及啓発活動や、予期せぬ妊娠や妊娠出産に対する悩みなど、電話・LINE相談等の相談支援体制の充実を図ります。

③ 出会い・結婚を希望する若者への支援

現状と課題

将来結婚することを望んでいる若者が多い一方、出会いの場がわからない、交際の進め方がわからないという不安がある人が多いことから、出会いの機会の充実をはじめ、結婚支援を総合的に実施する必要があります。

また、結婚に関する正しい現状・知識を伝えるとともに、企業等と連携し、結婚を社会全体で応援する気運づくりを進め、結婚を望む若者の希望を叶えられるようにすることが大切です。

▶ 施策の基本方向と具体的な施策

(1) 出会い・結婚を希望する独身男女の応援	
① 結婚に関する適切な情報提供・気運醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代に対応した結婚、婚活に関する現状等の情報提供を行います。 ・出会い系や交流、結婚を希望する独身者と、独身者を支援する県内事業者をつなぐプラットフォームとしてTOYAMATCHを運営する等企業等と連携し、社会全体で出会い系や交流、結婚を希望する独身者を応援する気運を醸成します。
② 結婚を希望する男女の出会いの機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・とやまマリッジサポートセンター（adoor）において、1対1の個別マッチング（お引き合わせ）や結婚支援に関する情報提供などを総合的に行うとともに、県及び市町村サポーター相談員等のスキルアップ等を目的とした研修等を実施し、相談支援体制を強化します。 ・従業員の出会い系や結婚を応援する企業等を支援するため、福利厚生として出会い系を応援する仕組みを構築・運営します。 ・若者の特性を踏まえ若者が気軽に参加でき、異性と出会うことができる出会い系・交流の機会の充実を図ります。 ・結婚支援に知見のある人材を活用し、市町村や企業等が実施する結婚支援事業への助言・協力等により、県との連携を強化して、結婚支援の質の向上を図ります。
③ 市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚支援ネットワーク会議や市町村でのadoorの出張登録会、県・市町村サポーターの合同研修会を開催など市町村との連携を強化します。

① こども・若者の成長と子育てを支援する気運の醸成

現状と課題

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。「こどもまんなか社会」を推進していくことは、こども・若者が尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要です。

子育ては保護者が第一義的に責任を持つものですが、こどもは社会の希望であり、保護者のみならず地域、社会にとってもかけがえのない存在です。

今日の少子化の現状や、こども・若者を取り巻く環境などについて、県民の理解・認識を深め、こども・若者の成長と子育てを社会全体で支える気運を高める必要があります。

こども・若者・子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革を進めることが必要です。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) こども・若者・子育て当事者がウェルビーイングを高める社会づくり

① こどもを支援する気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利の尊重と擁護を基本とする「こどもの権利に関する条例（仮称）」を制定するとともに、県民に幅広く普及啓発を図り、社会全体でこどもを育み支える環境づくりを推進します。 ・「とやま県民家庭の日」（毎月第3日曜日）や「とやま家族ふれあいウィーク」（とやま県民家庭の日から始まる1週間）が、家族と触れ合い、家族のきずなを深める日となるよう、啓発活動を推進します。 ・「こどもまんなか応援サポーター」宣言に基づく取組みを実施します。
② 子育て支援や少子化に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭のみならず、すべての県民がそれぞれの立場で子育て支援や少子化対策について考え、地域ぐるみで支え合うという意識や気運を醸成するため、広報・啓発を推進します。 ・積極的にこども・子育て支援に取り組んでいる個人・団体等を「こども・子育て応援 とやま賞」として顕彰し、市町村や関係団体等を通じ、その取組事例を広く周知します。
③ 妊娠、こども・子育てに温かい社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを社会全体で支え、応援する気運を醸成します。 ・妊婦やこども連れの方に優先案内を行うなど配慮を行う「こどもファスト・トラック」の取組みを推進します。 ・（公社）日本青年会議所が提唱する「ベビーファースト運動」に県として参画し、こども・子育てを社会全体で応援する気運の醸成に取り組みます。

- ・事業主の協力を得て親子が触れ合う機会を提供する「とやま子育て応援団」を普及するとともに、ホームページ等を活用した情報の提供などにより、「とやま子育て応援団」の利用促進と利便性の向上を図ります。
- ・こども連れの方が外出しやすい環境づくりを支援します。
- ・子育て支援アプリ「とみいくフレフレ」で、ライフステージに応じた国、県、市町村、民間団体等の支援サービスや子育てに役立つ情報を提供します。
- ・屋内型施設「新川こども施設」を整備運営します。

(2) 市町村、企業、関係団体等との連携

① 市町村、企業、関係団体等との連携

- ・地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的に実施する市町村との緊密な連携を図ります。
- ・富山県子育て支援・少子化対策県民会議の開催などを通じて、子育て支援団体、企業、N P O、行政などが連携し、社会全体で子育て支援・少子化対策に取り組む気運の醸成を図ります。

① 子育て当事者への支援

現状と課題

県が実施した未就学児を持つ保護者へのアンケートによると、実際の子どもの数が理想の子どもの数を下回る理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが挙げられており、子育て家庭が望む子育て支援として、最も要望が高いのは、経済的支援となっています。

また、ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭の多くが、生活費や子育て、家事等に様々な悩みを抱えており、こうした家庭の経済的自立を図るための就業支援や、仕事と子育ての両立を支える子育て、生活支援策等が求められています。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子育てにかかる経費の助成

① 出産・保育・医療等にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が協力し、子どもを望む夫婦への不妊症や不育症治療費の助成や、将来子どもを望む夫婦を対象に、妊娠・出産に影響する疾患を早期発見・早期治療に繋げるプレ妊活健診の費用助成を行います。 ・県と市町村が協力し、妊娠婦及び乳幼児に係る医療費を軽減します。 ・市町村が実施する妊婦に対する健康診査、国の制度を活用した、未熟児に対する医療費の公費負担（未熟児養育医療）や、手術等により障害の改善が期待できる児童に対する医療費の公費負担（育成医療）への支援、慢性疾患にかかっている児童に対する医療費の助成（小児慢性特定疾病治療費の支給）を実施するとともに、市町村と協力して重度心身障害児に対する医療費負担を軽減（重度心身障害者等医療費助成）します。 ・心身に障害のある児童を監護する親等に特別児童扶養手当^{*1}（国制度）を支給し、児童の健やかな成長を支援します。 ・幼児教育・保育の無償化（国制度）により、3～5歳のすべての子ども及び住民税非課税世帯の0～2歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園^{*2}などの利用料を無償化します。 ・県と市町村が協力し、0～2歳の子どもの保育料について、低所得世帯の第1子・第2子に係る保育料を無償化・軽減するとともに、第3子以降については完全無償化します。 ・県と市町村が協力し、一定の所得の3～5歳児の第3子以降について、保育所等の副食費を軽減します。 ・国の制度を活用し、保育所等に通う低所得世帯を対象に、教材費等の一部を助成します。 ・高校生年代までの児童を対象に、児童手当^{*3}（国制度）を支給し、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援します。
----------------------	---

*1 特別児童扶養手当 身体または精神に重度、中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給される手当。

*2 認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、親の就労の有無にかかわらず利用できる施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がある。

*3 児童手当 高校生年代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している者に支給される手当。

② 住宅などにかかる経費の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代世帯や多子世帯等が同居できる住環境を確保するための住宅取得を支援します。 ・県営住宅において、高等学校生以下の子がいる世帯の入居収入基準の緩和や優先的な入居への配慮などにより、安心して子育てができる住環境の確保を支援します。 ・離職により住宅を失った生活困窮者等に対して家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給します。また、収入が著しく減少し、家計改善のため、家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者に対して、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助します。 ・三世代以上の家族が同居する世帯や3人以上のことどもを持つ世帯の住宅及び住宅用土地の取得に対し、不動産取得税の減免制度等を実施します。
③ その他の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠時や出産時における「妊娠支援給付金」とともに、県独自の1歳半時の「とみいくデジタルポイント」の配布により、切れ目ない経済的支援を行います。 ・県営電気事業の収益でこども3人以上の世帯の電気料金負担を軽減する「とやまっ子すぐすぐ電気」について、引き続き子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、事業を延長します。

(2) 修学にかかる経費の助成	
① 修学にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与します。 ・高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金（国制度）を支給します。 ・私立高等学校の授業料については、高等学校等就学支援金（国制度）に上乗せする形で助成しているほか、入学納付金への助成を行うなど、所得に応じた段階的な支援を行います。 ・低所得世帯の高等学校生に奨学のための給付金（国制度）を支給します。 ・私立小学校、中学校の家計急変が発生した世帯に、授業料減免補助を実施します。 ・国の制度を活用し、低所得世帯を対象に、私立専門学校に通う学生の授業料等の減免等（高等教育無償化）を実施します。 ・こともの大学等への就学等に必要な費用の確保を支援するため、多子世帯に対する融資を行うとともに、金利負担の軽減（実質的な無利子化）を図ります。

(3) ひとり親家庭への支援	
① 子育て・生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当^{*1}（国制度）の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施します。 ・県と市町村が協力し、ひとり親家庭に係る医療費を軽減します。 ・ひとり親家庭のことどもに対する学習支援の取組みを促進します。

*1 児童扶養手当 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者などに支給される手当。

	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター^{*2}の利用料の一部を助成し、経済的負担を軽減します。 ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、または、就業のための訓練が受けられるよう、保育所等の優先的利用や子どもの居場所づくりを促進します。
② 就業支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センター等において、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供します。 母子・父子自立支援プログラム策定による支援を推進します。 ひとり親が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。また、就職に有利となる資格を取得するため、6ヶ月以上養成機関において修業する場合に、修業期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者等に対し、入居する家賃の実費（上限あり、最大1年間）を貸し付けます。
③ 相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員^{*3}が、ひとり親家庭等の相談や情報提供の総合的な窓口として、効果的に機能するよう、支援員制度の周知を図るとともに、研修の実施等により資質向上に努めます。 養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、離婚前後のさまざまな機会を活用し、養育費に関する情報提供や啓発を行います。 ひとり親向けウェブサイトやSNS等を活用し、ひとり親が必要とする情報のわかりやすい発信に努めます。 民生委員・児童委員^{*4}等、地域の相談機関や市町村などとの連携を促進します。 生活困窮者自立相談支援窓口など相談支援機関において、日常生活や社会的自立などに関する相談支援を実施します。

*2 ファミリー・サポート・センター 市町村が設置する、育児等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互援助活動を行う会員組織。急な残業時など、既存の保育サービスで対応できない保育ニーズに対応。

*3 母子・父子自立支援員 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進のため、こどもや家庭のこと、福祉資金の貸付や就業などの相談を行い、自立を支援する専門相談員。

*4 民生委員・児童委員 民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼務。児童委員は、地域の児童および妊産婦の生活や環境状況を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにする、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う。

① 子どもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援

現状と課題

核家族化や都市化の進行等により、家族や地域の子育て機能が低下し、子育てに対する不安感や負担感が大きくなっています。

こうした状況の中、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行う「子ども家庭センター」の設置等、市町村を中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実が求められています。

近年、晩婚化や出産年齢の高齢化に伴い、不妊症や不育症に悩む方が緩やかに増えています。まずは妊娠等に対する正確な知識を持つことが重要であり、将来的に妊娠・出産を迎える若い男女が、プレコンセプションケアを含め、自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントができるよう、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理を促す取組みが求められています。一方、性感染症や不妊、予期せぬ妊娠、若年妊娠などの特定妊娠等への適切な相談支援や対応なども必要です。

また、妊娠から産後2週間未満までの妊娠婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、児童虐待による死亡事例の約半数が0歳児であることなどを踏まえると、妊娠期からの支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっています。こうしたなか、令和5年1月から開始した出産・子育て応援交付金事業における伴走型相談支援により、全ての妊娠婦の状況の把握に努めるとともに、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援を行い、孤立化により産後うつなど防ぐための支援が必要です。

周産期医療体制^{*1}においては、質の高い周産期医療を安定的に確保するため、地域の医療機関が妊娠婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて機能を分担・重点化するなど連携を強化することが必要です。

子どもの心身の健やかな成長を支援するため、乳幼児期から小児期にわたる一貫した健康診査の実施や相談体制、疾病の早期発見・早期治療につながるスクリーニング検査の実施などの更なる推進や充実が必要です。

また、子育てに関する不安感や負担感を解消するため、子育て家庭に対し、適時適切な情報提供や関係機関、団体等が実施する相談窓口の周知、相談体制の充実を図るとともに、子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援の中から、子どもや保護者がニーズに合わせて、適切な支援を選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談・援助等を行う必要があります。

平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度において、保護者の就労の有無や状況にかかわらず、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量の拡充と質の向上を図っていくこととしています。

本県においては、保育所の待機児童は発生していないものの、3歳未満の入所児童数の割合が増加しており、また、一時預かりや延長保育、病児・病後児保育などの多様な保育に対するニーズの高まりも見られることから、地域の実情に応じて計画的に教育・保育の受け皿を整備し、

*1 周産期医療体制 周産期における母と子の健康を守るために、産科、小児科など関係医療機関の連携を図り、円滑な救急医療活動や一貫した総合的な医療の充実を支援する体制。

子育て支援の充実を図ることが求められています。

保育サービスを担う人材の確保は大きな課題となってきており、保育士や保育教諭等の処遇改善や潜在保育士の活用などにより、子育て家庭のニーズに対応した支援の拡充に必要な職員の確保を推進するとともに、より一層の資質の向上を図る必要があります。

保育所等において、事件・事故等不測の事態が発生した場合、早期に園児や保育士に対し心理面での支援が求められています。

放課後児童クラブについては、女性の就業率の高まりや、こども・子育て新制度において、利用対象が拡大されたことなどから、利用児童は増えており、待機児童が発生している地域もあります。このため、子育て家庭のニーズを踏まえ、放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間の延長など、より一層の充実と、支援員等の確保や質の向上に努める必要があります。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの支援	
① 女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">若い世代の男女がプレコンセプションケアを含め、自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、男女を問わず健康や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。(再掲)女性の健康や妊娠・出産に関するホームページ等による情報発信、妊娠・出産の不安や悩みを気軽に相談できる「妊娠・出産悩みほっとライン」(電話・SNS)による個別相談などの充実を図ります。
② 不妊症・不育症に関する理解の促進や治療への支援	<ul style="list-style-type: none">不妊症・不育症とその治療に関する正しい理解の啓発を図るとともに、治療のための休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。県と市町村が協力し、こどもを望む夫婦への不妊症・不育症の治療費の助成を行います。不妊症・不育症に関する相談体制の充実を図ります。相談業務に従事する職員の資質向上を図るための研修会を充実します。
③ 妊娠期から子育て期までの支援体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none">妊娠婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援など一体的に行うため、各市町村では「こども家庭センター」の設置に努めます。こども家庭センターでは、「母子に対する相談支援」「乳幼児健診」などの母子保健業務と「こどもに関する相談支援」「児童虐待対応」などの児童福祉業務を一体化し、妊娠から出産、子育てに至るまで、こどもに関して気軽に相談できる窓口や支援につなぐ体制を整えます。医療機関と連携し、妊娠の早期届出を推進します。市町村と連携し、市町村が行う妊娠・産婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発を行い、確実な実施に努めます。医療圈毎の妊娠健診医療機関と分娩医療機関の連携体制や、周産期医療関連施設との連携体制等の充実を図ります。分娩取扱医療機関と妊娠中に健診や相談に対応できる産婦人科医療機関が連携・協力し、妊娠をサポートする体制を推進します。妊娠・出産に関する安全性の確保や出産を支援し、産前産後の母の心身の安定を図るために、産前産後ヘルパー派遣事業の促進や関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う産婦健康診査や産前・産後サポート事業、産後ケア事業等など心身のケアや育児のサポートについて支援します。 産後うつ対策をさらに推進するため、医療機関等と連携して、妊娠・出産サポート体制を充実します。 支援の必要性の高い妊産婦に対して、保健、医療、福祉等、関係機関との連携による支援を充実させるとともに、産科受診の同行や一時的な居場所提供等の支援を行います。 予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等が相談しやすいよう、「妊娠・出産悩みほっとライン」（電話・SNS）による相談支援体制を推進します。 生まれてくる子どもの歯の形成や妊婦自身の健康を守るため、妊娠中の歯と歯ぐきの健康づくりのための取組みを推進します。
④ 周産期医療体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、地域周産期医療関連施設及び一般の産科医院における機能分担と連携を推進します。 周産期母子医療センターの運営を引き続き支援します。 医師の働き方改革について県民に周知を行い、医療機関への適切な受診につなげるなど医師の負担軽減を図ります。また、医療現場の勤務環境の改善に向け医療機関の取組みを支援します。 富山県周産期医療搬送・紹介ガイドラインに基づき、母体管理や搬送体制の適正化・迅速化を推進します。
⑤ 小児医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各医療圏の休日夜間小児急患センターや二次輪番制度について、圏域ごとの医療資源に応じたスタイルで、運営の継続に努めます。 医師の働き方改革について県民に周知を行い、医療機関への適切な受診につなげるなど医師の負担軽減を図ります。また、医療現場の勤務環境の改善に向け医療機関の取組みを支援します。（再掲） 医療的ケア児に対する在宅医療、救急医療、災害医療等の提供体制の整備を進めます。 子どものこころの診療体制の強化を図ります。
⑥ 乳幼児の健康診査や保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳児期から小児期にわたる健康診査の実施や保健指導のさらなる充実、疾病の早期発見・早期治療につながるスクリーニング検査の実施など更なる推進に努めます。 市町村における健康診査を受診しない親子に対する支援の強化に努めます。 市町村における新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などの機会を活用し、育児に悩む保護者の早期発見とその支援に努めます。 支援を要する乳幼児とその保護者に対して、相談会の充実や支援体制の強化に努めます。 乳幼児の事故防止、予防強化を図るために、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組みを支援します。 市町村における両親学級等の父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を推進します。

⑦ 母乳育児の推進や乳幼児の身体と心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> WHO・ユニセフ認定の「赤ちゃんにやさしい病院^{*1}」認定数が全国58箇所中4箇所という本県の特長を活かし、関係機関、関係団体の連携による環境づくりを推進します。 幼児期から早寝早起きなど基本的生活習慣が身につくように、あらゆる保健事業の機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。 乳幼児とその保護者に対する歯磨き習慣の定着等を支援し、健康の基礎となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。 乳幼児とその保護者に対する歯と歯ぐきの健康づくりの意識向上を図るため、妊婦歯科健診や育児教室等で歯科保健指導や健康教育を行えるよう支援します。
⑧ 保健・医療従事者の資質の向上と連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市町村設置のこども家庭センター等との連携を行うとともに、医療機関などの関係機関と地域の効果的な推進体制を検討し、母子保健の向上を図ります。 母子保健に携わる保健師・助産師・看護師等が、妊娠・出産期や子育て中の家族からの相談に対して適切な支援を行うことができるよう、研修等を通して資質の向上を図ります。

(2) 幼児教育・多様な保育ニーズへの対応	
① 幼児教育センターの取組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育施設における非認知能力の育成をはじめとする幼児教育の質の向上を図ります。 富山県幼児教育推進連絡協議会を開催し、今後の研修体制の在り方や取組みの方向性について検討します。 幼児教育スーパーバイザーやアドバイザー、推進リーダーによる訪問研修を行うなど、幼児教育に関する研修や支援を行います。 令和6年度改訂の幼児教育・小学校教育接続ガイドの活用や保育者と小学校教員との合同研修会の充実を図り、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取組みを進めます。 幼稚園や認定こども園、保育所を所管する部局との一層の連携を促進します。
② 地域の実情に応じた幼児教育・保育の充実と一体的な提供の促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、施設の運営状況や監査状況等の情報共有を図るなど支援します。
③ 病児・病後児保育等の多様な保育の拡充と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の働き方の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育など多様な保育の充実を支援します。 保護者ニーズを踏まえ、病児・病後児保育について、病児対応型、病後児対応型施設の設置を促進するとともに、広域化やICT化などの利便性の向上に努めます。 保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター^{*2}等における一時預かり事業を促進します。 臨時の保育ニーズに対応するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの普及と充実に努めます。

*1 赤ちゃんにやさしい病院 WHO・ユニセフが認定する病院(BFH:赤ちゃんにやさしい病院)であり、「母乳育児を成功させるための10カ条」に沿って母乳育児を推進・実践する施設。

*2 子育て支援センター 市町村が、保育所、児童館等を利用して開設する地域の子育て支援の拠点となる場所。子育てに関する相談や情報提供、親子の交流事業などを行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で預かる事業（子育て短期支援事業^{※1}）を実施する市町村を支援します。 保育所等において、不足の事態が発生した場合は、速やかにカウンセラーを派遣し、児童や保育士等への心理面での相談対応等を実施します。
④ 特別な配慮を必要とするこどもへの保育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育に特別な配慮を必要とすることもに対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修を実施するなど、障害児保育を充実します。 保育所等において、医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制整備を行う市町村を支援します。
⑤ 幼児教育・保育の従事者の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育を担う幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善を支援するとともに、職員の待遇改善等を行い、人材の確保を図ります。 幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有することが求められていることから、どちらか片方の免許・資格のみを有している者が、もう一方の免許・資格を円滑に取得できるよう支援します。 保育士・保育所支援センターにおいて、市町村や関係機関と連携しながら、有資格者や離職した潜在保育士の把握や掘り起こしに努め、再就職準備金貸付等による再就職等の支援、相談支援等を行い、保育士確保対策を推進します。 潜在保育士の保育現場への段階的な復帰を促進するため、保育補助者としての雇用を促進します。 保育士修学資金制度や、県内の保育所等への就業を促す登録制度、高校生の保育所体験バッファーの実施、保育士業務の魅力発信などを通じ、新たな保育の担い手を確保します。 保育士の職場環境の改善や負担軽減に取り組む施設に対し、支援します。 幼稚園教員等の資質向上のため、研修内容の充実を図るとともに、県教育委員会が主催する研修へ認定こども園、保育所の保育教諭や保育士の参加や参画を促進します。 幼児と児童の交流の機会や小学校教員との意見交換、合同研修の機会を設けるなど、幼児教育と小学校教育の連携や接続を推進します。 県・市町村の幼稚園、保育所を所管する部局の一層の連携を促進します。 幼稚園教諭や保育教諭、保育士等に対し、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等を踏まえた資質の向上を図る研修を充実し、幼稚園教諭や保育教諭、保育士等の研修への参加を促進します。

※1 子育て短期支援事業 保護者の疾病その他の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。ショートステイ(短期入所生活援助)とトワイライトステイ(夜間養護等)がある。

⑥ 幼児教育・保育内容の評価と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設も含め、運営に関する研修や指導監査を実施します。 自己評価の実施や福祉サービス第三者評価制度^{※2}の普及を進めます。 保育所や幼稚園、認定こども園等の運営の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、施設運営状況等に関する情報公表を進めます。 利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情解決体制の整備を促進します。
⑦ 放課後児童クラブ等の拡充と支援員の確保・資質の向上等	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブや「とやまっ子さんさん広場^{※3}」の整備や運営を支援します。 放課後児童クラブの開所日数・開所時間の拡大や適正規模化等の運営改善を支援します。 放課後児童クラブ等の設置促進や開所時間延長に必要な人材を発掘・育成します。 放課後児童クラブの質の向上を図るため、放課後児童支援員の認定資格研修を実施するとともに、障害のある子ども等の受け入れや支援員としての役割を十分果たせるよう、資質向上を図るための研修を実施します。また、自己評価の実施や公表を推進します。 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスの推進や、市町村が実施する特別支援学校^{※4}等の児童生徒を対象とした放課後の一時預かりの支援など、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備を図ります。
⑧ 全ての子育て家庭を対象とした支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター等の設置促進と地域における子育て支援機能の充実を図ります。 妊娠や在宅で保育を行っている3歳未満の子どもを持つ保護者も身近な子育て支援拠点である保育所におけるサービスが受けられる制度の利用促進を図ります。 月一定時間までの利用可能枠の中で保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」が制度化されることから、全市町村での実施を図ります。 妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を実施するため、子育て支援の取組みを行う保育所等と小児科・産婦人科等との連携を促進します。 認定こども園、幼稚園、富山型デイサービス^{※5}などにおける子育て支援の取組みを促進します。

※2 福祉サービス第三者評価制度 第三者機関が社会福祉施設を専門的かつ客観的立場から評価することにより、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適正な選択に資する制度。

※3 とやまっ子さんさん広場 地域住民やボランティア団体等が公民館や民家などを活用して自主的に取り組む異年齢の子どもの居場所づくり活動。

※4 特別支援学校 障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象とする。

※5 富山型デイサービス 年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービス。

② 地域社会で支え合う子育て支援の促進

現状と課題

核家族化や都市化が進む中、家庭の子育て力が低下しており、育児の孤立化や子育てに対する不安の増大など、子育てに伴う不安感、負担感が高まっています。

地縁による共同体意識が薄まりつつある中で、地域の潜在的な福祉力を活かすためには、行政では行き届かない、きめ細やかな子育てに関する支援を担う人材や団体を育成する必要があります。

また、子育て家庭が身近で利用できればよいと思うサービスとして、子どもの送り迎えや育児・家事代行サービスなどを希望していることから、ファミリー・サポート・センターを通じて、地域住民が子育て家庭を支援する取り組みを引き続き支えていく必要があります。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子育てを支援する人材の育成

① 子育て支援ボランティア等の育成	・市町村やP T A等と連携し、家庭教育について学習する機会を推進するリーダーを配置します。
② こどもの豊かな遊びや体験活動を創造、普及する人づくり	・こどもの自然体験、奉仕活動、遊びなど児童健全育成に取り組む団体の育成と活動を支援します。 ・児童の健全育成に取り組む団体で実施している認定指導員やジュニアリーダー養成講座等により、子どもの遊びの指導者づくりを推進します。

(2) 子育て支援活動の促進

① 異年齢のこどもや親子が集い交流する活動の場づくり	・とやまっ子さんさん広場やこども食堂等の居場所づくりを推進します。 ・ファミリーサポートセンターの運営を支援します。 ・N P Oや子育てサークル等が行う子育て支援活動を支援します。 ・放課後等にこどもが安心して活動できる場を確保します。
----------------------------	--

(3) 子育て支援のネットワークづくり

① 子育て支援機関・支援団体等の連携促進	・子育て支援関係機関や子育て支援団体等の連携を促進します。
----------------------	-------------------------------

③ 安心して子育てができる生活環境の整備

現状と課題

子どもを安心して生み育てるには、安全で安心できるゆとりある環境の整備が重要であり、子育て中の親子が安心して外出できるように、子育てにやさしいまちづくりを推進する必要があります。

中学生以下の子どもの交通事故の多くが「買い物・訪問」、「通学・通園」時に発生していることから、地域を安心して歩けるよう、保育施設、学校、地域、道路管理者等と連携して交通事故の発生が予想される危険箇所を把握し、情報の共有化を図るとともに、歩道や交通安全施設等の道路交通環境の改善に取り組み、事故の未然防止対策を実施することが必要です。

下校途中の小学生に対する不審な声かけ・つきまとい等は、県民に大きな不安を与えており、今後とも、子どもの危険予測や回避能力を高める防犯安全教育を継続的・効果的に推進するとともに、地域全体で子どもの安全を見守る体制の充実に努める必要があります。

子育て家庭を含む多世代世帯等が安心して生活できるような良好な居住環境（生活環境）が求められています。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子育てにやさしいまちづくり	
① 子育てバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">妊産婦も対象となっている「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」を円滑に運営することにより、障害者等用駐車場の適正な優先利用を促進します。県内の都市公園整備を推進します。都市公園の新設整備および既存施設の更新の際、誰もが安心して安全に利用できるよう、「富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき整備します。
② こども連れにやさしい施設・設備の整備促進	<ul style="list-style-type: none">子育て中の方が安心して文化活動等に参加できるように、公共施設や行事等における臨時保育室の設置を促進します。図書館等の公共施設等において、こどもや子育て中の方が安心して利用できる環境を整備します。
③ 安全・安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">通学児童が安全に通行できる歩道等のハード整備を推進します。安全なまちづくりを推進するため、「地区安全なまちづくり推進センター^{*1}」や民間パトロール隊（青パト）の活動を支援します。
④ 災害時における妊産婦及び乳幼児等への支援	<ul style="list-style-type: none">防災訓練を通じて要配慮者の支援体制を強化するほか、日頃からの防災意識の向上を図ります。災害情報の迅速な発信を行うとともに、市町村と連携し避難所での良好な生活環境の確保に努めます。

*1 地区安全なまちづくり推進センター 富山県安全なまちづくり条例に基づき指定された市町村安全なまちづくりセンターが、その市町村内の一定の区域において子どもの安全確保対策をはじめとする安全なまちづくり活動を推進するため設置した団体。

(2) 子どもの交通安全対策の推進

① 交通安全教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会全体で交通安全思想の普及・啓発に努め、子ども・親（保護者）・高齢者、各世代の交通事故防止を図ります。 自転車乗車用ヘルメットの着用や、チャイルドシートの正しい使用方法の広報啓発を行い、適切な着用を推進します。 子ども・親・高齢者の交流を通じた、体験・実践型の交通安全教育を推進します。 各中学・高校でサイクル安全リーダーとして任命された生徒と連携して、自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守を啓発します。 街頭指導等を通じた交通ルール・マナーの指導・啓発を行います。
② 交通危険箇所の調査と安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全プログラムに基づいた学校、警察、道路管理者、関係機関合同の通学路の安全点検を実施することにより、安全対策を促進します。 子どもと高齢者の世代を超えた交流を図ることにより、双方の交通安全意識の高揚を図ります。 通学路等の交通安全の確保に向けた取組みを推進します。 重大な交通事故発生現場での実地調査により、子どもの安全に配意した交通安全対策を推進します。

(3) 子どもを犯罪から守るために活動の推進

① 犯罪被害にあわないための防犯安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動、防犯活動に取り組む事業者による地域の防犯活動を通し、防犯に対する意識や防犯活動への理解を促進します。 防犯意識を高め、不審者に対する対処方法を身につけるため、幼稚園等や小学校において、「子ども安全サポーター」による防犯安全教室の開催を推進します。
② 犯罪から地域の子どもを守る意識を高める情報提供・指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 民間パトロール隊や「地区安全なまちづくり推進センター」、防犯活動に取り組む事業者に対して防犯活動に役立つ情報を提供し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進します。 学校安全パトロール隊による見守り活動や、児童の集団下校による登下校の安全対策を推進します。 夜間休日を含む緊急連絡体制を構築し、学校、警察、自治体、関係機関が不審者情報等を共有します。 富山県警察公式アプリ「とやまポリス」や県警ホームページや安全情報ネットを活用し、安全情報や子どもの犯罪の被害等の現状、防犯対策等をタイムリーに提供して子どもの安全を守る意識を高めます。 安全教育に対する教師の指導力を向上するとともに、地域と連携した防犯教室や、普段の防犯に対する注意喚起によって児童の防犯への意識を高めます。 学校、警察、保護者、地域が連携協力し、通学路の安全点検を実施し、安全対策を促進します。

③ 防犯ボランティアとの連携強化と情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動の充実、事業者による地域の防犯活動を活性化し、地域ぐるみによるこどもの安全対策を促進します。 ・防犯サポーターによる民間パトロール隊への活動支援を継続し、防犯ボランティアとの連携を強化します。 ・富山県警察公式アプリ「とやまポリス」や県警ホームページや安全情報ネットを活用したタイムリーな防犯情報を提供します。 ・学校・P T A、民間パトロール隊等と通学路の安全点検や情報交換を行います。
-------------------------	---

(4) 良質な住環境の確保	
① 子育て世帯を支援する良質な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい住まいを実現するため、省エネルギー性能等向上するための改修を促進します。 ・とやま住まい情報ネットワークにおいて、悪質なリフォーム業者や欠陥住宅から消費者を守り、安心して住宅を取得できる環境の形成、質の高い住まいづくりを普及させるため県民からの住まい全般に関する相談に対応します。
② 多世代等同居住宅促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・三世代以上の家族が同居する世帯や3人以上のお子さんを持つ世帯の住宅及び住宅用土地の取得に対し、不動産取得税の減免制度等を実施します。(再掲) ・多世代世帯や多子世帯等が同居できる住環境を確保するための住宅取得を支援します。(再掲)

① こども・若者が権利の主体であることの理解促進

現状と課題

こどもは大人と同様にひとりの人間として、その権利が保障され、最善の利益が尊重されるべきであり、「児童憲章^{*1}」や「児童の権利に関する条約^{*2}」の趣旨の普及啓発等を通じて、子どもの人格や主体性を尊重する意識の定着を推進する必要があります。

こどもが自らの言葉で自分の考えを表明したり、参加したりできる機会を拡充する必要があります。

「こども基本法」の基本理念に基づき、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会や多様な社会活動に参画する機会を確保する必要があります。また、子どもの意見を受け止め、施策に反映させることで施策の質を向上させるとともに、子どもの更なる意見表明につながるような好循環を創出する必要があります。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子どもの権利に関する広報・啓発

① 子どもの人権尊重についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> • こどもまんなか月間（5月、11月）や人権週間（12月4～10日）等において、子どもの人権尊重や児童虐待防止についての広報・啓発を実施します。 • 児童虐待防止法^{*3}に基づき、虐待を受けたと思われる児童を見つかったときは、市町村や児童相談所^{*4}等に通告されるよう、通告窓口や全国児童相談所共通ダイヤル「189」について広く県民に周知します。 • 児童相談所等は、入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講じます。 • 一時保護施設や児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場の意見表明等支援員が定期的に訪問することなどにより措置の内容等に関する意見・意向を形成し、関係機関に表明することを支援する取組み（意見表明等支援事業）を実施します。 • 「障害者差別解消法」や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のあるこどもに対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るために啓発活動を推進します。
---------------------	---

*1 児童憲章 日本国憲法の精神に基づき、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んじられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という三つの理念を示した児童の権利の宣言的文書。

*2 児童の権利に関する条約 児童の基本的人権の尊重と保護の促進を目的に、平成元年に国連総会で採択された条約。日本は平成6年に批准。

*3 児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律) 児童虐待の防止や早期発見、早期対応、虐待を受けた児童の保護及び自立支援などを目的として、平成12年5月に制定された法律。平成16年10月の改正により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに市町村の窓口や児童相談所等に通告しなければならないことが規定された。

*4 児童相談所 児童福祉法に基づき、都道府県及び指定都市等が設置する児童福祉行政の中核となる機関。児童に関するあらゆる相談に応じて、必要な調査、診断、判定、指導、措置を行う。

(2) 子どもの意見の聴取と施策への反映

① 子どもの意見の聴取と施策への反映	<ul style="list-style-type: none">・小学生や中学生等の子ども意見表明交流会を開催します。・「声を聴かれにくい」子どもの声を聴く機会を創出します。・子ども県政モニターによる意見を収集します。・子どもの意見がどのように施策に反映されたかを子ども等にフィードバックします。
② 子どもが意見を発表する機会づくり	<ul style="list-style-type: none">・「中学生の主張富山県大会」を開催し、中学生が日頃、学校や家庭、地域社会の中で、考えていることや感銘を受けたこと、あるいは将来の夢や社会に対する希望などを自分自身の言葉でまとめ、それを広く県民に発表する機会づくりを推進します。・高校生が将来の富山県について、感性あふれる意見や夢のある提案を発表する機会づくりを推進します。

② 学童期・思春期における子どもの健全な育成支援

現状と課題

少子化や都市化の進展により、地域において、子どもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少しており、人間関係の希薄化に伴う地域の教育力の低下が指摘されています。こうした中、放課後子ども教室やとやまっ子さんさん広場等が実施されるなど、地域ぐるみで子どもを見守り育てる取組みが拡がっています。

豊かな富山の自然を生かして、家庭や地域での自然体験の啓発に努める必要があります。

また、子どものときから、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深める必要があります。

県が実施した子どもの生活状況調査によると、勉強を無料でみてくれる居場所、夕ごはんを無料か安く食べることができる居場所を「利用したことがある」割合は全体の1割未満である一方、「あれば利用したい」割合は2～3割程度と、学校以外での学習支援の場や子ども食堂等の居場所を望んでいる子どもが一定数存在しています。

ライフスタイルの多様化により、朝食をとらずに登校することももいます。また、1日に1回も家庭と一緒に食卓を囲むことができない家庭もあることから、望ましい食習慣の定着を図るための取組みを進めることが重要となっています。

スマートフォンやインターネットの普及等により、子どもたちに有害な情報が氾濫し、子どもが犯罪に巻き込まれる問題が発生していることから、子どもの非行防止や犯罪被害防止のため、子どもたちにスマートフォンがもたらす危険性を認識させ、フィルタリングの利用により子どもたちが有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする必要があります。

不良行為少年の3割が飲酒・喫煙で補導されているほか、薬物事犯で検挙される少年もいることから、喫煙・飲酒や薬物が身体に与える影響、危険性について周知するため学校等の関係機関と連携し、啓発活動を実施する必要があります。

近年、様々な要因から、ひきこもりや不登校など、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の悩みが複雑化、深刻化しており、対策が求められています。このため、関係機関・団体が連携して、様々な困難を抱える子ども・若者への支援や、誰一人取り残さず、全ての子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの推進に取り組むことが重要です。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進

① 魅力ある遊び場づくりと遊びのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">中学生、高校生も含めた、地域のこどもたちの遊びの拠点づくりを進めるため、児童館^{*1}、児童センターの整備を促進します。児童館等の活動内容などの積極的なPRを行い、こどもたちが興味や関心を持つ特色ある児童館活動を促進します。こどもたちが地域の人々の温かい支援を受けながら、多様な交流・体験等の特色ある活動が展開できるよう、遊びのネットワークの形成を支援します。放課後や週末等に学校の余裕教室や公民館・児童館等を活用して、地域の方々の参画を得て、こどもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。次代を担う児童生徒等を対象に、フォレストリーダー^{*2}による「森の寺子屋^{*3}」を開催し、森林環境教育の機会を提供します。「花とみどりの少年団^{*4}」や「有峰森林文化村^{*5}」の活動を通して、自然に親しみ、自然を愛する心を育みます。木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めてもらうため、幼稚園や保育所等への「県産材遊具」の普及を推進します。
② 地域や学校との連携による多様な体験・交流活動の促進	<ul style="list-style-type: none">地域の方々の参画による様々な体験・交流・学習活動を通して、こどもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養に努めます。自主性、思いやりの心、協調性、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験や異年齢集団による宿泊体験活動等の充実を支援します。
③ ふるさとの自然、芸術、文化、伝統行事などを体験し、学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none">こどもとともに、こどもに関わる大人も一緒に楽しめる芸術文化の創造、鑑賞等体験機会を提供します。とやま世界こども舞台芸術祭の開催など、芸術文化を通じた国際交流の機会の充実を図ります。自然とふれあい、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深めるための自然体験の機会を提供します。こどもたちが地域のもの・こと・人と交流し人々の温かな支援を受けながら、ふるさとの自然、歴史、芸術、文化、伝統などを体験し学ぶ機会の充実を図ります。

*1 児童館 児童福祉法に定める児童厚生施設で、こどもに健全な遊びを与え、健康の増進や情操を豊かにすることを目的とした施設。

*2 フォレストリーダー 森林・林業教育に関する知識を有するものであって、富山県が実施したフォレストリーダー養成講座を修了した者たち、知事が適当と認める者。森林・林業に関する県民の理解を醸成することを目的に、解説や知識の普及を行う。

*3 森の寺子屋 児童・生徒をはじめ、広く一般県民の森づくりに関する理解を深めるため、フォレストリーダーが指導者となり、「出前講座(室内講義)」や「森林教室(木工クラフト等)」を行うもの。

*4 花とみどりの少年団 自然(花と緑)に親しみ、守り、育てる活動を通じて、心豊かな人間性を養うことを目的としている少年・少女の団体。

*5 有峰森林文化村 豊かな森林を有する有峰において、森林と人との密接なかかわりの中でつくられた森林文化を継承するとともに新たな森林文化を創造することを目的として、平成14年に条例で定められた区域。

(2) 子どもの居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等にこどもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、総合的な放課後対策として、「とやまっ子さんさん広場」や「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」の一体的あるいは連携した実施を促進します。 ・「放課後子ども教室」では、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、こどもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。 ・子どもの放課後の居場所づくり活動の特色ある取組みについて、放課後児童クラブ等へ情報提供を行うなど、子どもの健全な成長に配慮した活動の充実を支援します。 ・放課後児童クラブの従事者と放課後子ども教室の参画者の資質向上や、両事業の関係者の情報交換・情報共有を図るための研修を実施するとともに、従事者等が円滑に確保できるよう認定資格研修等に努めます。
② 家庭や学校以外のこどもの成長にふさわしい安全・安心な居場所（サードプレイス）づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校など様々な困難を抱えるこどもが学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、市町村との連携により、民間団体の取組みを支援します。 ・こども食堂の設置促進を図るとともに、市町村との連携により、こども食堂の取組みを支援します。

(3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進

① 健康な生活習慣づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歯磨き習慣の定着等への取組みを支援し、健康の基本となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。
② 食を通じた心身の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品による健康被害の防止について普及啓発を図ります。 ・栄養教諭^{※6}を中心として、保護者も含めた食育・健康教育の充実と健全な食生活を推進します。 ・地場産食材を用いた学校給食を通じて、食に対する正しい知識を身に付け、食を通じた心身の健康づくりを推進します。 ・外部専門家の支援を受けながら、食育に関連する具体的な目標を設定し、その効果を検証することにより、食育のモデルとなる実践プログラムの構築を推進します。 ・子どもの頃からの望ましい生活・食習慣を形成するため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動、家族揃った食事の啓発を行います。 ・親子で参加する料理教室など食を楽しみながら学ぶ機会を充実します。 ・地域の食や農林水産業とふれあう機会の確保に努め、これらに対する理解を深めるとともに、食に関する感謝の心を育てます。

※6 栄養教諭 食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行うとともに、コーディネーターとして学校、家庭、地域が連携した食育推進の中核的役割を担う教員。

(4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実	
① 子育て支援ボランティア等の育成	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校、地域社会、事業者、青少年育成富山県民会議^{*1}をはじめ関係機関・団体等との連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を展開します。 原則として県内全市町村の小学校区単位ごとに、青少年育成県民運動推進指導員^{*2}を配置し、青少年健全育成運動の普及を図ります。 次代を担う少年の健全育成、少年の規範意識の向上と地域との絆の強化を図るため「非行少年を生まない社会づくり」を推進します。 少年や家庭からのSOSを待つのではなく、関係機関やボランティアなどと連携して、積極的に非行少年や家族に対し定期的な連絡・助言をしたり、ボランティア活動への勧誘等を実施し、再非行を防止し、立ち直りを支援します。 少年非行情勢の情報発信、あいさつ運動、低年齢少年等に対する非行防止教室^{*3}及び万引きや自転車盗難を防止するための取組みを関係機関やボランティアなどと連携して実施し、少年が孤立し非行に走ることのないよう、少年を見守る社会気運の醸成を図ります。
② 有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止のために、携帯電話販売店等事業者に対し、青少年及び保護者へのフィルタリングに関する説明を要請します。 保護者等に対して、インターネットに起因する犯罪被害の実態やフィルタリングの必要性・重要性に関する啓発活動を推進します。 サイバーパトロールにより、児童生徒が援助交際を求める内容等のインターネット上の不適切な書き込みを発見した場合、注意喚起メッセージを投稿し、広報啓発を行うことにより、児童生徒の性被害防止を図ります。 非行防止教室やインターネットに関する情報モラル教育等を実施します。 富山県青少年健全育成条例^{*4}に基づく有害図書、有害がん具類等の指定、深夜営業施設への立入調査の実施や関係事業者の協力による自主規制など、有害環境浄化の取組みを推進します。 青少年のインターネットの適切な利用、有害環境の浄化について、社会全体で取り組むための広報啓発活動を推進します。 子どものスマートフォン等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動を推進します。
③ 非行防止に対する関係機関の連携促進と非行少年の保護・更生	<ul style="list-style-type: none"> 非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する「児童生徒健全育成連絡制度」の運用や学校警察連絡協議会での最近の問題行動の状況についての情報共有などにより、少年の犯罪・被害防止を図ります。

*1 **青少年育成富山県民会議** 青少年の健全な育成と非行の防止を図ることを目的に、県施策の強化と青少年団体ならびに青少年関係団体等の協力によって広く県民運動を展開している団体。昭和41年11月結成。

*2 **青少年育成県民運動推進指導員** 青少年の健全育成を図るために、各地域において、青少年育成関係機関等と連携した健全育成推進のための体制の確立や連絡調整への協力、青少年健全育成についての啓発活動、青少年等からの相談に応じ活動の支援、環境浄化運動の推進等を行う指導者。

*3 **非行防止教室** 警察職員が少年の健全育成を基本理念として、小中高校生を対象に少年の規範意識の向上及び犯罪被害防止を目的として実施している活動。

*4 **富山県青少年健全育成条例** 青少年の心身の健全な発達を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、その健全な育成を図るための条例。昭和52年4月施行。

	<ul style="list-style-type: none"> 各学校では、警察官等を講師に招いて、万引き防止教室や薬物乱用、ネットトラブル防止のための講演会等を開催するなど、関係機関との連携により指導体制の充実に努めます。 市町村が設置する少年補導センターへの支援と関係機関相互の連携強化を図り、少年補導委員の活動を支援します。
④ 性や喫煙・薬物等に対する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 生命と心身の健康の大切さ、健康で豊かな人間性と社会性を持った性意識の涵養、性感染症予防の啓発等を図るため、専門講師を学校や地域に派遣します。 喫煙、飲酒等が身体に及ぼす影響などについて正しい理解を促進するため、学校と地域保健、医療機関が連携し、児童生徒や保護者に対する健康教育を推進します。 青少年やその保護者、指導者等、社会全体に対して、薬物の危険性等の正しい知識を身に付け、薬物乱用の誘いを断ることができるよう効果的な啓発を実施します。 小・中学校段階及び高等学校段階において薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、教員等を対象とした研修を開催します。 主に小学校低学年の児童にプライベートゾーンの知識を教え、プライベートゾーン侵害場面で、被害者・加害者・傍観者の立場から対応策を教える「くもくん教室」を開催します。
⑤ 思春期の健康相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康や妊娠・出産に関するホームページ等による情報発信、妊娠・出産の不安や悩みを気軽に相談できる「妊娠・出産悩みほっとライン」(電話・SNS)による個別相談などの充実を図ります。(再掲)

(5) いじめ、不登校、ひきこもり等への対応	
① いじめ、不登校、ひきこもりのことなどに対する支援の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校などの諸課題に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取組みます。 不登校やいじめなど問題等を抱える児童生徒やその保護者等の相談に対応するため、全公立小中学校、義務教育学校及び高等学校の拠点校にスクールカウンセラー^{*5}を配置します。 特に支援を要する小中学校にカウンセリング指導員を配置します。 悩みを抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、全中学校区(単独実施の富山市除く)、義務教育学校及び高等学校の拠点校にスクールソーシャルワーカー^{*6}を派遣します。 いじめ対策を推進するための体制の強化に努めます。 学校だけでは解決困難ないじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカーを派遣します。 フリースクール等民間施設に通所する児童生徒をもつ家庭に対し、経済的支援を行います。 ひきこもり地域支援センターでひきこもりの相談に対応するとともに、ひきこもり対策支援協議会を開催します。

*5 スクールカウンセラー 児童生徒の心理的な問題などに関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う臨床心理士などの専門家。

*6 スクールソーシャルワーカー 子どもの問題行動の背景には、虐待や経済的困窮など家庭の環境に課題を抱える場合も多いことから、ソーシャルワークの手法を用いて、家庭等への働きかけや福祉関係機関との調整などを行い、課題の解決を支援する社会福祉士等の専門家。

	<ul style="list-style-type: none"> 不登校など様々な困難を抱える子どもが学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、市町村との連携により、民間団体の取組みを支援します。(再掲)
② 市町村や関係機関との役割分担と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 富山県子ども・若者支援地域協議会^{*1}における関係機関の連携強化や、住民により身近な市町村におけるネットワーク形成を促進し、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者の円滑な支援を推進します。
③ 早期に対応する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 県子ども・若者総合相談センター^{*2}において、子ども・若者に関するあらゆる相談に対し、ワンストップ相談窓口として対応します。 児童生徒等の悩みなどに24時間体制で応じる電話相談等を実施、相談体制の整備・充実に努めます。

③ 様々な困難を抱える子どもへの支援

現状と課題

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの身体や生命に危険を及ぼすだけでなく心にも深い傷を残すことになり、地域の大人をはじめ、社会全体で対応することが必要です。虐待を受けた子どもは、心身に深い傷を負っており、より家庭的な環境において愛着関係を形成することが必要であり、専門的なケアと自立支援も欠かせません。虐待を受けたこと等により社会生活を営む上で困難を抱える子どもに対しては、心理治療や生活指導をきめ細かく行いながら、適切な心のケアを行うことが重要です。また、その家族に対しても親子関係再構築のためのきめ細かな支援に取り組む必要があります。

親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」を防ぐため、関係の行政機関や民間団体が協力し、福祉と教育が密接な連携を図り、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく支援をつなぐことが重要です。

障害のある子どもや保護者に対しては、早期からの適切な対応（療育）が必要であり、発達障害^{*3}については、「気になる」という段階から親子をサポートできるような仕組みづくりが必要です。また、障害のある子ども及びその過程のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係者が連携し、きめ細やかな支援を行うことが必要です。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、表面化しづらく、社会的認知度も十分とは言えません。県が実施したヤングケアラーに関する実態調査によると、約5%の生徒が家族の世話をしており、ヤングケアラーの認知度に関しては、6割以上の生徒が聞いたことがないという結果となっています。そのため、県民のヤングケアラーに関する理解・認知度を向上させるとともに、地域において支援につなぐ仕組みの構築が必要です。

*1 富山県子ども・若者支援地域協議会 子ども・若者育成支援推進法において、地方公共団体における設置が努力義務とされている。教育、保健・医療・福祉・矯正・更生保護、雇用等の関係機関により構成され、平成28年8月に設置。

*2 県子ども・若者総合相談センター 子ども・若者育成支援推進法において、地方公共団体における体制確保が努力義務とされている。子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点。

*3 発達障害 自閉症、アスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)など、脳に何らかの機能障害があり、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得にかたよりや遅れがある状態をいい、通常低年齢で現れるといわれている。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 児童虐待防止対策の推進

① 富山児童相談所の二拠点体制としての整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> 富山児童相談所については、富山駅前C i Cビルと県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地の二拠点体制として整備します。 富山駅前C i Cビルに富山児童相談所こども相談センターをはじめ、県こども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター東部分室、県総合教育センター教育相談窓口を集約した「富山県こども総合サポートプラザ」において、各相談機関の強みを活かして幅広い相談にきめ細かく対応します。 県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地には、富山児童相談所、児童心理治療施設、児童心理治療施設の入所・通所児童の就学先としての学びの場を同一建物内で整備します。各施設が連携して子どもの状態を把握し、虐待を受けた子ども等に医療・心理両面からきめ細かな支援を行います。
② 「富山県こども総合サポートプラザ」における様々な悩みや困難を抱える子どもや家庭からの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 富山駅前C i Cビルに富山児童相談所こども相談センターをはじめ、県こども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター東部分室、県総合教育センター教育相談窓口を集約した「富山県こども総合サポートプラザ」において、各相談機関の強みを活かして幅広い相談にきめ細かく対応します。(再掲)
③ 児童心理治療施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童心理治療施設を整備し、虐待を受けた子ども等、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子ども等に対して心理治療や生活指導をきめ細かく行い、適切な心理ケアを行います。
④ 児童相談所の相談機能と一時保護機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所において、専門性の高い困難な事例に対応するため、法律面の機能の強化を図ります。 一時保護施設の機能を充実・強化するため、施設の拡充や人員体制の整備を進めます。
⑤ 市町村が整備することも家庭センターの支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に配置される専門職員への研修を通してこども家庭センターの人材育成の充実強化を図ります。
⑥ 早期に対応する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 学校において、虐待・いじめ等の問題を早期に発見し、専門家や関係機関と連携した対応の充実を図ります。

(2) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

① 里親 ^{※4} やファミリーホームへの委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けた子どもや保護者に監護させすることが不適切なことを、家庭と同様な養育環境で養育するため、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）^{※5}への委託を推進します。 里親支援機関と連携し、里親月間（10月）を中心に、里親制度の広報・啓発に取り組みます。
-------------------------------------	---

※4 里親 保護者の病気や経済的理由、児童虐待など様々な理由により家庭で養育できない児童を、自分の家庭に迎え入れて養育する者で、都道府県知事の認定・登録が必要。

※5 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) 要保護児童を里親や児童養護施設職員などの経験を有する養育者がその家庭に迎え入れて養育する。

	<ul style="list-style-type: none"> 里親登録者を確保するとともに、里親に対する研修による里親の専門性の向上や、里親による養育への支援の充実を図ります。
②児童養護施設の多機能化・小規模化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設や乳児院等、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを支援します。 施設職員等の専門性の向上のため、研修会の実施及び研修会への参加を促進します。
③社会的養護経験者への自立支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> 里親や児童養護施設等の委託・入所者が措置解除となった社会的養護経験者に対して、居住費や生活費を援助するなど、自立のために必要な支援を行います。 施設職員等の専門性の向上のため、研修会の実施及び研修会への参加を促進します。(再掲)
④虐待を受けた子どものケアや親子関係再構築への支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と施設等の密接な連携のもと、入所等児童とその保護者に働きかけ、親子関係の再構築に努めます。
⑤意見表明等支援員の養成や入所施設への派遣による子どもの権利擁護の強化	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託や施設入所時にすべての子どもに権利啓発冊子（権利ノート）を配付するほか、施設指導監査を通じた指導を実施します。 児童相談所職員や施設職員や里親に対する子どもの権利擁護に関する研修を実施します。 児童相談所等は、入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講じます。(再掲) 一時保護施設や児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場の意見表明等支援員が定期的に訪問することなどにより措置の内容等に関する意見・意向を形成し、関係機関に表明することを支援する取組み（意見表明等支援事業）を実施します。(再掲)

(3) 子どもの貧困対策	
①適切な教育機会を提供する教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由で修学困難な学生・生徒を、就学支援金、奨学給付金、生徒奨学補助金などにより支援します。 国の制度を活用し、低所得世帯を対象に、私立専門学校に通う学生の授業料等の減免（高等教育無償化）を実施します。(再掲) ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の取組みを促進します。(再掲) 児童相談所に学習指導員（教員OB等）を配置します。
②地域からの孤立を防止する生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援窓口などにおいて、日常生活に関する相談支援を実施します。(再掲) 民生委員・児童委員等地域の相談機関や市町村などとの連携を促進します。(再掲) 国や市町村と連携を図りながら、子どもの貧困の実態把握に努めます。 子ども食堂の設置促進を図るとともに、市町村との連携により、子ども食堂の取組みを支援します。(再掲)

	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県子ども・若者支援地域協議会における関係機関の連携強化や、住民により身近な市町村におけるネットワーク形成を促進し、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者の円滑な支援を推進します。(再掲) ・県こども・若者総合相談センターにおいて、こども・若者に関するあらゆる相談に対し、ワンストップ相談窓口として対応します。(再掲) ・虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを、家庭と同様な養育環境で養育するため、里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)への委託を推進します。(再掲) ・里親や児童養護施設等の委託・入所者が措置解除となった社会的養護経験者に対して、居住費や生活費を援助するなど、自立のために必要な支援を行います。(再掲)
③ 世帯の生活基盤の安定を図る就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター等において、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供します。(再掲) ・母子・父子自立支援プログラム策定による支援を推進します。(再掲) ・ひとり親が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。また、就職に有利となる資格を取得するため、6ヶ月以上養成機関において修業する場合に、修業期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。(再掲) ・生活困窮者自立支援窓口など相談支援機関において、社会的自立などに関する相談支援を実施します。(再掲)

(4) 障害や疾病のあるこども（医療的ケア児を含む）への支援	
① 障害等を有することもの早期発見・早期療育	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健、福祉、教育、保育の関係機関等と連携して、発達障害の早期発見・早期支援に努めます。 ・障害者（児）施設や児童発達支援センターにおいて、在宅の障害児（者）等の身近な地域における生活を支えるため、市町村と連携しながら、家庭訪問や外来による療育相談等の療育機能の充実を図ります。 ・県立リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、児童精神科医療の充実に努めます。また、地域のかかりつけの小児科医等の発達障害への対応力の向上を図ります。 ・聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、中核的功能を果たす体制整備を進めるとともに、新生児聴覚検査から治療、療育、教育、就労に至るまで、ライフステージに応じて適切な支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関に繋げる連携体制の構築に向けた取組みを推進します。 ・障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器等の購入費に対して補助することにより、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を推進します。

<p>② 子どもの成長に応じた一貫した支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や関係機関との連携を強化し、小児慢性特定疾病対策を推進します。 乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実とともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化し、障害のある子どもやその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。 医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障害児者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言を行うほか、医療的ケア児等コーディネーターをはじめとした支援人材の育成、市町村が行う支援体制整備の後方支援を行います。 知的障害児入所施設の設備整備により、住環境の改善を行います。
<p>③ 発達障害に対する総合的な支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。 発達障害者等の家族その他関係者が発達障害に対し適切な対応することができるよう、研修等の充実に努めます。 発達障害に関する悩みをもつ保護者同士の集まる場を提供します。 発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等に対して相談や助言等を行います。
<p>④ 家族を含めたトータルな支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。 医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障害児者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言を行うほか、医療的ケア児等コーディネーターをはじめとした支援人材の育成、市町村が行う支援体制整備の後方支援を行います。(再掲)
<p>⑤ こども・家族にとっての身近な地域における支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害や疾病のある子どもも対象となっている「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」を円滑に運営することにより、障害者等用駐車場の適正な優先利用を促進します。 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。(再掲) 医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障害児者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言を行うほか、医療的ケア児等コーディネーターをはじめとした支援人材の育成、市町村が行う支援体制整備の後方支援を行います。(再掲)

(5) ヤングケアラーへの支援

① ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none">・県民のヤングケアラーに関する理解・認知度向上のため、普及啓発を行います。・関係機関職員に対する研修会の実施や、研修会への講師を派遣します。・ヘルパー派遣によるヤングケアラーの負担軽減を図ります。・地域におけるヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みを構築します。・ピアサポート、レスパイト（休息・息抜き）体制を構築します。
---------------	---

④ 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくり

現状と課題

近年、若者やこどもが乳幼児にふれあう機会が減少し、日常生活の中で、親の役割、子育ての楽しさなどを学ぶことが難しくなっています。若い頃からライフプランについて考える機会を設けることが必要とされています。

男女共同参画の視点に立ち、社会的な合意を得ながら制度や慣行を見直していくことや、性別を問わずあらゆる世代において、固定的役割分担意識を見直していくことが重要です。

次代を担うこどもたちが、将来を見通した自己形成ができるよう、固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、押し付けず、多様な選択を可能にする教育や学習機会を提供していくとともに、性別を問わずあらゆる世代において、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきと解消を促し、性別による固定的役割分担意識に基づく意識や制度、慣行について、男女共同参画の視点に立った見直しをしていくことが重要です。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実

① 生命の大切さや家族を形成する意義等について学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none">・いのちを大切にする心の教育を推進します。・幼児への理解を深め、こどもが育つ環境としての家庭と家庭の役割に気づくよう、幼稚園、保育所を訪問しての幼児ふれあい体験などを行います。（再掲）・生涯の生活設計や、男女が協力して家庭を築くことの重要性、親の役割等について、乳幼児とのふれあいや交流、親や保育者が乳幼児と関わる姿の観察など実践的・体験的な活動を通して学習します。（再掲）
② 動物を通した情操教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・動物と直接ふれあい、動物の温かみを感じ、生命の尊さをこどものころから学ぶため、県内小学生を対象とした動物とのふれあい教室を実施し、動物の飼い方や接し方の動画などにより、生命の尊さを分かりやすく伝える機会を創出します。

(2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

① 学校教育や地域における 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none">男女共同参画推進員^{*1}により、地域での子育て世代やその親世代などに対し、仕事と家庭の両立などの学習・啓発活動を推進します。家庭、職場、地域、学校において、ジェンダーに基づく「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への気づきと解消を促し、性別による固定的役割分担意識に基づく意識や制度、慣行について、男女共同参画の視点に立った見直しを推進します。県民共生センターにおける各種講座や研修等を充実し、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。また、市町村が設置する男女共同参画センターに対して情報提供やその他必要な支援を行います。男女共同参画に関する調査研究を実施し、公表します。学級活動や学校行事などを通じて、男女が互いに理解し協力し、ともに支え合う社会の重要性が認識できるような取組みを推進します。
② 人間関係形成・自己実現・ 社会参画につながる取組み	<ul style="list-style-type: none">ホームルームや学校行事などを通じ、他者と協働して合意形成したり、自己の在り方生き方を意思決定したりする活動に取り組みます。

⑤ 子どもの生きる力を育成する教育の推進

現状と課題

県が行った意識調査では、子どもの教育において家庭が役割を果たしていると思う割合は、約4割と低い状況となっています。家庭は教育の原点であり、家族とのふれあいの中で、子どもが基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやりや感謝の気持ち、忍耐力や社会的なマナーなどを身につけていくことが期待されています。

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子育てに不安や悩み、孤立感や負担感を抱き、自信が持てないと感じる親も多く、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭が本来の役割を十分に果たしているとはいえない状況も見受けられます。親が自らの役割を自覚し、自信をもって、その責任を果たしていくための支援が必要です。

学校においては、心身の発達に応じ、自立した社会生活を営むうえで必要となる基礎的な学力を定着させながら、個性を引き出し、その能力を伸ばすこと、創造性や自主・自律の精神を養い、社会性や規範意識を身につけさせることが期待されています。

学校と家庭とが相互の信頼関係のもと、連携・協力を深めながら一体となって、児童生徒のよりよい成長を支援することが必要です。

本県の児童生徒の体力については、運動時間の減少等により低下傾向が続いていましたが、近年は回復基調にあり、コロナ以前に戻りつつあります。引き続き、子どもの頃から運動・スポーツに親しむとともに、幼児の運動遊び等も含め、子どもが体を動かす機会づくりを推進し、充実していくことが求められています。

*1 男女共同参画推進員 富山県男女共同参画推進条例に基づき、地域における男女共同参画の推進を図るために、県内各地域に男女共同参画推進員を設置している。男女共同参画推進員は各地域において、県の男女共同参画計画の普及啓発などの様々な活動を展開している。

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要な支援・配慮を行う必要があります。

県内の小中学校へ通っている外国人児童生徒数が近年増加傾向にあります。外国人児童生徒には特別な配慮に基づく指導が必要と考えられ、指導教員等の確保とともに、教員等の資質・能力の向上が課題となっています。

また、外国人児童生徒の就業機会の確保やキャリア教育の支援を行う必要があります。

インクルーシブ教育システムの理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに的確に応えることのできる多様で柔軟な仕組みとしての特別支援教育の推進が求められています。

▶ 施策の基本方向と具体的施策

(1) 家庭の教育力の向上と幼児教育との連携	
① 家庭教育に関する学習機会や相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">市町村やPTA等と連携し、親を学び伝える学習プログラムなどによる、親の役割や家庭教育について学習する機会を提供します。子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応するために、家庭教育に関する情報発信や、電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能を充実します。
② 親子のふれあいを深める機会の充実	<ul style="list-style-type: none">ホームページ等での配信を通して、親子のふれあいを深める様々な情報を提供します。
③ 家庭教育と幼児教育の連携	<ul style="list-style-type: none">保護者啓発リーフレットの作成・配布を行い、非認知能力等の育成について、家庭でもできることを周知、普及します。幼児の保護者向けリーフレットの作成・配布等を通して親の役割や家庭教育について学習する機会があることについて情報発信し、学習機会を提供します。幼児教育センターにおいて家庭教育と連携した幼児教育のあり方について検討し、保護者と幼児教育施設の望ましい連携のあり方について周知します。

(2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実	
① 自立性を重視した教育活動の展開	<ul style="list-style-type: none">自ら課題を見つけ、主体的な問題解決に取り組む資質や能力を育むため、体験的学習や課題解決型学習、STEAM教育などの探究的学習を積極的に推進します。集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成するため、自らのよさや個性を生かし、自主的に活動できるような多様な教育活動を推進します。SSH^{※2}指定校で、探究力等を向上させるSTEAM教育プログラムについて研究します。また、大学や企業等と連携しつつ課題研究を推進し、課題研究モデルをはじめ、新しい価値を共創できる文理の枠を超えた科学技術系人材育成プログラムの開発を目指します。私立学校の多様な特色教育の展開を支援します。

※2 SSH スーパーサイエンスハイスクール。先進的な理数教育を通して、生徒の科学的な探究能力等を培い将来、国際的に活躍し得る科学技術人材等を育成するため、文部科学省が平成14年度より指定を始めた高等学校等のこと。本県では、富山中部高校が令和6年度に3期目(1期5年)の指定を受けた。

② 少人数教育 ^{*1} の推進	<ul style="list-style-type: none"> 少人数指導と少人数学級のよさを考慮し、学校現場の実態に応じたきめ細かな少人数教育を着実に実施します。 理科、音楽等の小学校専科教員に加え、小学校における英語の教科化に対応するための英語専科教員、専門性の高い教科指導を行うための教科担任制推進教員、中1学級支援教員等を活用し、小学校における専科指導、個に応じた学習指導・生活指導など、本県独自の効果的な教育を一層推進します。
③ 教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心で魅力ある教育環境を整備するため、小中学校などの公立学校施設の整備、余裕教室の有効活用を促進します。 県立学校において、学校施設の長寿命化改修、老朽武道場の改築や空調設置、実習設備の更新などを進め、活力ある学習環境を整備します。 私立学校が行う施設設備整備に対して支援を行い、教育環境を充実します。
④ キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業の実施等によりキャリア教育を推進します。 「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』」において、インターンシップ等体験活動を推進します。 私立専修学校や各種学校が行う職業教育へ支援を行います。

(3) 配慮を要するこどもへの教育の推進（障害者・外国人）	
① 障害のあるこどもに対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育に関する校内委員会の充実や医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図りつつ、個別の教育支援計画の作成、活用を推進します。 幼・保・小・中・高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のあるこどもの学習を支援する体制の整備・充実を目指します。 学校に専門的な指導助言を行う指導員を巡回させるなど、質の高い適切な合理的配慮の提供をします。 特別支援教育担当教員の指導力の向上を目指します。 インクルーシブ教育推進員を配置し、障害のあるこどもと障害のないこどもが互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を推進します。 特別支援学校就労応援団とやま登録企業と連携し、特別支援学校高等部生徒の就労支援の充実を目指します。
② 外国人のこどもや家庭への支援・配慮等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携し、就学に関する事務説明や情報交換を実施し、外国人のこどもが不就学とならないように努めます。 外国人児童生徒の受入れ時の留意点や学習指導のポイントをまとめた「外国人児童生徒教育の手引」を作成、HPに掲載し、外国人のこどもの学校への受け入れの充実に努めます。 外国人児童生徒への指導や支援を充実させるため、「外国人児童生徒教育実践講座」を開催し、教員の指導力の向上を図ります。

*1 少人数教育 「少人数教育」は、少人数指導と少人数学級を併せたもの。

「少人数指導」は、学級編制の標準(小学校35人、中学校40人)を維持しながら、1つのクラスを複数の教師が協力して指導するか、または、学習内容に応じて、適宜1つのクラスを少人数の2つの学習集団に分割し指導する。

「少人数学級」は、学級編制の標準を下回る学級編制を行う。例えば中学校の40人学級編制だと80人は2クラスになるが、35人学級編制では3クラスになる。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

<p>① 郷土愛と国際性を育むふるさと教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における集団登山が安全に実施されるよう、「教職員研修集団登山引率者講習会」を開催し、集団登山を実施する学校の教員の引率能力の向上を図ります。また、立山の歴史や自然、生息する動物等について講義を受け、郷土愛を育みます。
<p>② 学校等における芸術・文化、福祉、環境教育と奉仕活動・体験活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育において、いのちの大切さを学ばせる体験活動など、様々な体験活動を推進します。 学校や家庭・地域における読書活動を推進します。 10歳の児童等が家族とともに10項目の地球温暖化対策・3Rの推進・食品ロスの削減などに取り組む「とやま環境未来チャレンジ事業」を実施し、家庭における地球温暖化対策（デコ活）を推進します。

(5) 児童生徒の心と体の健康づくり

<p>① こどものころからのスポーツ活動の普及・振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校体育施設の一層の開放に努めるとともに、各種スポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。 こどもたちが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりとして、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ^{*2}の育成を支援します。 障害のあるこどもが参加することができるスポーツ教室やスポーツ大会を開催します。
<p>② 学校等における体育・スポーツの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童の体力向上プログラムである、「みんなでチャレンジ3015^{*3}」を、すべてのこどもたちが楽しんで体力向上に取り組めるよう、令和5年度に新たに作成した、Webアプリ「とやま元気っ子チャレンジ」を活用し、さらなる体力の向上に努めます。 児童生徒の豊かなスポーツライフの実現には、幼児の頃から運動に親しむこどもの育成と運動習慣の定着が大切であることから、幼稚園教諭、保育士及び教員に対し、運動遊びや運動・スポーツとの多様な関わり方の必要性について理解を深めるとともに、指導者の資質向上を目的とした取組みに継続して支援を行います。 地域の優れたスポーツ指導者を中・高等学校に派遣し、指導体制の充実を推進します。
<p>③ こどもの健康教育と学校保健の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、小・中・高等学校を通じて系統性のある健康教育を推進します。 日常生活において、健康に関する活動を実践し、健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培います。

*2 総合型地域スポーツクラブ 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

*3 みんなでチャレンジ3015 本県では、児童の運動意欲の向上及び運動習慣の定着を図るために、小学校1年生から6年生まで全員に体力ノート「みんなでチャレンジ 3015 (立山編・富山湾編)」を配布し、児童が自ら進んで運動に取り組んでいる。目標点(3,015点:立山の頂上の高さにちなんだもの)を達成した者には、認定証を授与している。

3 目標指標

目標指標及び目標値、目標値の考え方は、次の一覧のとおりです。

No.	重 点	項 目	目標指標の動向		目標の考え方			
			R5年度実績	R11年度目標				
I 雇用環境の整備								
① 若者・女性に選ばれる雇用環境づくり								
1	●	(新) 男女の賃金差異の公表企業数	136社	400社	女性活躍推進法において従業員101人以上の企業に公表が義務付けられる予定を踏まえ設定			
2		(新) とやま女性活躍認定企業認定数	58社	525社	女性管理職比率向上のため、2022年度に創設した「とやま女性活躍企業」認定制度については、人材確保のメリットを全面に打ち出し、経済界と連携して2030年までに600社の認定を目指す			
3		男女の地位の平等感 職場の分野で平等になっていると感じている人の割合	26.9% (R3)	80%	職場における固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消を促し、平等感を高めることを目指す			
② 共働き・共育ての推進								
4		年次有給休暇取得率	66.9%	75%	今後も働き方改革を推進していくうえでは、高い目標設定が必要			
5	●	男性の育児休業取得率	33.9%	85%	国の男性育休取得率目標85%（R12年度）を踏まえ設定			
6		6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	104分 (R3)	増加	富山県民男女共同参画計画（第5次）に基づき、増加を目指す			
7		従業員30～100人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	81.5%	極力100%	子育て支援・少子化対策条例により、平成29年度より「30人以上」の事業主に行動計画の策定を義務付けているため			
8		短時間勤務制度※1等の導入率	90.5%	極力100%	長時間労働の是正や時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の選択肢を増やすなど、企業の働き方改革を推進していくためには、引き続き高い目標数値を設定する必要がある			
③ 就業支援								
9		若年者（15歳から34歳）の正規雇用率	75.8% (R4) 全国69.7%	全国トップクラスを維持	雇用政策の推進により、現況以上を目指す			
10		新規大卒就職者の入職3年目までの離職率	25.6% (R2.3卒) 全国32.3%	全国トップクラスを維持	雇用政策の推進により、現況以上を目指す			
11		新規高卒就職者の入職3年目までの離職率	28.1% (R2.3卒) 全国37.0%	全国トップクラスを維持	雇用政策の推進により、現況以上を目指す			
II 次世代を担う若者への支援								
① 若者・女性の転入・定着促進								
12	●	若者（15～34歳）の社会増減数	▲788人	±0 (移動均衡)	現行計画における目標値（R6移動均衡）を達成できていないため、引き続き目標達成を目指す			
13	●	若者の県内への定着率 (25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)	86.7% (R2)	86.7%以上	R2の国勢調査によると、若者の県内への定着率は86.7%であり、今後も、若者の定着支援政策の推進により現況以上を目指す			
② ライフプラン教育の推進								
14		高校生の赤ちゃんふれあい体験の体験率	27.2%	増加させる	中長期的な増加を目指す			
15	●	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	【小6】 81.2% 【中3】 64.7%	増加させる	小学校における職場見学や中学校における「14歳の挑戦」、キャリアパスポートの活用の推進等を通して、目標を達成したい			
16	●	(新) 従業員（若手）にライフプランを考える機会を提供している企業数	—	250社	まずは、従業員数100人以上の県内企業について、半数以上が取り組んでいる状況になることをを目指す			
③ 出会い・結婚を希望する若者への支援								
17		とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数	25組	72組	近年の実績ととやまマリッジサポートセンター運営戦略（R8 72組）を踏まえ、増加を目指す			
18		未婚率（25～29歳）	【男性】 75% (R2) 【女性】 61.2% (R2)	低下させる	本県は全国平均を下回っているものの、上昇傾向にあることから、低下に向けて取組みを進める			
19	●	(新) 未婚者が現在結婚していない理由「適当な相手にめぐりあわない」割合	45.0%	低下させる	お見合いや職場での紹介といった機会が減り、出会いの機会がないと感じている人も多いため、低下に向けて取組みを進める			

※1 短時間勤務制度 事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けることが義務付けられている。

No.	重点	項目	目標指標の動向		目標の考え方			
			R5年度実績	R11年度目標				
III 「こどもまんなか社会」の実現に向けた気運の醸成								
① こども・若者の成長と子育てを支援する気運の醸成								
20	●	子育てを楽しいと感じる割合	62.7%	70%	社会全体で子育て世帯を支える環境づくりや気運醸成に努め、増加を目指す			
21	●	(新) 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある割合	【小6】 90.7% 【中3】 87.8%	100%に近づける	こどもの成長を社会全体で支える気運醸成に努め、こどものウェルビーイングの向上を目指す			
IV 経済的負担の軽減								
① 子育て当事者への支援								
22	●	こどもを増やすにあたっての課題として、「経済的な負担」を挙げる人の割合	76.5%	低下させる	保育料軽減などの各般の経済的負担の軽減施策の実施により、経済的負担が理由で希望の子どもを持てないと考える人の割合を低下させる			
V 家庭・地域における子育て支援								
① こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援								
23		(新) こども家庭センターを設置している市町村の割合	—	100%	こども家庭センターがすべての市町村にある状態を目指す			
24		妊娠11週以下の妊娠の届出率	95.6% (R4)	極力100%	引き続き向上を目指す			
25		(新) 全出生数中の低出生体重児 ^{※2} の割合	9.6%	低下させる	妊娠前から望ましい生活習慣や健康管理の推進に努め低下を目指す			
26		(新) 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	4.47%	低下させる	妊娠中からの早期支援により、継続的な支援に努め低下を目指す			
27		(新) 産後ケア施設数(種別実施数)	48か所	増加させる	市町村や医療機関等と連携を図り増加を目指す			
28		子育てをしていて負担・不安に思うこと	【精神的】 26.5% 【身体的】 25.3%	低下させる 低下させる	現状からの低下を目指す			
29		主に産婦人科医療に従事している医師数(出生千人当たり)	17.3人 (R4)	増加させる	現状主に産婦人科医療に従事している医師数(出生千人当たり)は全国平均を上回っているが、さらなる医療提供体制の充実、確保に努める			
30		主に小児科医療に従事している医師数(小児人口1万人当たり)	13.7人 (R4)	増加させる	現状主に産婦人科医療に従事している医師数(出生千人当たり)は全国平均を上回っているが、さらなる医療提供体制の充実、確保に努める			
31		むし歯のない子ども(3歳児)の割合	93.2%	94%	「県民歯と口の健康プラン(第2次)」の目標値95%(R14)に基づき設定			
32		待機児童数	0人	0人	待機児童0人を維持する			
33		延長保育実施保育所数	235か所	246か所	市町村計画値を目標とする			
34	●	病児・病後児保育事業実施箇所数	186か所	192か所	市町村計画値を目標とする			
35		障害児保育の研修を受けた保育士数	3,139人	4,000人	過去5年間の受講者数程度の増加を目指す			
36		第三者評価を受ける保育所数(累計)	86か所	110か所	毎年5か所ずつの受審を推進			
37	●	(新) 放課後児童クラブの待機児童数	86人	0人	待機児童0人を目指す			
38		(新) 放課後児童クラブのうち18時30分を超えて開所するクラブ数	114か所	128か所	市町村計画値を目標とする			
39		幼児教育スーパーバイザー等による訪問研修を実施した幼児教育施設数(累計)	195施設	450施設	R6年度末までに242施設が訪問研修を受ける予定であり、年間4施設ずつの積み上げで目標を450施設とする			
② 地域社会で支え合う子育て支援の促進								
40		ファミリー・サポート・センター登録者数(サービス提供者)	1,797人	1,900人	毎年概ね20人程度の増加を目指す			
③ 安心して子育てができる生活環境の整備								
41		通学路の歩道整備率	60.6%	64%	歩道整備には用地買収等関係者との調整や事業費確保の必要性があり、急速な整備は困難であることから、これまでの実績に基づく整備率の伸びから低下しないよう、着実な整備を進めていくことを目標としている			
42		チャイルドシートの使用率	82.8%	100%	未就学児の死傷防止のため、着用率100%を目指す			
43		交通事故死傷者	【死者数】 31人 【負傷者数】 2,108人	平成以降の最少水準の定着を目指す	総合的な事故防止対策を推進し、平成以降最少水準(26人以下)の定着を目指す			
					総合的な事故防止対策を推進し、平成以降最少水準(2,108人以下)の定着を目指す			

※2 低出生体重児 出生時の体重(出生体重)が2,500g未満の新生児。

No.	重点	項目	目標指標の動向		目標の考え方			
			R5年度実績	R11年度目標				
VI こどもの健やかな成長の支援								
① こども・若者が権利の主体であることの理解促進								
44		(新) 意見表明等支援事業を利用したこどもの割合(意見表明等支援事業の対象となる施設等のこどものうち、事業を利用したこどもの割合)	—	75%	富山県社会的養育推進計画の目標による			
② 学童期・思春期におけるこどもの健全な育成支援								
45		児童館・児童センター設置数	46か所	46か所	市町村計画値をもとに現状を維持する			
—		(新) 放課後児童クラブの待機児童数(再掲)	86人	0人	待機児童0人を目指す			
—		(新) 放課後児童クラブのうち18時30分を超えて開所するクラブ数(再掲)	114か所	128か所	市町村計画値を目標とする			
46	●	(新) こども食堂の箇所数	67か所	130か所	毎年10か所程度の増加を目指す			
47		むし歯のないこども(12歳児)の割合	76.6%	85%	「県民歯と口の健康プラン(第2次)」の目標値90%(R14)に基づき設定			
48		子どもの朝食欠食率	【小5】 1.3% 【中2】 3.3%	限りなくゼロに近づける	全ての子どもが、毎日朝食を食べる習慣を身に付け、健全に育成することを目指し、目標を現行の者を継続する			
49		いじめの年度内解消率 (国公私立学校(小中高)分)	71.9%	限りなく100%に近づける	いじめの認知件数は、積極的に認知する方針であるため増加しているが、前回同様、100%に近づけることを目標とする			
50		不登校生徒数(千人あたり) (国公私立学校分)	【小】 24.0人 【中】 60.7人 【高】 25.1人	限りなくゼロに近づける	年々不登校生徒は増加しているが、目標をこうして、限りなくゼロに近づけたい			
③ 様々な困難を抱えるこどもへの支援								
—		(新) こども家庭センターを設置している市町村の割合(再掲)	—	100%	こども家庭センターがすべての市町村にある状態を目指す			
51		里親等委託率	23.1%	58%	富山県社会的養育推進計画の目標による			
52	●	ひとり親(母子・父子世帯)の正規就業率	【母子世帯】 58.2% 【父子世帯】 78.4%	60% 80%	資格取得促進や就労支援を通じ、正社員としての就労増加を目指す			
—		(新) こども食堂の箇所数(再掲)	67か所	130か所	毎年10か所程度の増加を目指す			
④ 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくり								
53		10代の人工妊娠中絶実施率(女子人口千人当たり)	2.5人	低下させる	性や妊娠に関する正しい知識の普及に努め、低下を目指す			
54		男女の地位の平等感 家庭の分野で平等になっている人の割合	33.8% (R3)	80%	家庭における固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消を促し、平等感を高めることを目指す			
⑤ こどもの生きる力を育成する教育の推進								
55		こどもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合	42.1%	増加させる	コミュニケーションの希薄化が懸念される中、家庭は子どもの教育に大きな役割を果たすものであり、「こどもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う」人の割合を増加させることが望ましい			
56		家庭の教育力の向上を目指した学習機会の提供数	448講座	増加させる	市町村やPTAと連携した学習機会の他に、動画配信や情報発信等、参加者のニーズに応じたプログラムやPRの仕方を工夫し、親学び講座数の増加を目指す			
57		県立高校生のインターンシップ等体験率	68.7% (R5)	80%	(総合学科・普通科等を含め) 全体で80%を目指す			
58		公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画の策定にあたり、関係機関と必要な情報共有を図っている割合	【小】 97.8% 【中】 96.1%	100% 100%	関係機関との情報共有を図っている割合について100%を目指す			
—	●	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(再掲)	【小6】 81.2% 【中3】 64.7%	増加させる	小学校における職場見学や中学校における「14歳の挑戦」、キャリアパスポートの活用の推進等を通して、目標を達成したい			
59		とやま環境チャレンジ10 ^{※1} への参加児童数(累計)	57,733人	75,000人	「環境基本計画」に基づき年間3,000人程度の増加を目指す			
60		全国体力・運動能力調査における体力合計点	201点	208点	R元年度以降コロナ禍に起因する、体力低下が続いている。(R5 200.89点)まずは、コロナ前の最高点であったH30年と同程度の数値を目指す			

※目標指標については、毎年開催の子育て支援・少子化対策県民会議において、進捗を確認し、必要に応じて目標指標の見直しを図る。

※1 とやま環境チャレンジ10 県内の10歳の児童(小学校4年生)が、地球温暖化問題を学び、目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践・自己評価するもの。

第4章

幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

- ① 教育・保育提供区域の設定**
- ② 教育・保育の量の見込み並びに
その提供体制の確保の内容及びその時期**

第4章 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」においては、県は教育・保育の量の見込み（需要）及びその提供体制の確保方策（供給）の単位として、区域を設定することとなっています。

この区域は、保育所や認定こども園の認可・認定にあたり需給調整を行う判断基準となることから、設定にあたっては、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定めることとされています。

現在の幼稚園や保育所等の利用状況をみると、利用者の多くが居住する市町村内の施設を利用しており、各市町村において、地域の実情に応じた需給バランスの確保が図られています。

このような状況を踏まえ、県が設定する区域は市町村単位とし、15区域とします。

なお、実際の施設の利用にあたって、区域（市町村）を越える広域的な利用が制限されるものではありません。

【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、15区域を設定します。



2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期

各市町村では、子育て家庭を対象に、幼稚園・保育所等の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等の調査を行い、子育て家庭のニーズや地域の実情を踏まえ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）において、今後5年間の各年度における教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保方策を定めています。

県では、市町村計画における数値の集計を基本として、区域ごとの教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保方策を別表のとおり定めます。

別表の見方

区分	1号認定	② 2号認定 教育ニーズ	② 3号認定		
			③ 保育ニーズ	0歳	1・2歳
① 令和7年度	量の見込み ④	0	0	0	0
	確保方策 ⑤	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所) ⑥	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園 ⑦	0			
	地域型保育事業 ⑧			0	0
	認可外保育施設 ⑨		0	0	0
	② - ① ⑩	0	0	0	0
	備 考				

① 計画年度

② 子どもの認定区分

区分	認定区分に応じた利用先（確保方策）
1号認定（満3歳以上で教育を希望）	幼稚園（確認を受けないものを含む。）、認定こども園
2号認定（満3歳以上で保育が必要）	保育所、認定こども園
3号認定（満3歳未満で保育が必要）	保育所、認定こども園、地域型保育

③ 教育ニーズ

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものは、「教育ニーズ」に区分（確保方策としては、認定こども園・保育所のほか、幼稚園（確認を受けないものを含む。）が該当）

④ 量の見込み

子育て家庭のニーズを踏まえて推計した各年度の教育・保育の必要数（需要量）

⑤ 確保方策

量の見込みに対応する各年度の教育・保育の提供内容（供給量）

⑥ 特定教育・保育施設

施設型給付の対象となる施設として市町村の確認を受けた認定こども園・幼稚園・保育所

⑦ 確認を受けない幼稚園

市町村の確認を受けない幼稚園（現行どおり私学助成等の支援を受ける幼稚園）

⑧ 地域型保育事業

市町村の認可を受けた家庭的保育事業、小規模保育^{*1}事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業（原則として満3歳未満の子どもを対象とする）

⑨ 認可外保育施設

認可を受けていない施設のうち、市町村が運営費支援等を行っているもの
市町村の利用者支援の対象とした、企業主導型保育施設の地域枠を含む

⑩ 確保方策－量の見込み

プラスであれば受入れに余裕があり、マイナスであれば受入れが不足する可能性がある

*1 小規模保育 保育を必要とする0～2歳のこどもについて、少人数(6～19人)を対象に保育を行うもの。

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<富山県>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	2,445	985	15,906	2,200
	確保方策②		5,588	18,782	2,581 (2,758) 10,824 (11,609)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		4,858	18,516	2,382 (2,559) 10,289 (11,074)
	確認を受けない幼稚園	730			
	地域型保育事業			95	227
	認可外保育施設		266	104	308
	② - ①	2,158	2,876	381 (558) 1,373 (2,158)	
備考					
令和8年度	量の見込み①	2,377	968	15,399	2,166
	確保方策②		5,575	18,717	2,577 (2,754) 10,767 (11,552)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		4,845	18,451	2,378 (2,555) 10,232 (11,017)
	確認を受けない幼稚園	730			
	地域型保育事業			95	227
	認可外保育施設		266	104	308
	② - ①	2,230	3,318	411 (588) 1,621 (2,406)	
備考					
令和9年度	量の見込み①	2,271	921	14,760	2,128
	確保方策②		5,556	18,528	2,569 (2,747) 10,738 (11,525)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		4,826	18,262	2,370 (2,548) 10,203 (10,990)
	確認を受けない幼稚園	730			
	地域型保育事業			95	227
	認可外保育施設		266	104	308
	② - ①	2,364	3,768	441 (619) 1,740 (2,527)	
備考					
令和10年度	量の見込み①	2,184	885	14,237	2,107
	確保方策②		5,551	18,440	2,563 (2,741) 10,736 (11,523)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		4,821	18,174	2,364 (2,542) 10,201 (10,988)
	確認を受けない幼稚園	730			
	地域型保育事業			95	227
	認可外保育施設		266	104	308
	② - ①	2,482	4,203	456 (634) 1,805 (2,592)	
備考					
令和11年度	量の見込み①	2,123	857	13,787	2,085
	確保方策②		5,539	18,365	2,561 (2,739) 10,714 (11,502)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		4,809	18,099	2,362 (2,540) 10,179 (10,967)
	確認を受けない幼稚園	730			
	地域型保育事業			95	227
	認可外保育施設		266	104	308
	② - ①	2,559	4,578	476 (654) 1,866 (2,654)	
備考					

※()内は、富山市の定員弾力化(定員2割増)により計算した数値を反映したもの

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<富山市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	1,192	279	6,726	1,029
	確保方策②		2,613	7,901	1,048 (1,225) 4,385 (5,170)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		2,613	7,643	886 (1,063) 3,924 (4,709)
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				69 179
	認可外保育施設			258	93 282
	② - ①		1,142	1,175	19 (196) 650 (1,435)
備考 ()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値					
令和8年度	量の見込み①	1,148	270	6,486	1,022
	確保方策②		2,613	7,901	1,048 (1,225) 4,385 (5,170)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		2,613	7,643	886 (1,063) 3,924 (4,709)
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				69 179
	認可外保育施設			258	93 282
	② - ①		1,195	1,415	26 (203) 808 (1,593)
備考 ()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値					
令和9年度	量の見込み①	1,089	255	6,150	1,012
	確保方策②		2,613	7,906	1,053 (1,231) 4,395 (5,182)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		2,613	7,648	891 (1,069) 3,934 (4,721)
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				69 179
	認可外保育施設			258	93 282
	② - ①		1,269	1,756	41 (219) 850 (1,637)
備考 ()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値					
令和10年度	量の見込み①	1,038	244	5,878	1,008
	確保方策②		2,623	7,906	1,054 (1,232) 4,399 (5,186)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		2,623	7,648	892 (1,070) 3,938 (4,725)
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				69 179
	認可外保育施設			258	93 282
	② - ①		1,341	2,028	46 (224) 882 (1,669)
備考 ()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値					
令和11年度	量の見込み①	1,014	237	5,689	1,002
	確保方策②		2,623	7,906	1,054 (1,232) 4,399 (5,187)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		2,623	7,648	892 (1,070) 3,938 (4,726)
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				69 179
	認可外保育施設			258	93 282
	② - ①		1,372	2,217	52 (230) 897 (1,685)
備考 ()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<高岡市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	511	472	1,986	142
	確保方策②		1,220	2,883	313
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		490	2,883	304
	確認を受けない幼稚園		730		
	地域型保育事業			9	31
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		237	897	171
備 考					
令和8年度	量の見込み①	510	471	1,930	140
	確保方策②		1,220	2,883	313
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		490	2,883	304
	確認を受けない幼稚園		730		
	地域型保育事業			9	31
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		239	953	173
備 考					
令和9年度	量の見込み①	489	451	1,875	137
	確保方策②		1,220	2,883	313
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		490	2,883	304
	確認を受けない幼稚園		730		
	地域型保育事業			9	31
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		280	1,008	176
備 考					
令和10年度	量の見込み①	472	436	1,819	136
	確保方策②		1,220	2,883	313
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		490	2,883	304
	確認を受けない幼稚園		730		
	地域型保育事業			9	31
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		312	1,064	177
備 考					
令和11年度	量の見込み①	463	427	1,764	132
	確保方策②		1,220	2,883	313
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		490	2,883	304
	確認を受けない幼稚園		730		
	地域型保育事業			9	31
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		330	1,119	181
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<魚津市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	34	7	580	75
	確保方策②		66	677	75
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		66	677	75
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		25	97	0
備 考					
令和8年度	量の見込み①	32	7	556	74
	確保方策②		66	677	74
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		66	677	74
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		27	121	0
備 考					
令和9年度	量の見込み①	30	6	521	73
	確保方策②		66	677	73
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		66	677	73
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		30	156	0
備 考					
令和10年度	量の見込み①	30	6	493	71
	確保方策②		66	677	71
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		66	677	71
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		30	184	0
備 考					
令和11年度	量の見込み①	29	6	467	70
	確保方策②		66	677	70
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		66	677	70
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		31	210	0
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<氷見市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	186	0	448	99
	確保方策②		200	460	110
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		200	460	104
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			6	6
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		14	12	11
備 考					
令和8年度	量の見込み①	181	0	436	96
	確保方策②		190	450	110
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		190	450	104
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			6	6
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		9	14	14
備 考					
令和9年度	量の見込み①	170	0	408	93
	確保方策②		180	420	100
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		180	420	94
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			6	6
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		10	12	7
備 考					
令和10年度	量の見込み①	160	0	385	90
	確保方策②		170	400	100
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		170	400	94
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			6	6
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		10	15	10
備 考					
令和11年度	量の見込み①	151	0	364	87
	確保方策②		160	370	100
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		160	370	94
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			6	6
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		9	6	13
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<滑川市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	56	15	738	141
	確保方策②		96	738	142
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		96	738	138
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	4
	② - ①		25	0	1
備 考					
令和8年度	量の見込み①	55	15	733	139
	確保方策②		96	738	142
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		96	738	138
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	4
	② - ①		26	5	3
備 考					
令和9年度	量の見込み①	53	15	710	133
	確保方策②		96	738	142
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		96	738	138
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	4
	② - ①		28	28	9
備 考					
令和10年度	量の見込み①	53	15	714	137
	確保方策②		96	738	142
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		96	738	138
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	4
	② - ①		28	24	5
備 考					
令和11年度	量の見込み①	53	15	716	136
	確保方策②		96	738	142
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		96	738	138
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	4
	② - ①		28	22	6
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<黒部市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	45	40	725	135
	確保方策②		85	725	135
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		85	725	134
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	1
	② - ①		0	0	0
備 考					
令和8年度	量の見込み①	45	40	725	134
	確保方策②		85	725	135
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		85	725	134
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	1
	② - ①		0	0	1
備 考					
令和9年度	量の見込み①	43	39	703	128
	確保方策②		85	725	135
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		85	725	134
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	1
	② - ①		3	22	7
備 考					
令和10年度	量の見込み①	42	37	682	125
	確保方策②		85	725	135
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		85	725	134
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	1
	② - ①		6	43	10
備 考					
令和11年度	量の見込み①	41	36	662	121
	確保方策②		85	725	135
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		85	725	134
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	1
	② - ①		8	63	14
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<砺波市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	136	10	834	184
	確保方策②		218	1,011	184
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		218	1,011	184
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		72	177	0
備 考					
令和8年度	量の見込み①	135	10	813	184
	確保方策②		218	1,011	184
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		218	1,011	184
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		73	198	0
備 考					
令和9年度	量の見込み①	137	10	825	184
	確保方策②		218	1,011	184
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		218	1,011	184
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		71	186	0
備 考					
令和10年度	量の見込み①	137	10	833	182
	確保方策②		218	1,011	184
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		218	1,011	184
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		71	178	2
備 考					
令和11年度	量の見込み①	130	10	811	184
	確保方策②		218	1,011	184
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		218	1,011	184
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		78	200	0
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<小矢部市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	38	3	427	18
	確保方策②		90	480	51
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		90	480	51
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		49	53	33
備考					
令和8年度	量の見込み①	34	3	428	18
	確保方策②		90	470	51
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		90	470	51
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		53	42	33
備考					
令和9年度	量の見込み①	30	3	419	18
	確保方策②		90	450	51
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		90	450	51
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		57	31	33
備考					
令和10年度	量の見込み①	26	3	418	17
	確保方策②		90	440	50
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		90	440	50
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		61	22	33
備考					
令和11年度	量の見込み①	22	3	408	17
	確保方策②		90	420	50
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		90	420	50
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①		65	12	33
備考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<南砺市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	30	90	585	83
	確保方策②		120	726	125
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		120	726	125
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業				
	認可外保育施設				
	② - ①	0		141	42
備 考					
令和8年度	量の見込み①	29	87	567	83
	確保方策②		120	726	125
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		120	726	125
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業				
	認可外保育施設				
	② - ①	4		159	42
備 考					
令和9年度	量の見込み①	28	79	512	83
	確保方策②		112	641	125
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		112	641	125
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業				
	認可外保育施設				
	② - ①	5		129	42
備 考					
令和10年度	量の見込み①	27	72	462	83
	確保方策②		112	641	125
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		112	641	125
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業				
	認可外保育施設				
	② - ①	13		179	42
備 考					
令和11年度	量の見込み①	26	64	410	83
	確保方策②		112	641	125
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		112	641	125
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業				
	認可外保育施設				
	② - ①	22		231	42
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<射水市>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	147	44	1,653	162
	確保方策②		767	1,850	220
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		767	1,842	203
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			11	11
	認可外保育施設		8	6	6
	② - ①	576	197	58	138
備 考					
令和8年度	量の見込み①	144	43	1,621	155
	確保方策②		767	1,850	220
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		767	1,842	203
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			11	11
	認可外保育施設		8	6	6
	② - ①	580	229	65	161
備 考					
令和9年度	量の見込み①	140	42	1,587	149
	確保方策②		767	1,850	220
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		767	1,842	203
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			11	11
	認可外保育施設		8	6	6
	② - ①	585	263	71	182
備 考					
令和10年度	量の見込み①	137	41	1,553	144
	確保方策②		767	1,850	220
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		767	1,842	203
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			11	11
	認可外保育施設		8	6	6
	② - ①	589	297	76	203
備 考					
令和11年度	量の見込み①	133	40	1,522	138
	確保方策②		767	1,850	220
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		767	1,842	203
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			11	11
	認可外保育施設		8	6	6
	② - ①	594	328	82	224
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<舟橋村>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	10	0	130	18
	確保方策②		10	133	18
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	133	18
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	3	0	4
備 考					
令和8年度	量の見込み①	10	0	125	18
	確保方策②		10	133	18
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	133	18
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	8	0	4
備 考					
令和9年度	量の見込み①	10	0	125	18
	確保方策②		10	133	18
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	133	18
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	8	0	4
備 考					
令和10年度	量の見込み①	10	0	120	16
	確保方策②		10	120	16
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	120	16
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	0	0	2
備 考					
令和11年度	量の見込み①	10	0	120	16
	確保方策②		10	120	16
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	120	16
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	0	0	2
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<上市町>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	29	25	236	10
	確保方策②		55	267	38
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		55	267	38
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①	1		31	28
備考					
令和8年度	量の見込み①	26	22	210	10
	確保方策②		52	243	35
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		52	243	35
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①	4		33	25
備考					
令和9年度	量の見込み①	25	21	202	10
	確保方策②		51	229	34
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		51	229	34
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①	5		27	24
備考					
令和10年度	量の見込み①	24	21	193	9
	確保方策②		46	219	33
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		46	219	33
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①	1		26	24
備考					
令和11年度	量の見込み①	23	19	183	9
	確保方策②		44	211	32
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		44	211	32
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設			0	0
	② - ①	2		28	23
備考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<立山町>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	31		435	14
	確保方策②		48	505	32
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		48	505	32
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				
	認可外保育施設			0	
	② - ①		17	70	18
備 考					
令和8年度	量の見込み①	28		395	13
	確保方策②		48	505	32
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		48	505	32
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				
	認可外保育施設			0	
	② - ①		20	110	19
備 考					
令和9年度	量の見込み①	27		388	13
	確保方策②		48	505	32
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		48	505	32
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				
	認可外保育施設			0	
	② - ①		21	117	19
備 考					
令和10年度	量の見込み①	28		395	13
	確保方策②		48	505	32
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		48	505	32
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				
	認可外保育施設			0	
	② - ①		20	110	19
備 考					
令和11年度	量の見込み①	28		395	12
	確保方策②		48	505	32
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		48	505	32
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業				
	認可外保育施設			0	
	② - ①		20	110	20
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<入善町>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	0	0	297	80
	確保方策②		0	320	80
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	320	80
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	23	0	28
備 考					
令和8年度	量の見込み①	0	0	279	65
	確保方策②		0	310	75
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	310	75
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	31	10	21
備 考					
令和9年度	量の見込み①	0	0	245	63
	確保方策②		0	270	75
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	270	75
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	25	12	19
備 考					
令和10年度	量の見込み①	0	0	217	63
	確保方策②		0	250	75
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	250	75
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	33	12	24
備 考					
令和11年度	量の見込み①	0	0	198	65
	確保方策②		0	230	75
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	230	75
	確認を受けない幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①	0	32	10	26
備 考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（総括表）

<朝日町>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳
令和7年度	量の見込み①	0	0	106	10
	確保方策②		0	106	10
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	106	10
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①		0	0	0
備 考					
令和8年度	量の見込み①	0	0	95	15
	確保方策②		0	95	15
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	95	15
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①		0	0	0
備 考					
令和9年度	量の見込み①	0	0	90	14
	確保方策②		0	90	14
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	90	14
	確認を受けない幼稚園		0		
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①		0	0	0
備 考					
令和10年度	量の見込み①	0	0	75	13
	確保方策②		0	75	13
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	75	13
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①		0	0	0
備 考					
令和11年度	量の見込み①	0	0	78	13
	確保方策②		0	78	13
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	78	13
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業			0	0
	認可外保育施設		0	0	0
	② - ①		0	0	0
備 考					

第 5 章

計画の推進

- ① 各主体の役割と協働**
- ② 国への提言・要望**
- ③ 計画の推進体制と進行管理**

第5章 計画の推進

1 各主体の役割と協働

子育て支援・少子化対策を推進するためには、行政の施策はもとより、県民、保護者、事業者などの主体が、それぞれの役割を果たすとともに、県や市町村と連携・協働していくことが大切です。そのためには、県民一人ひとりが、自分には何ができるかを考え、できることから実行することが重要です。

この計画が、そのための指針として活用され、一人ひとりの活動が相互に結びつき、活動の輪が広がることを期待します。

(1) 県民

県民は、少子化の現状を自らの問題としてとらえ、「こどもは地域の宝、未来への希望」であるとの考え方方に立って、こどもや子育て家庭を地域であたたかく見守り、積極的に応援していくことが期待されます。

地域活動の重要な一翼を担っている自治会や婦人会、児童クラブ、母親クラブなどの地縁団体はもとより、NPO、ボランティア団体、子育て支援サークルなど各種団体においては、行政では対応が難しい地域の子育て家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援活動を主体的に展開するとともに、行政との協働により、子どもの健全育成、交通事故防止などの取り組みを一層推進することが期待されます。

(2) 保護者

保護者は、子育ての第一義的責任を負っています。このことから、子どもが、家族のふれあいや愛情あふれる温かい日常生活の中で、基本的な生活習慣や善惡の判断、他人への思いやり、忍耐力、社会的な規範など、次世代を担う存在として自立するための基盤をしっかりと身に付けるように、育てる役割が期待されています。

そのためには、家族の一人ひとりがお互いを尊重しながら、父親と母親とが、家事や育児などについて責任を分担し、力を合わせ子育てしていくことが求められています。

さらに、保護者には、こどもは地域社会の中で育まれていることを認識して、学校や地域などの行事に積極的に関わるとともに、子どもが成長し子育てから手が離れる時期には、子育てを支える立場にまわることが期待されます。

(3) 事業者

事業者においては、従業員の多くが子育てをしている親であることや、家庭でのこどもの養育や思春期における親のかかわりの重要性について理解し、従業員が子育てや家族のきずなを深めることを支援する職場の環境をつくることが期待されます。

子育てと仕事の両立支援に向けて、育児休業、労働時間の短縮、年次有給休暇など各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい職場環境づくりに努めることが必要です。

また、地域社会の構成員という立場から、地域の子育て支援活動への参加やこどもたちの就業体験の受け入れなど、職場環境づくりのほかにも実施が可能な子育て支援・少子化対策に

について取り組むことが期待されます。

(4) 行政

< 県 >

県は、広域自治体として、市町村の計画・施策が着実に実施されるよう、市町村の取組みを支援するとともに、広域的なネットワークの形成、人材育成、専門的な相談など、県が主体となって、効率的、効果的な事業の実施に取り組みます。

事業の実施にあたっては、主な子育て支援・少子化対策事業の実施主体となる市町村と緊密に連携するとともに、各種の子育て支援活動に取り組むNPO等の団体・グループと協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に推進するよう努めます。

< 市町村 >

市町村は、住民にとって一番身近な自治体であり、また、子育て支援・少子化対策に関する事業の主な実施主体として、その役割は極めて重要です。地域の実情に応じた取組みの一層の推進が期待されます。

2 国への提言・要望

子育て支援・少子化対策を推進するために必要な、経済的負担の軽減や仕事と子育ての両立を図るための働き方の見直しなど、国の社会保障制度や税制等と深い関わりがあることから、国に対して、施策の充実やこれに関連する税制等制度の見直しなどについて、必要な働きかけを行っていくことが重要です。

また、全国一律ではなく地域の実情にあった施策が展開できるよう、地方税財源の拡充や基準等の柔軟な運用が求められています。

県は、県民生活や地域の実情等を国に伝えるとともに、県単独で、または、地方六団体と連携しながら、地域の実情などを踏まえた提言や要望等を国に対して積極的に行います。

3 計画の推進体制と進行管理

計画の着実な推進にあたっては、県民、事業者、市町村、県等、幅広い関係者による連携・協力体制のもとに、計画の推進状況を継続的に点検・評価し、フォローアップを行っていきます。

(1) 計画の推進体制

< 富山県子育て支援・少子化対策県民会議 >

子育て支援・少子化対策条例に基づく「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」において、定期的に計画の実施状況等について進行管理を行うとともに、総合的・計画的に施策を推進するために必要な事項について調査審議し、計画を推進します。

「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」は、子ども・子育て支援法第72条第4項に基づく「審議会その他の合議制の機関（子ども・子育て会議）」及び「次世代育成支援対策推進法」第21条第1項に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」としても位置付けます。

(2) 計画の進行管理

① 目標による管理

目標指標と目標値を設け、計画全体の進捗状況を管理するとともに、毎年、施策の推進状況を点検・評価し、その結果に基づき必要な改善を行うP D C Aサイクルを確立し、適正な計画の進行管理を行います。

<目標指標と目標値の設定>

計画全体の進捗状況を分かりやすく県民に示すため、主な施策に関する目標指標と目標年次である令和11年度の目標値を具体的に設定し、県民とともにその達成をめざします。

<点検・評価と改善>

施策の推進状況について、個別の事業の進捗状況、県政世論調査などによる県民ニーズなどを把握するとともに、目標指標に対する実績値の推移なども勘案しながら、総合的に点検・評価を行います。そして、その評価結果を踏まえ、施策・事業を見直し、より効果的な施策・事業となるよう改善を図ります。

② 周知・広報

計画内容については、県のホームページや県広報誌等への掲載、各種会議の機会をとらえた説明などにより、県民に周知・普及を図り、計画の推進に向けての県民の理解と協力を求めます。

また、計画の推進状況についても、子育て支援・少子化対策県民会議に報告し、意見を求めるとともに、県のホームページ等で公表し、県民の意見を求めていきます。

(3) 計画の見直し

子育て家庭のニーズや社会経済の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

データ集

少子化の状況や こどもと子育て家庭などを取り巻く環境

① 少子化の進行とその背景

- (1) 少子化の状況
- (2) 少子化の要因
- (3) 少子化の要因の背景

② こどもと子育て家庭などを取り巻く環境

- (1) 子育て家庭等の状況
- (2) 仕事と子育ての両立
- (3) こどもの状況
- (4) 若者の社会減の状況

③ 子育て支援・少子化対策の動向

1 少子化の進行とその背景

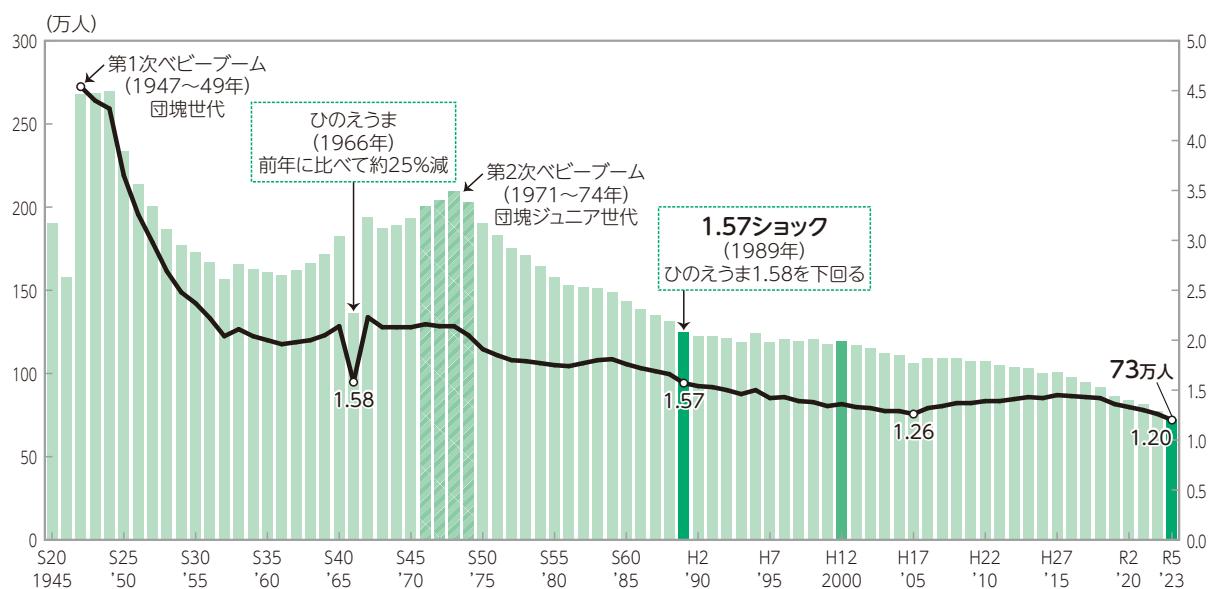
(1) 少子化の状況

① 出生の動向

出生数は、昭和47年をピークに減少傾向にあり、平成13年に1万人を割り込み、平成23年には8千人を、平成30年には7千人を割り込み、令和5年には5,512人と過去最少となっています。

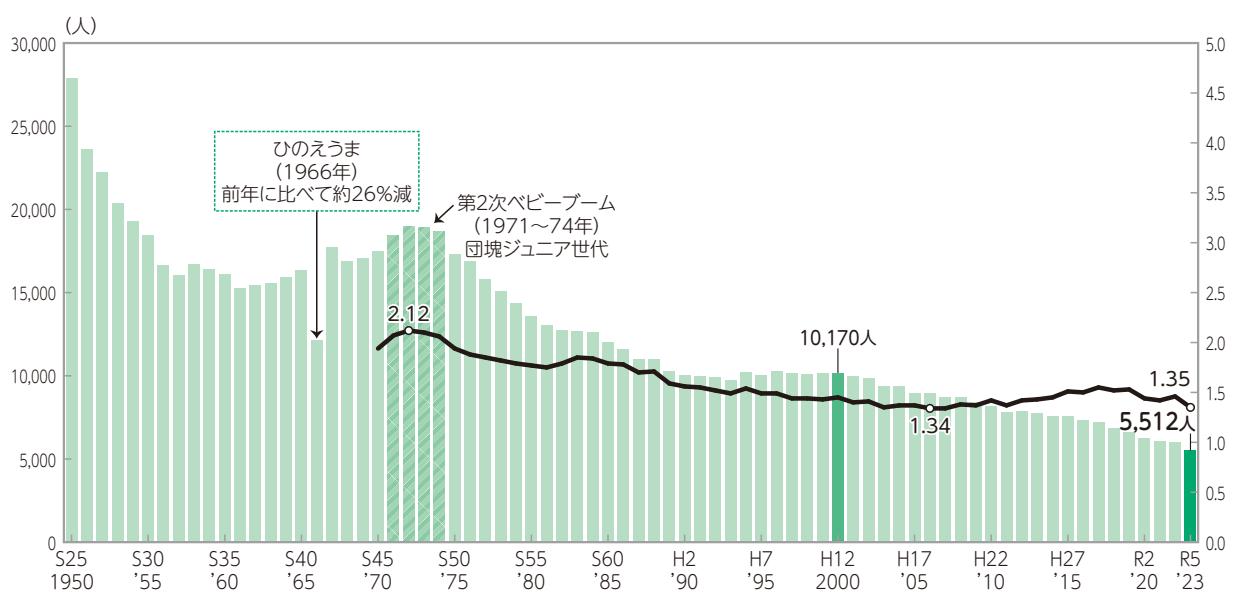
合計特殊出生率は、平成18年、19年には1.34と過去最低となり、令和5年は1.35となっています。

◎出生数・合計特殊出生率の推移（全国）



資料：人口動態統計（厚生労働省）

◎出生数・合計特殊出生率の推移（富山県）

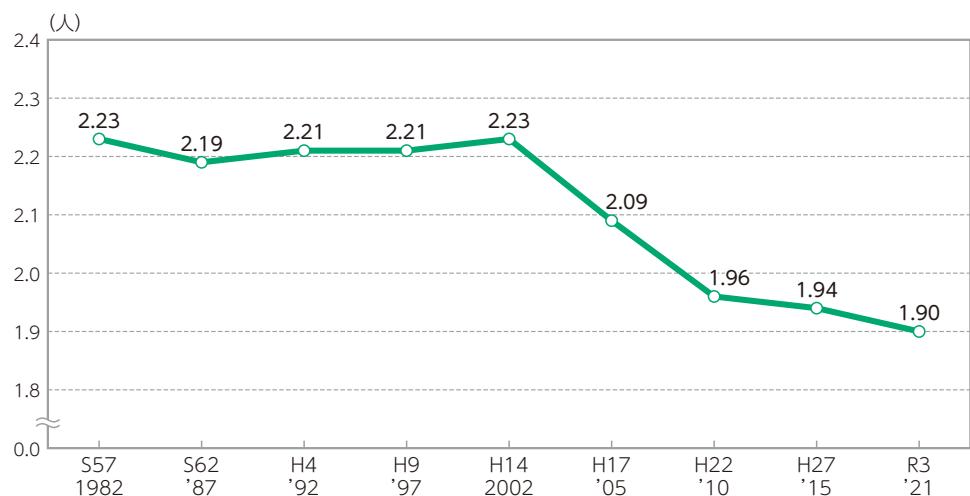


資料：人口動態統計（厚生労働省）

② 完結出生児数の推移

全国の完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子どもの数）は、近年は平成14年をピークに減少傾向にあり、令和3年では1.90人となっています。

◎夫婦の完結出生児数の推移（全国）



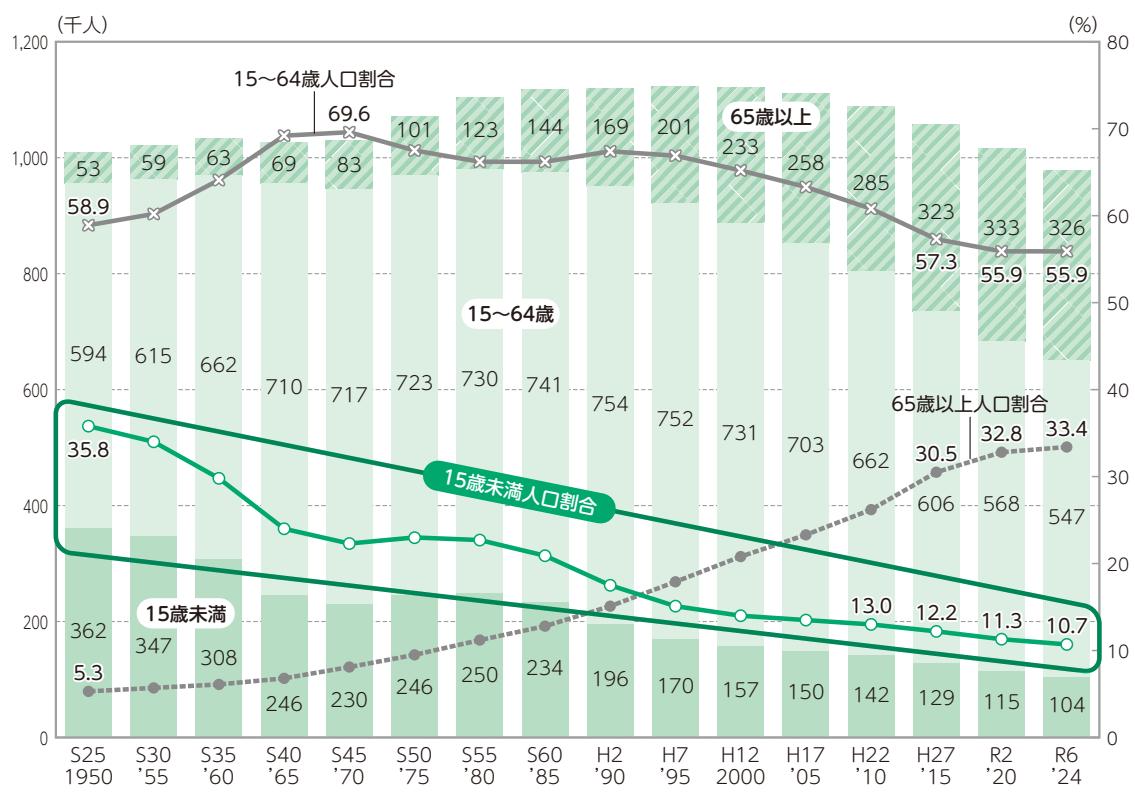
資料：出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)

③ 子どもの人口割合の推移

子どもの数（15歳未満）は、令和6年は104,412人となり、減少傾向が続いています。

また、富山県の人口に占める15歳未満の子どもの割合（年少人口割合）は、平成22年13.0%、平成27年12.2%、令和2年11.3%、令和6年は10.7%と年々低下しています。

◎年少人口割合及び老人人口割合の推移（富山県）



資料：国勢調査(総務省)、人口移動調査(富山県)

0歳児の性比（女性100人に対する男性の数）は106ですが、20-24歳の性比は119となり、女性の比率が小さくなっています。

◎年齢別男女別人口（富山県）

	男女計	男性	女性	性比 (男/女)
0歳	5,286	2,716	2,570	106
1-4歳	24,554	12,592	11,962	105
5-9歳	35,308	18,128	17,180	106
10-14歳	39,264	20,191	19,073	106
15-19歳	43,274	22,389	20,885	107
20-24歳	43,132	23,423	19,709	119
25-29歳	40,767	21,855	18,912	116
30-34歳	42,443	22,490	19,953	113
35-39歳	47,607	24,757	22,850	108
40-44歳	55,180	28,560	26,620	107
45-49歳	69,177	35,628	33,549	106
50-54歳	79,358	40,563	38,795	105

	男女計	男性	女性	性比 (男/女)
15歳未満	104,412	53,627	50,785	106
15-64歳	546,504	281,864	264,640	107
65歳以上	326,462	138,871	187,591	74
年齢不詳	18,577	10,936	7,641	143
合 計	995,955	485,298	510,657	95

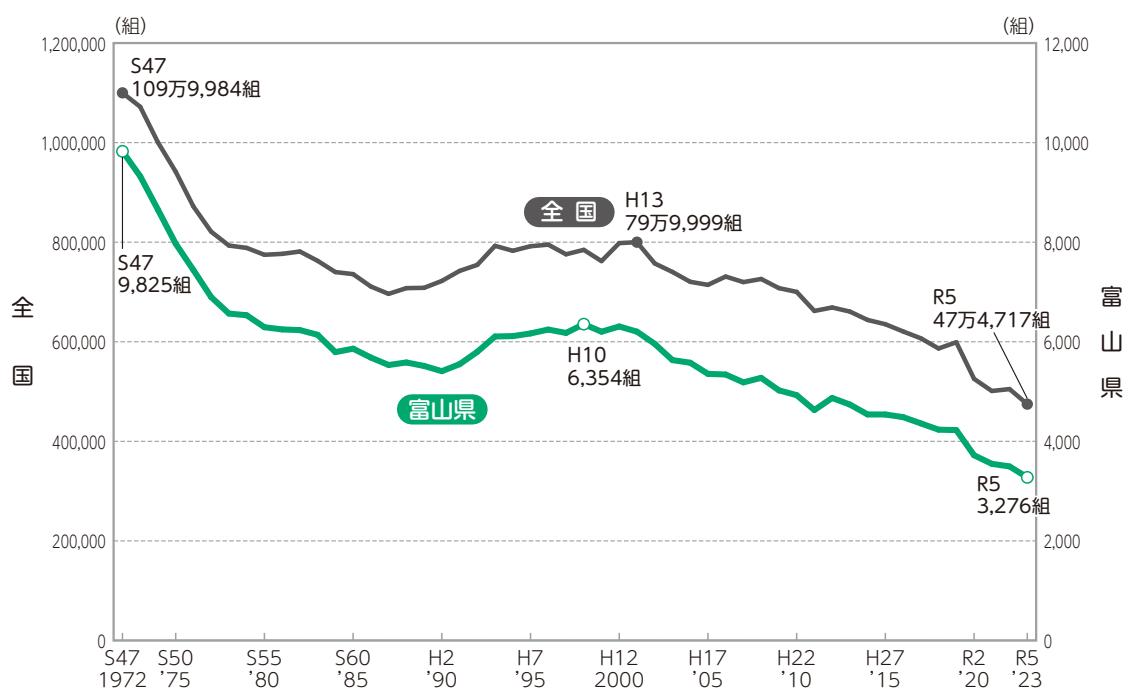
資料：人口移動調査(令和6年10月1日現在 富山県)

(2) 少子化の要因

① 婚姻件数の推移

本県の婚姻件数は、近年では平成10年をピークに減少傾向にあり、令和5年には3,276組と過去最少となっています。

◎婚姻件数の推移（全国・富山県）

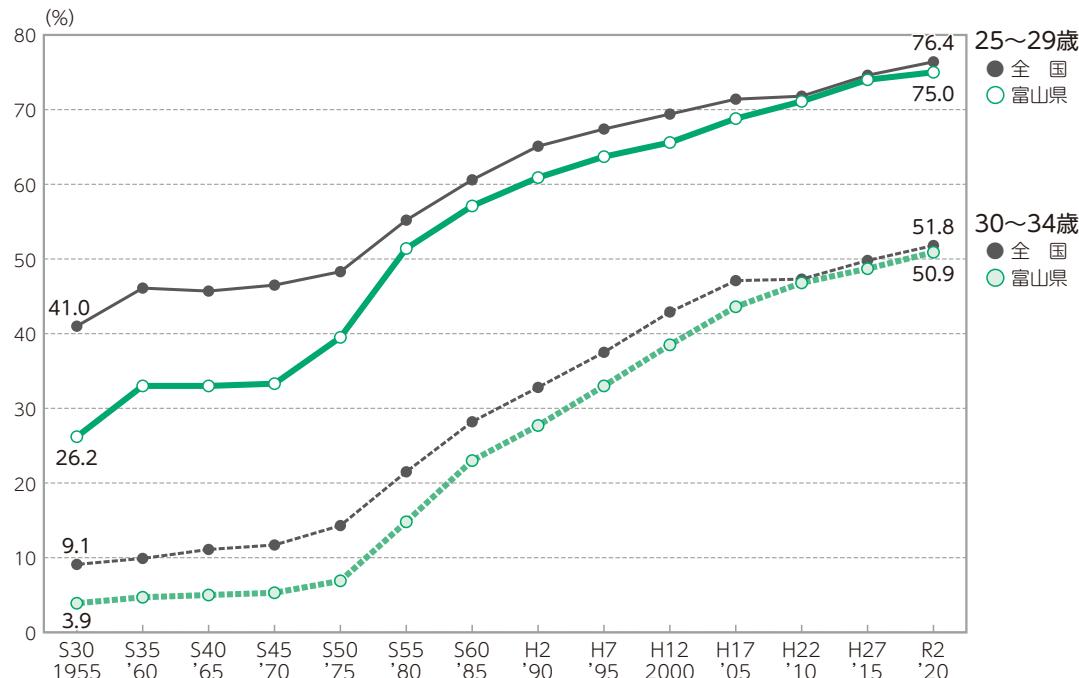


資料：人口動態統計(厚生労働省)

② 未婚化の進行

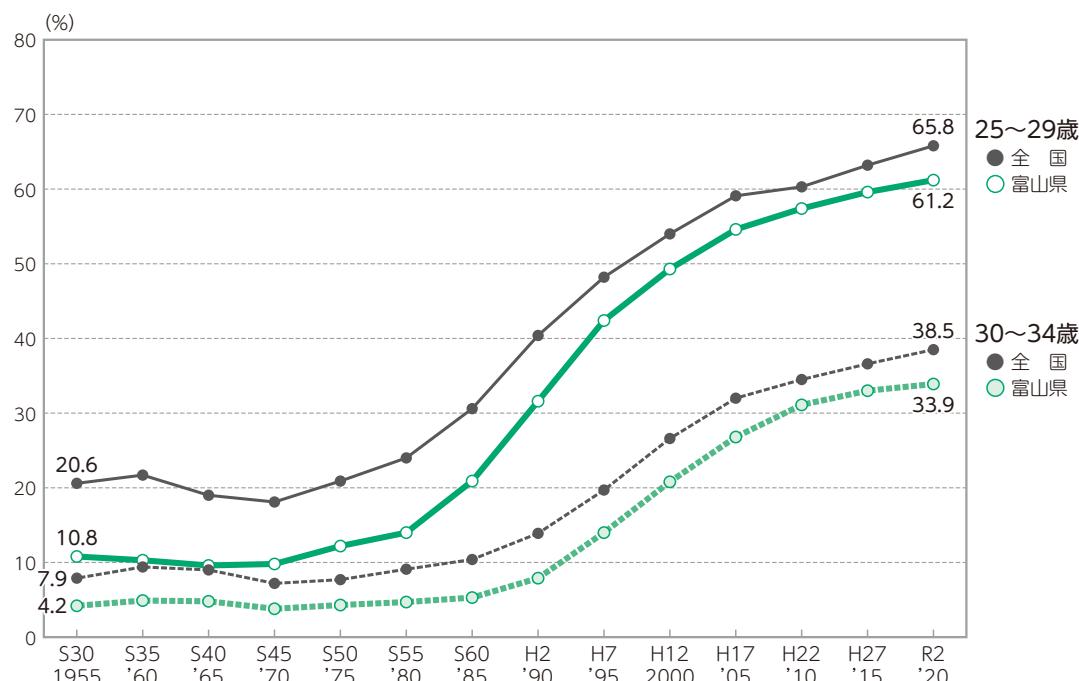
近年、男女ともに、25～29歳、30～34歳の未婚化が進んでおり、令和2年には男性の25～29歳、30～34歳の未婚率はそれぞれ75.0%、50.9%、女性の25～29歳、30～34歳の未婚率はそれぞれ61.2%、33.9%となっています。

◎男性未婚率の推移（全国・富山県）



資料：国勢調査（総務省）、H27・R2は不詳補完値による

◎女性未婚率の推移（全国・富山県）

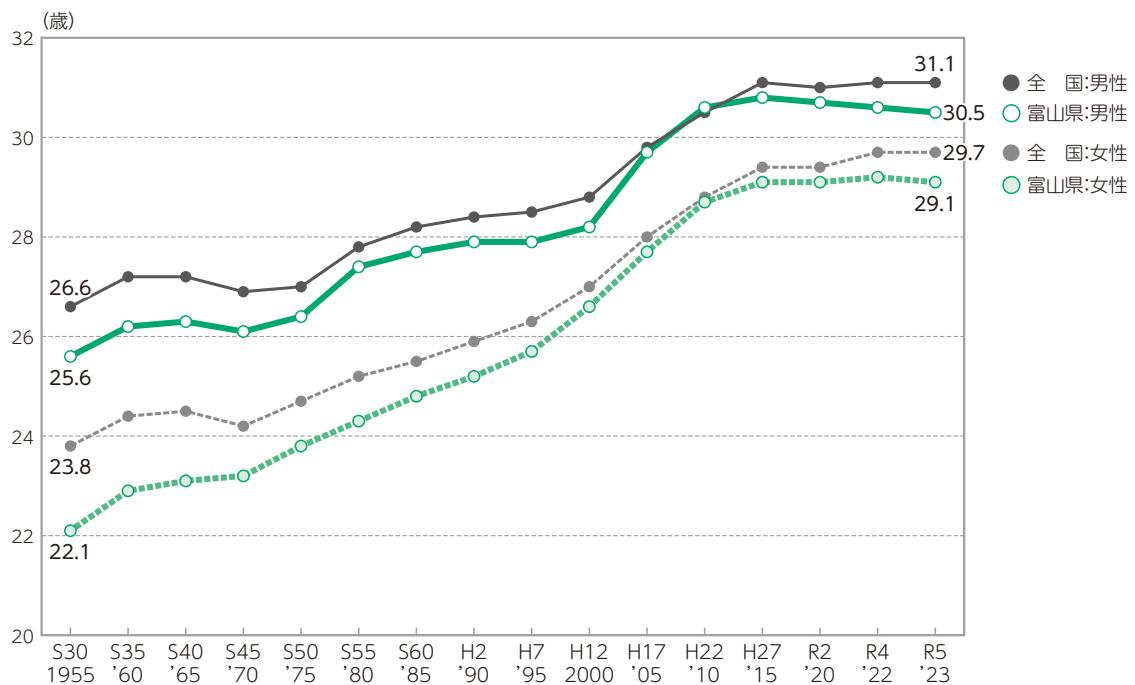


資料：国勢調査（総務省）、H27・R2は不詳補完値による

③ 晩婚化の進行

平均初婚年齢については、男女とも上昇傾向にあります。平成27年以降、男女ともほぼ横ばいとなっており、令和5年には男性30.5歳、女性29.1歳となっています。

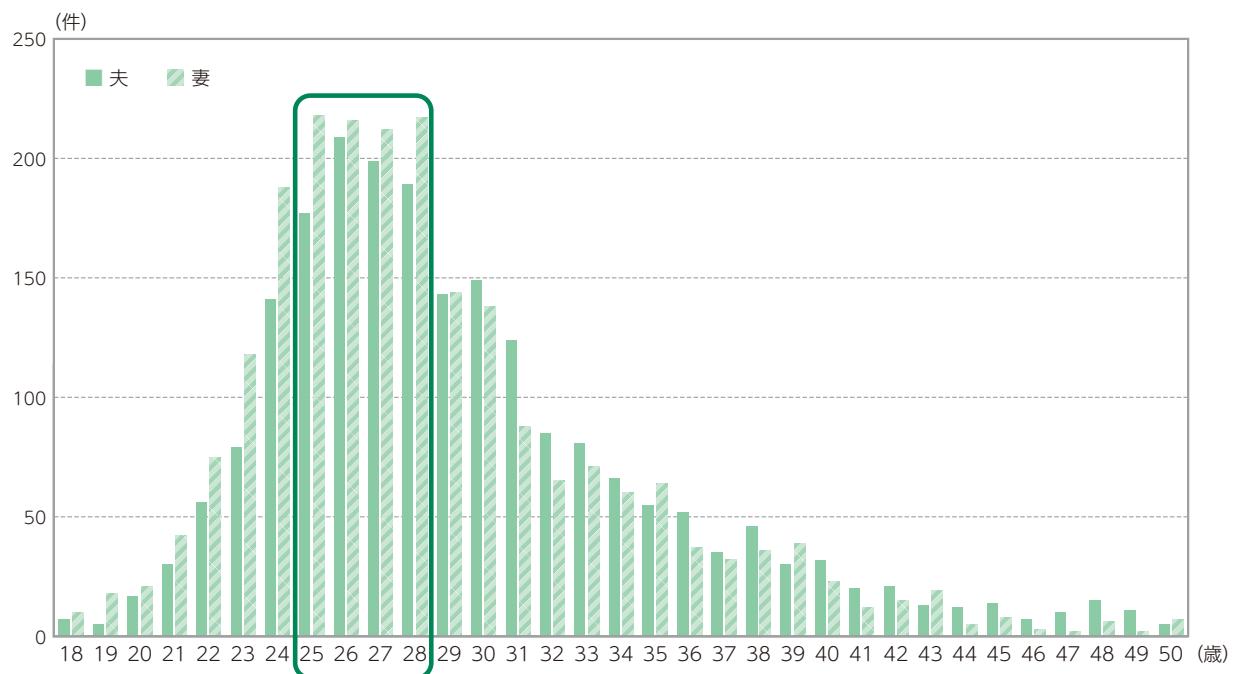
◎平均初婚年齢の推移（全国・富山県）



資料：人口動態統計（厚生労働省）

なお、初婚の婚姻件数は、男女とも20代後半が最も多くなっています。

◎年齢別初婚件数（富山県）

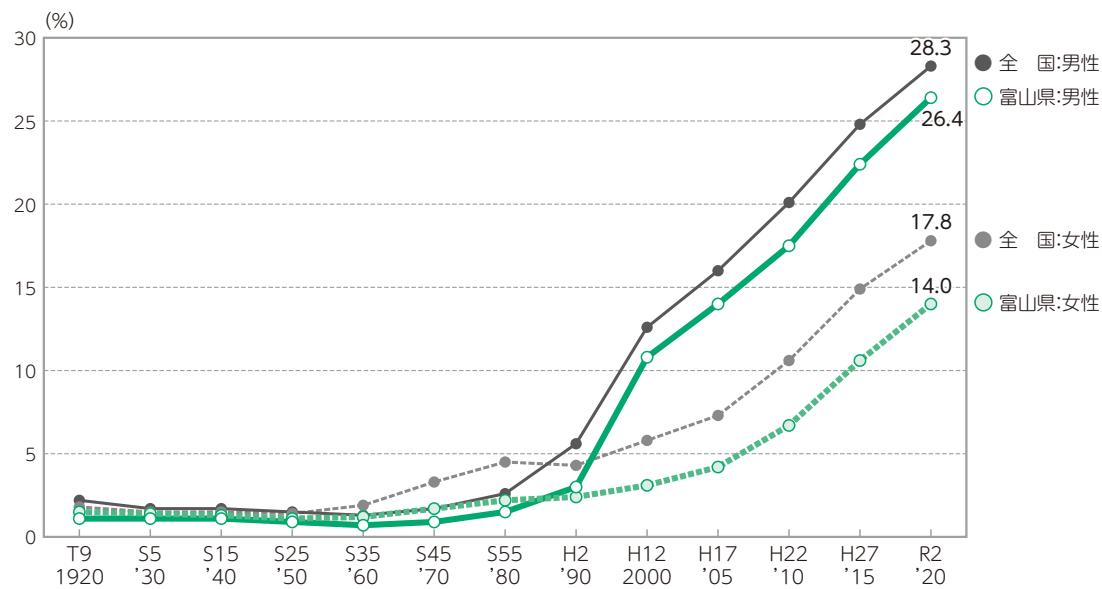


資料：R5人口動態統計（厚生労働省）

④ 非婚化の進行

50歳時の未婚率は、男女ともに平成2年から大幅に上昇しており、令和2年では男性が26.4%と3.8人に1人、女性が14.0%と7.1人に1人は結婚経験がありません。

◎50歳時未婚率の推移（全国・富山県）

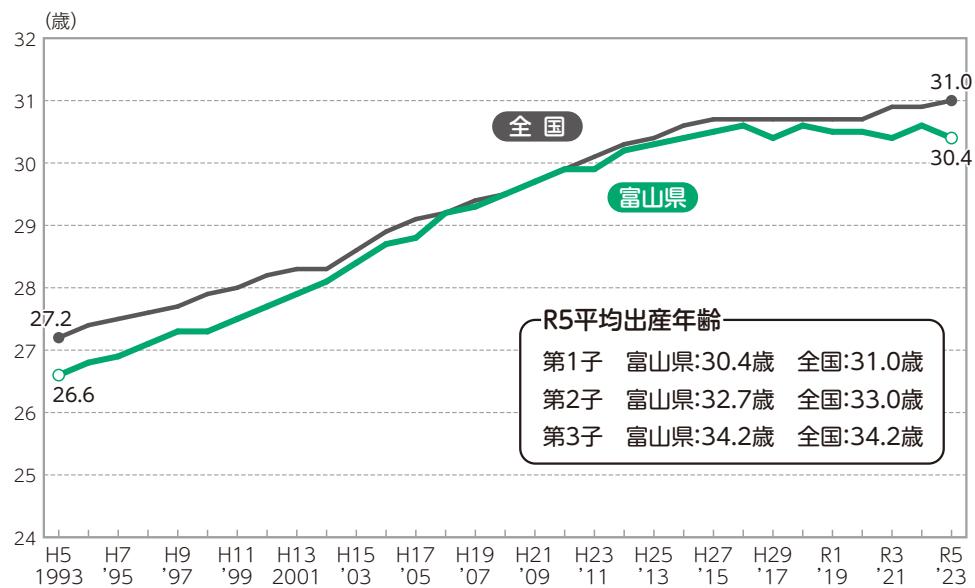


資料：国勢調査（総務省）

⑤ 初産年齢の上昇

第1子出生時の母親の平均年齢は全国と同様に上昇傾向にあり、平成5年に26.6歳であったのに対し、令和5年には30.4歳となっています。初婚年齢が高くなることに伴って、晩産化の傾向が現れており、第1子を持ちたい理想的な年齢28.0歳（R5県調査）とは開きがあります。

◎第1子出生時の母親の平均年齢の推移（全国・富山県）



資料：人口動態統計（厚生労働省）

◎理想の結婚年齢と子どもを持つ理想的な年齢（富山県）

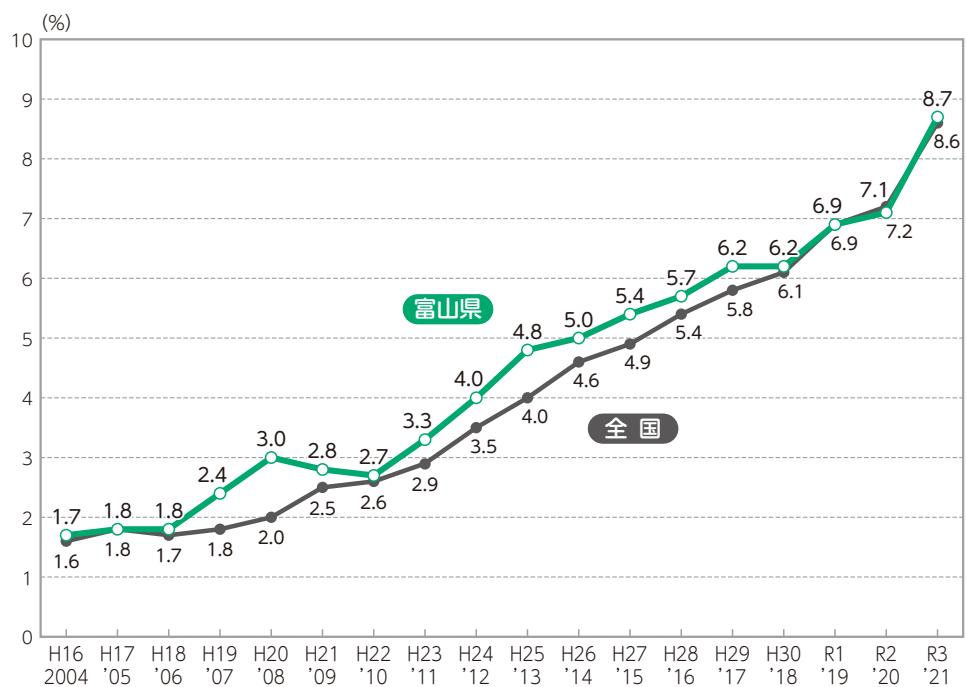
	理想の結婚年齢	子ども(第1子)を持ちたい理想的な年齢
男性の平均	28.2 歳	29.4 歳
女性の平均	27.3 歳	28.0 歳

資料：結婚等に関する県民意識調査(R5 富山県)

⑥ 特定不妊治療による出生率の状況

特定不妊治療による出生率は増加傾向にあり、令和3年は8.7%と過去最高となっています。

◎特定不妊治療による出生率（全国・富山県）



資料：富山県／指定医療機関における不妊治療実績報告書
全 国／日本産婦人科学会倫理委員会登録・調査小委員会報告

(3) 少子化の要因の背景

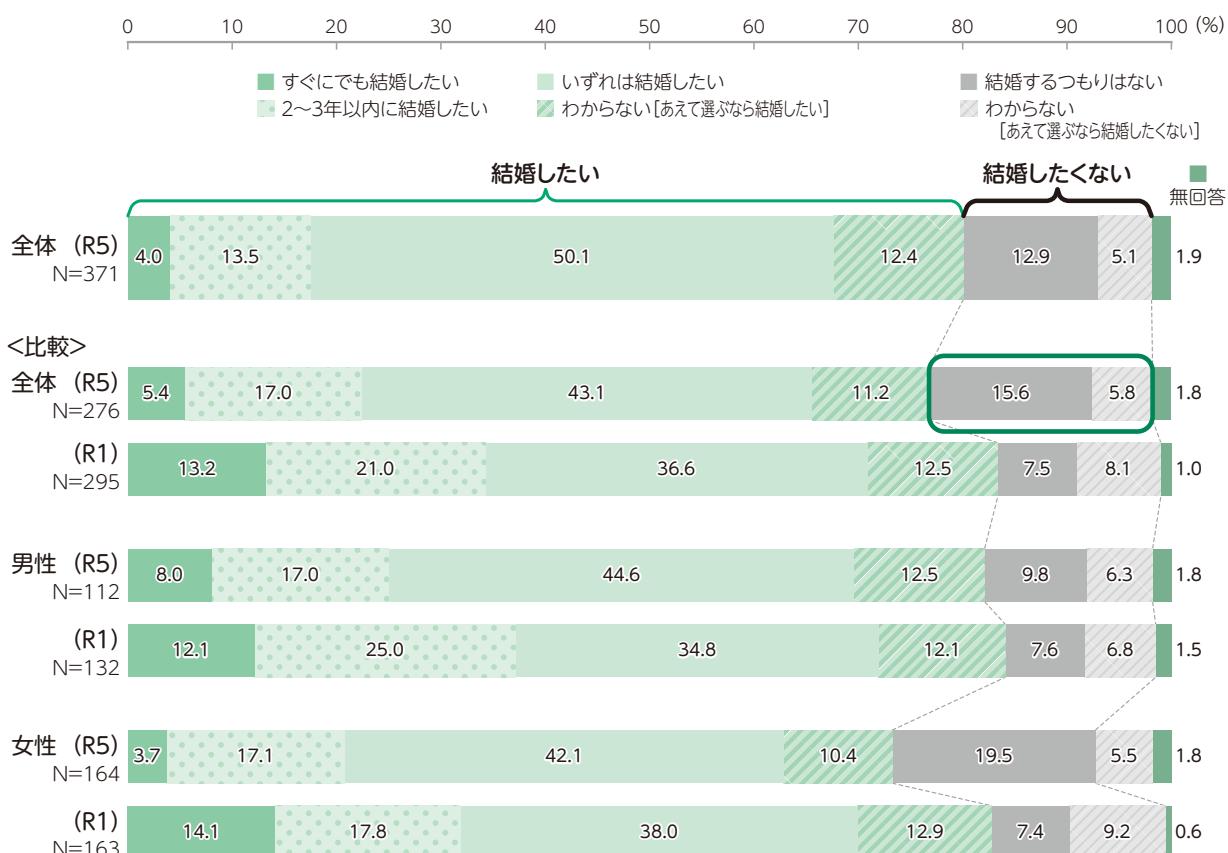
① 結婚に対する意識の変化

令和5年に行った県の意識調査によると、現在結婚していない人のうち、時期を特定しなければ、80.0%は「結婚したい」（「すぐにでも結婚したい」、「2～3年以内に結婚したい」、「いずれは結婚したい」、「わからない [あえて選ぶなら結婚したい]」）と考えています。

前回調査との比較では、時期を特定せず「結婚したい」と回答した人は76.7%であり、前回調査から6.6ポイント減少しています。

一方、「結婚したくない」（「結婚するつもりはない」、「あえて選ぶなら結婚したくない」）と考えている人は21.4%であり、前回調査より5.8ポイント増加しています。

◎独身男女の結婚に対する意識（富山県）



※調査対象：県内在住の18歳から39歳の独身男女
※前回調査との比較：今回調査の回答のうち20歳から39歳までのもののみを抽出し比較

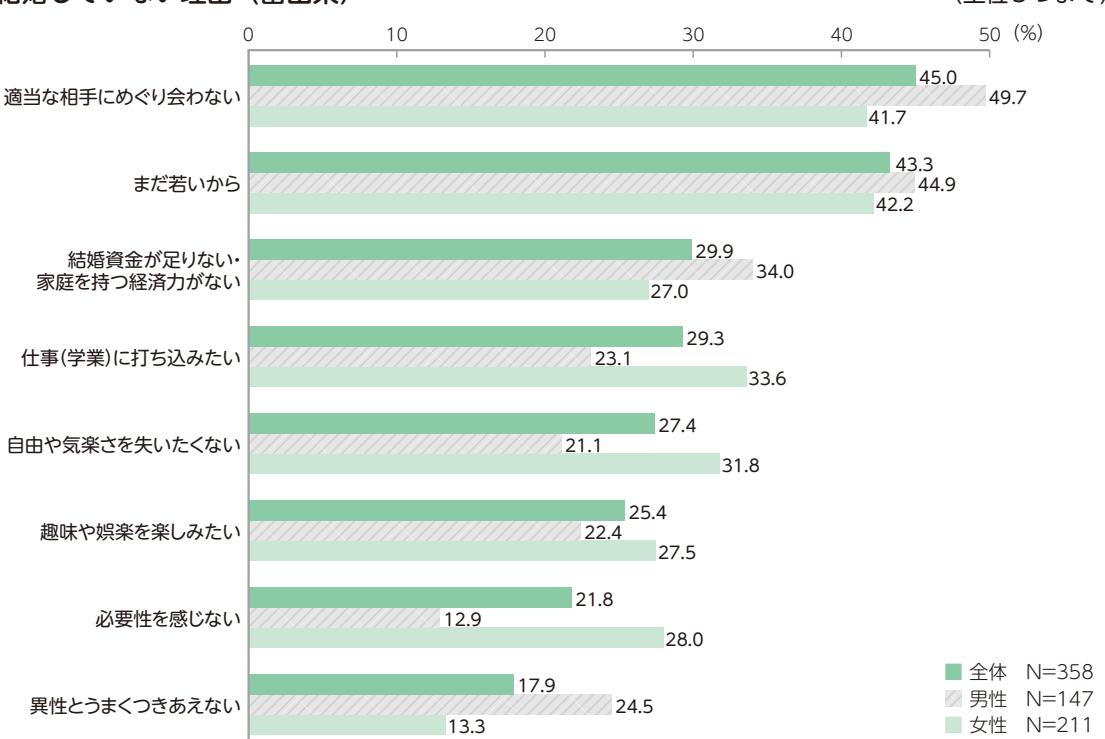
資料：結婚等に関する県民意識調査(R5 富山県)

② 現在結婚していない理由、異性と交際するうえでの不安

現在結婚していない理由としては、全体では「適当な相手にめぐり会わない」が45.0%で最も高くなっています。

男性は「異性とうまくつきあえない」が女性と比べて高く、女性は「仕事（学業）に打ち込みたい」、「自由や気楽さを失いたくない」、「必要性を感じない」が男性と比べて高くなっています。

◎現在結婚していない理由（富山県）

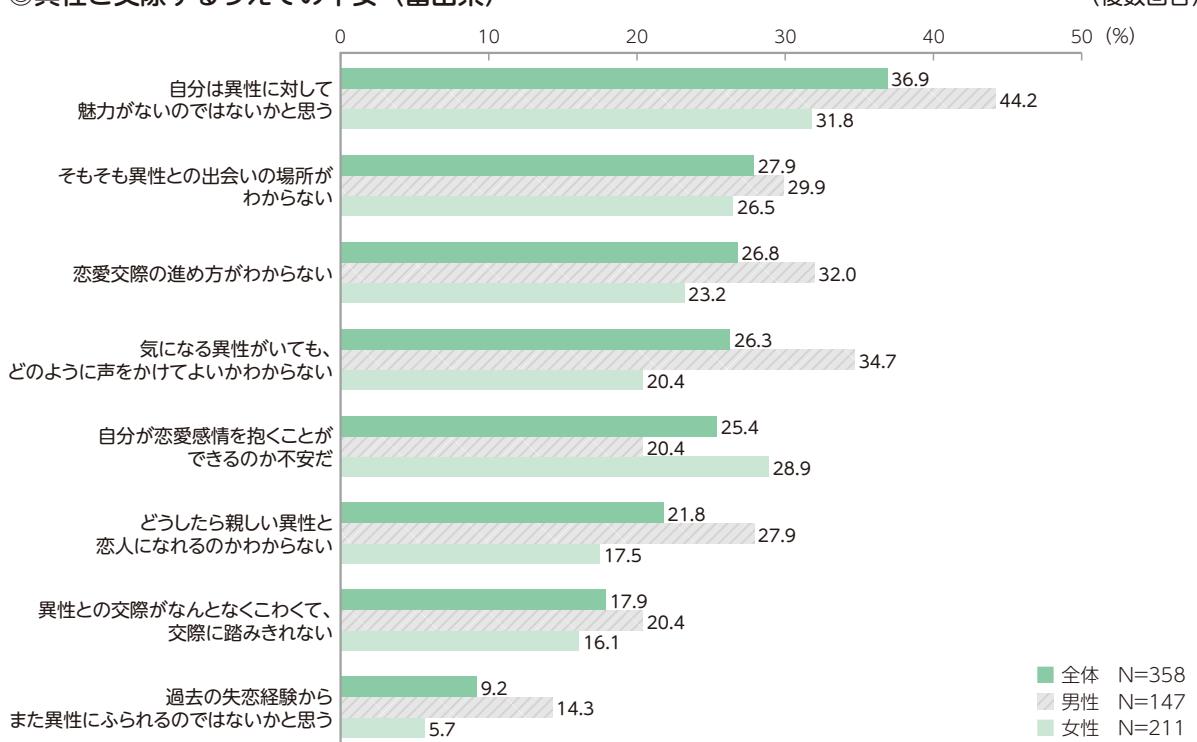


資料：結婚等に関する県民意識調査(R5 富山県) ※上位8項目のみ抜粋

異性と交際するうえでの不安としては、全体では「自分は異性に対して魅力がないのではないかと思う」が36.9%と最も高く、性別でみても男女とも最も高くなっています。

男性では、次点で「気になる異性がいても、どのように声をかけてよいかわからない」が34.7%で高く、女性では「自分が恋愛感情を抱くことができるのか不安だ」が28.9%で高くなっています。

◎異性と交際するうえでの不安（富山県）



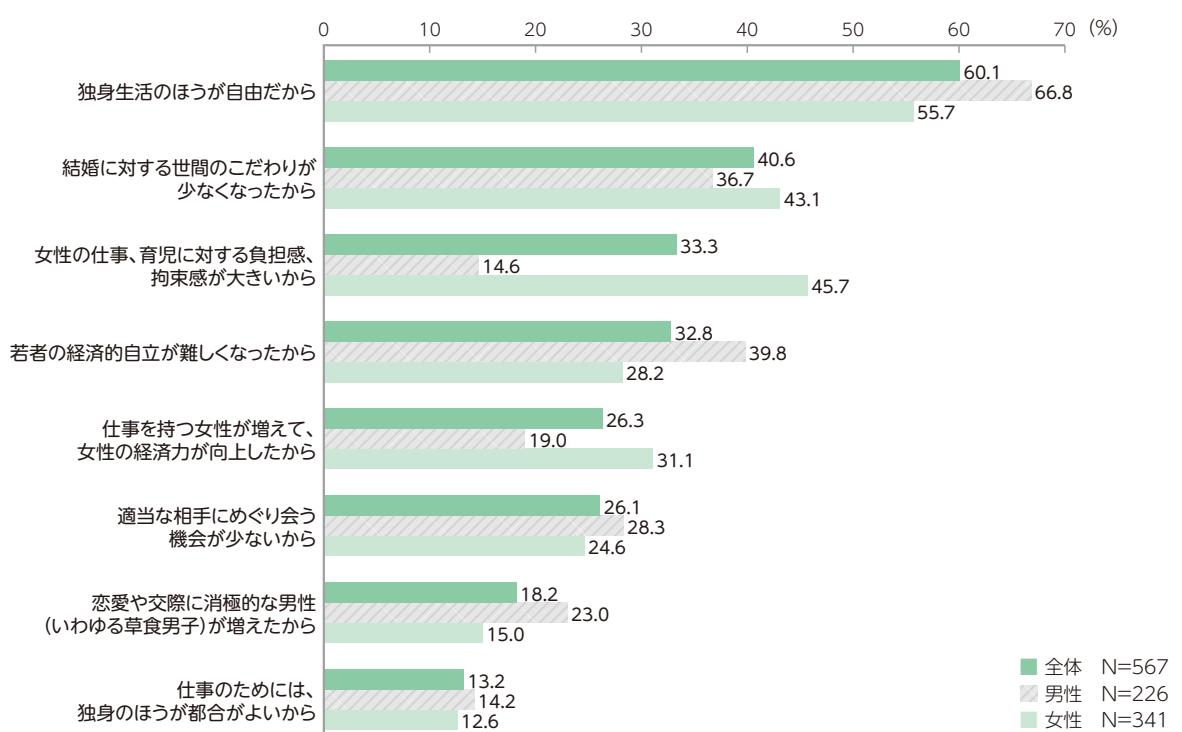
資料：結婚等に関する県民意識調査(R5 富山県) ※上位8項目のみ抜粋

③ 未婚化・晩婚化の理由

未婚化・晩婚化の理由として、全体では「独身生活のほうが自由だから」が60.1%で最も高く、性別でみても男女とも最も高くなっています。

「女性の仕事、育児に対する負担感、拘束感が大きいから」、「仕事をもつ女性が増えて、女性の経済力が向上したから」を理由に挙げている割合は、男性と比べ女性が高くなっています。

◎未婚化、晩婚化の理由（富山県）



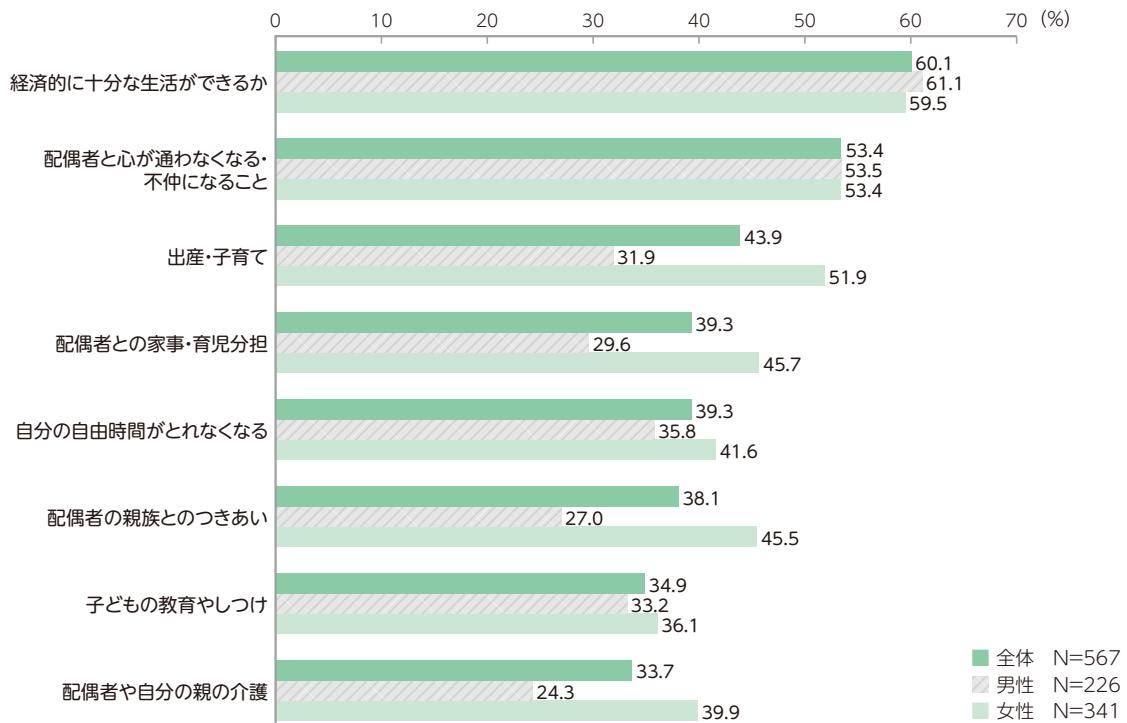
資料：結婚等に関する県民意識調査(R5 富山県) ※上位8項目のみ抜粋

④ 結婚生活を送っていくうえでの不安

結婚生活を送っていくうえでの不安として、全体では「経済的に十分な生活ができるか」が60.1%と最も高く、性別でみても男女とも最も高くなっています。

女性は「出産・子育て」、「配偶者との家事・育児分担」、「配偶者の親族とのつきあい」、「配偶者や自分の親の介護」が男性と比べて高くなっています。

◎結婚生活を送っていくうえでの不安（富山県） (複数回答)

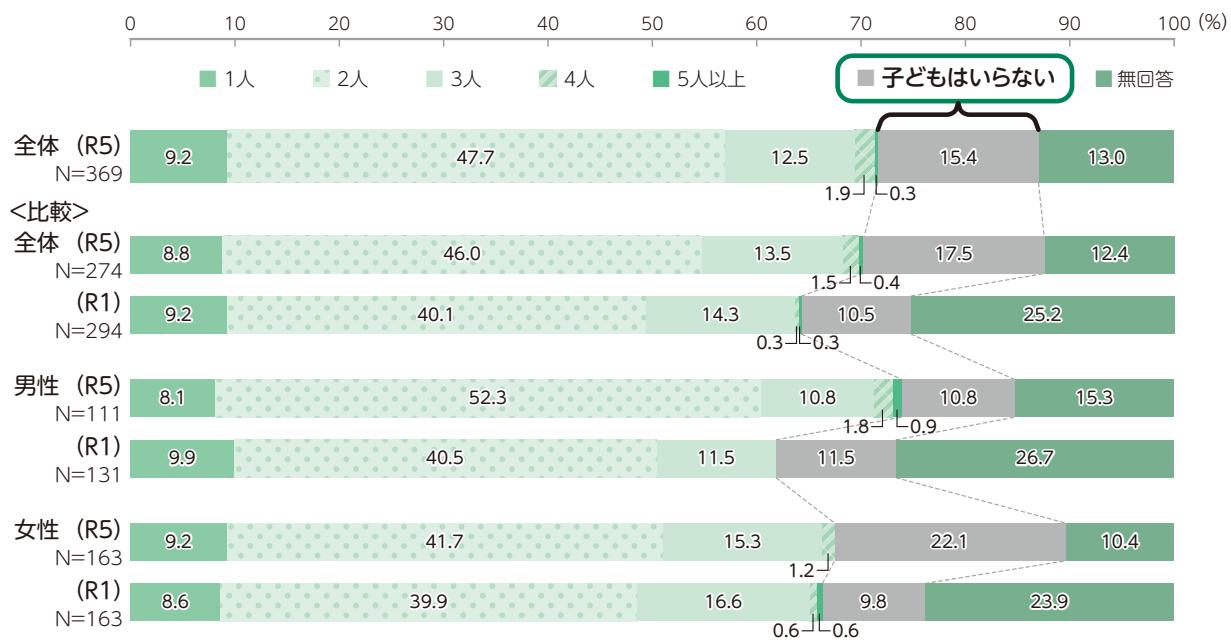


⑤ ほしい子どもの数

ほしい子どもの数は、「2人」が46.0%と最も高くなっています。前回調査から4.9ポイント増加しています。

また、「子どもはいらない」と回答した割合が17.5%と、前回調査に比べて7ポイント増加しており、特に女性は22.1%と、前回調査に比べて12.3ポイントと大幅に増加しています。

◎ほしい子どもの数（富山県）



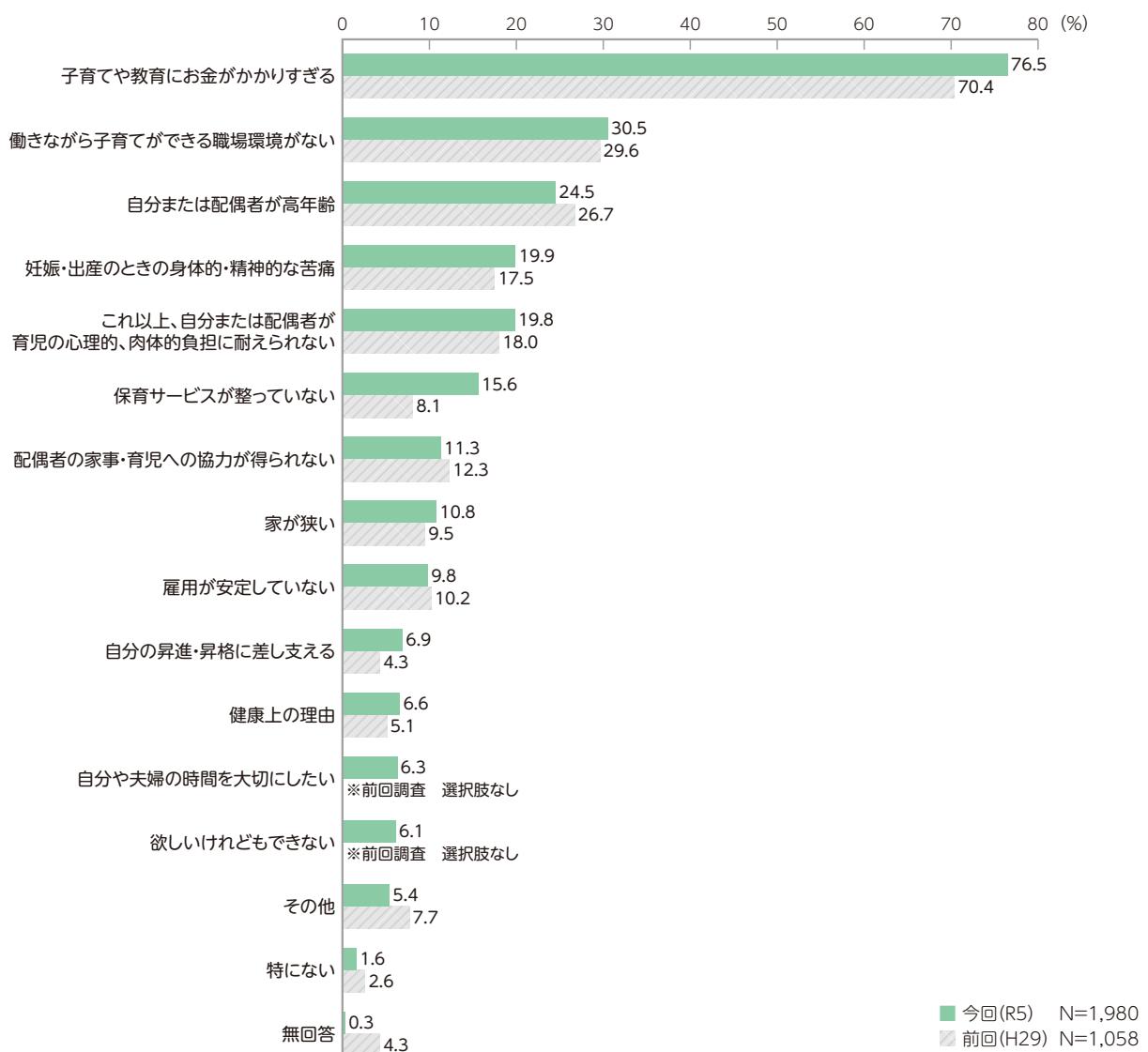
資料：結婚等に関する県民意識調査(R5 富山県)

⑥ こどもを増やすにあたっての課題

こどもを増やすにあたっての課題として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「働きながら子育てができる職場環境がない」、「自分または配偶者が高年齢」となっており、上位3位までは前回調査（H29）と同じです。

◎こどもを増やすにあたっての課題（富山県）

(上位3つまで)



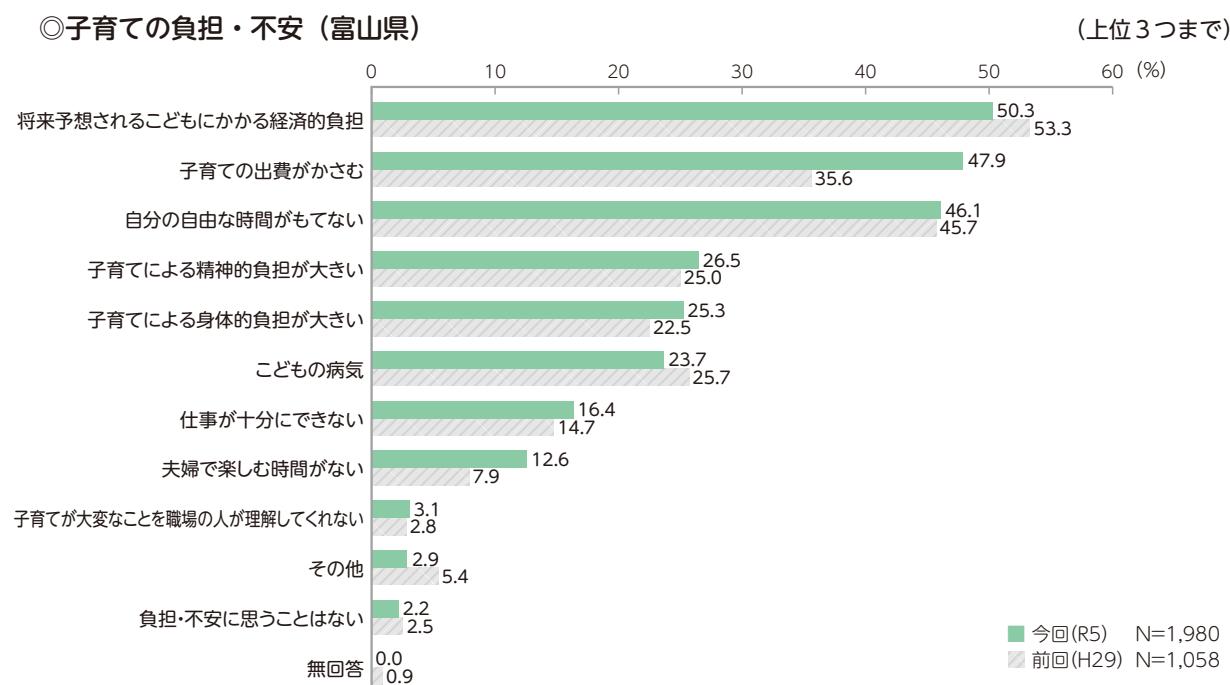
※調査対象：県内在住の未就学児又は小学生を持つ保護者

資料：子育て支援サービスに関する調査(R5 富山県)

⑦ 子育ての負担・不安

子育ての負担・不安は、「将来予想されるこどもにかかる経済的負担」が50.3%と最も多く、次いで「子育ての出費がかさむ」、「自分の自由な時間がもてない」が多くなっています。「子育ての出費がかさむ」は前回より12.3ポイント上がっています。

◎子育ての負担・不安（富山県）



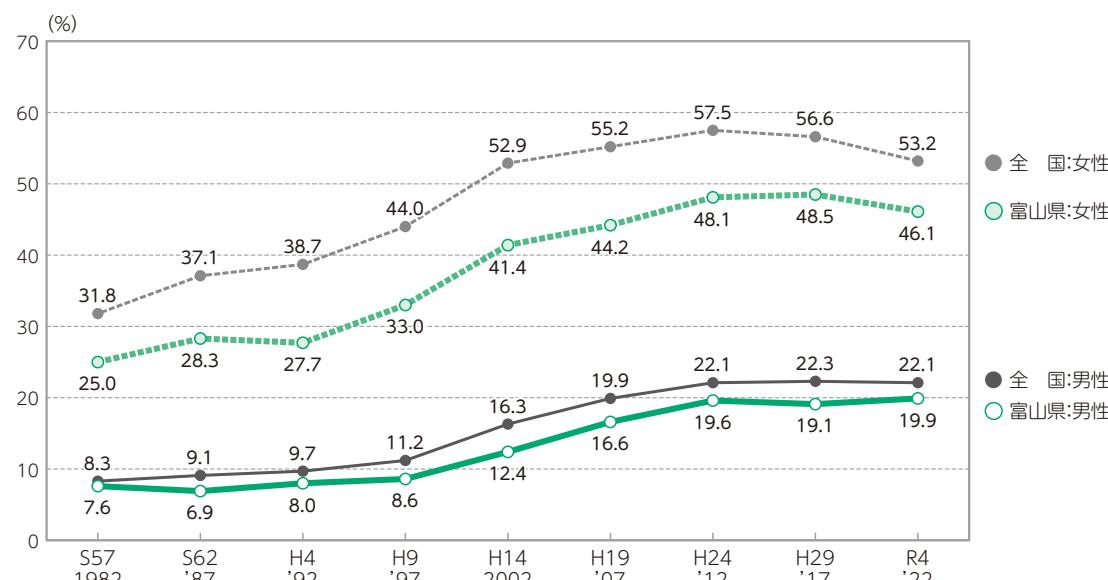
※調査対象：県内在住の未就学児又は小学生を持つ保護者

資料：子育て支援サービスに関する調査(R5 富山県)

⑧ 非正規就業者の状況

本県は全国に比べて非正規就業者の割合は低いものの、令和4年には女性46.1%、男性は19.9%となっています。

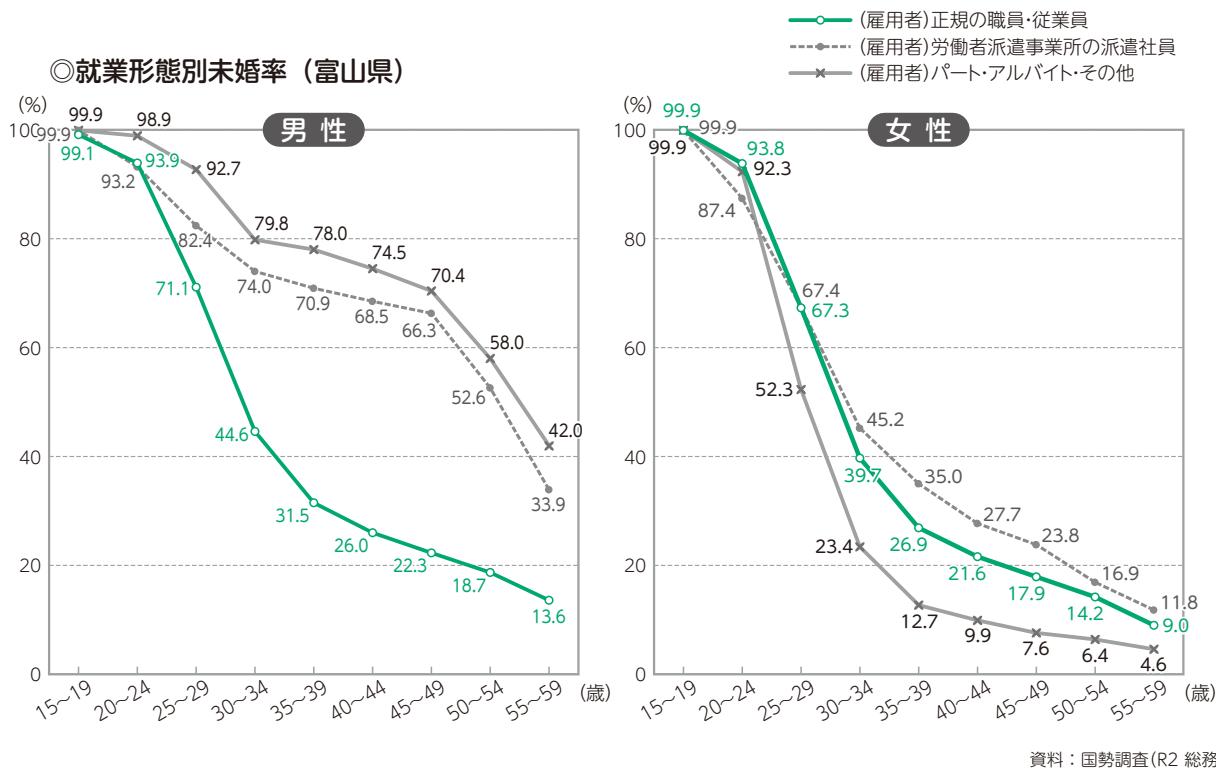
◎非正規就業者の割合（全国・富山県）



※対象：会社などの役員を除く雇用者(15歳以上)に占める割合

資料：就業構造基本調査(総務省)

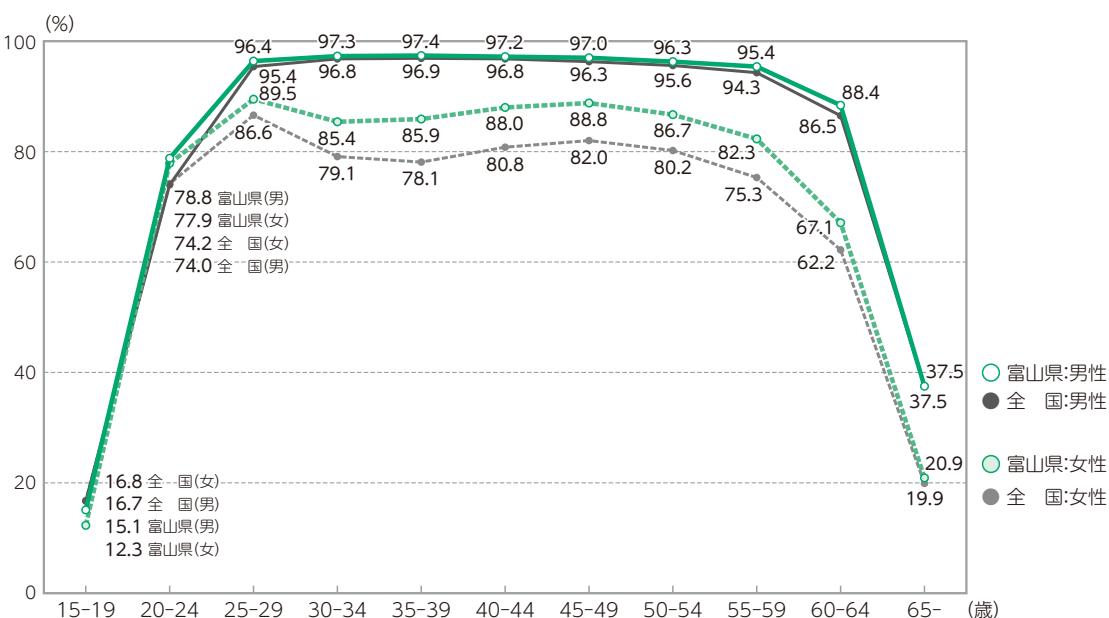
就業形態別による男性の未婚率は、パート・アルバイト等が正規職員・従業員より高くなっていますが、女性の場合は正規の職員・従業員がパート・アルバイト等より高い傾向があります。



⑨ 女性の就業率

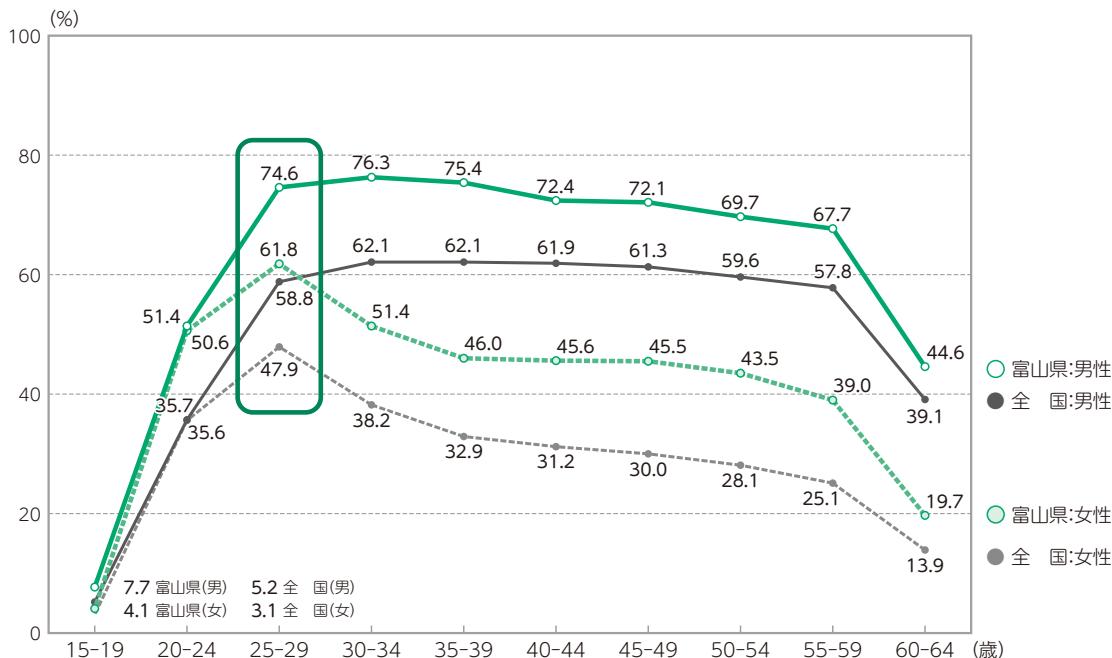
本県の女性の就業率(15~64歳)は、令和2年で75.9% (全国順位3位)と高い状況にあり、三世代同居率が高く、家族支援が得られやすい環境などから、出産育児期に働く女性の割合も全国より高くなっています。

◎年齢階級別男女別労働力率の推移（全国・富山県）



また、年齢階級別男女別正規雇用比率は全国より高くなっていますが、全国と同様に女性は25～29歳の61.8%をピークに低下しています。

◎年齢階級別男女別正規雇用比率の推移（全国・富山県）



資料：国勢調査(R2 総務省)

令和2年の本県の共働き率は、58.3%（全国51.6% 全国4位）となっており、全国に比べ高くなっています。

また、子どもがいない世帯に比べて、子どもがいる世帯の方が共働き率が高くなっています。

◎共働き率（全国・富山県）

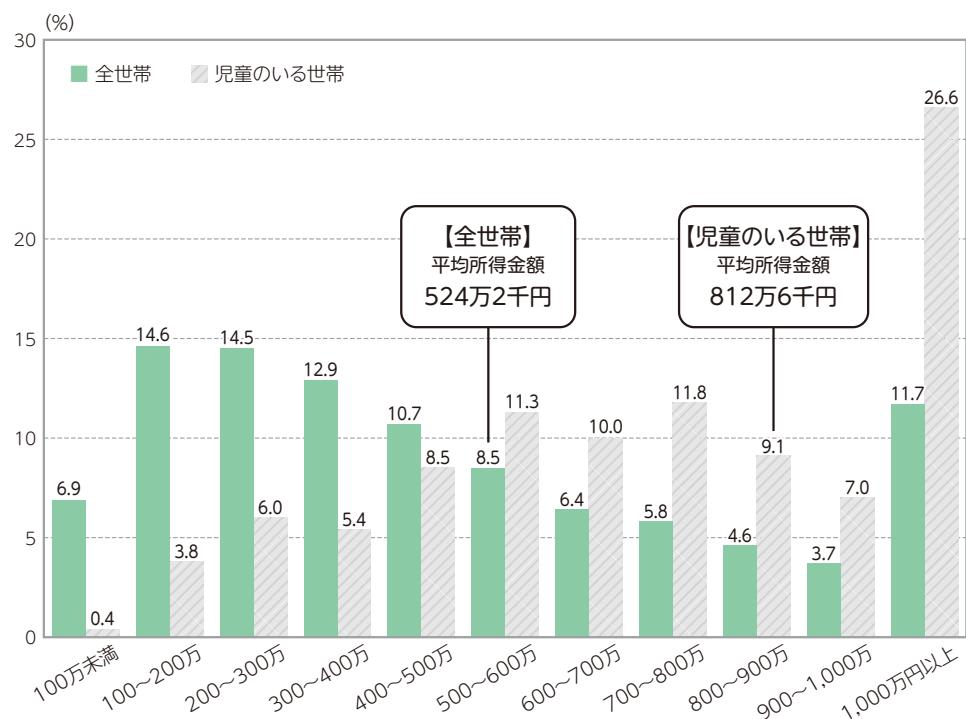
		夫は就業者 妻も就業者の数 (A)	夫は就業者 妻が非就業者の数 (B)	夫は非就業者 妻は就業者の数 (C)	夫は非就業 妻も非就業者の数 (D)	共働き率 (A)/(A)+(B) (C)+(D)
全 国	夫婦のいる一般世帯 (世帯数)	13,206,934	5,816,497	1,127,770	5,433,690	51.6 %
	子どもなし	4,434,948	2,254,529	659,125	3,768,992	39.9 %
	子どもあり	8,771,986	3,561,968	468,645	1,664,698	60.6 %
富 山 県	夫婦のいる一般世帯 (世帯数)	132,323	37,533	11,830	45,188	58.3 %
	子どもなし	40,181	15,707	6,441	29,225	43.9 %
	子どもあり	92,142	21,826	5,389	15,963	68.1 %

資料：国勢調査(R2 総務省)

⑩ 子育てをする世帯の収入

児童のいる世帯の平均所得金額は812万6千円と、全世帯の平均所得524万2千円より約288万円高くなっています。

◎所得金額別世帯の分布状況（全国）



資料：国民生活基礎調査(R5 厚生労働省)

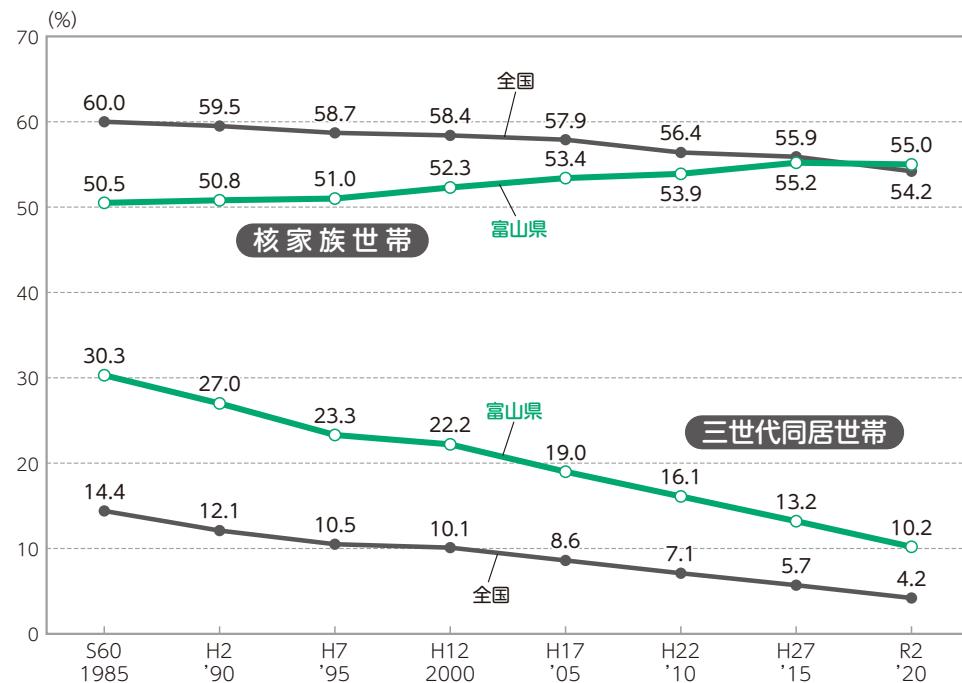
2 こどもと子育て家庭などを取り巻く環境

(1) 子育て家庭等の状況

① 家族形態の変化

本県の三世代同居世帯は、10.2%と全国に比べ高い割合となっていますが、一世帯あたりの人員は減少しており、核家族世帯の割合が平成27年までは年々増加し、令和2年は全国平均を上回っています。

◎三世代同居世帯比率及び核家族世帯比率の推移（全国・富山県）



資料：国勢調査(総務省)

児童のいる世帯数の割合は、昭和61年は51.0%でしたが、令和4年には20.9%に減少しています。

◎児童のいる世帯数の年次推移（全国・富山県）

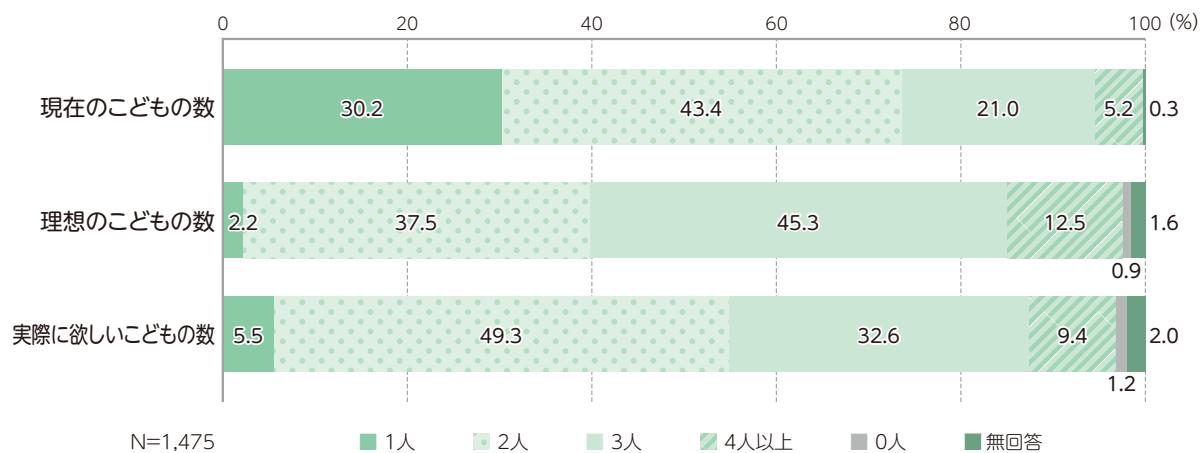
		児童のいる世帯		児童のいない世帯	
		世帯数 (千世帯)	全世代に占める割合	世帯数 (千世帯)	全世代に占める割合
S61	全 国	17,364	46.2 %	20,180	53.8 %
	富山県	149	51.0 %	143	49.0 %
R4	全 国	9,917	18.3 %	44,393	81.7 %
	富山県	82	20.9 %	311	79.1 %

資料：国民生活基礎調査(厚生労働省)

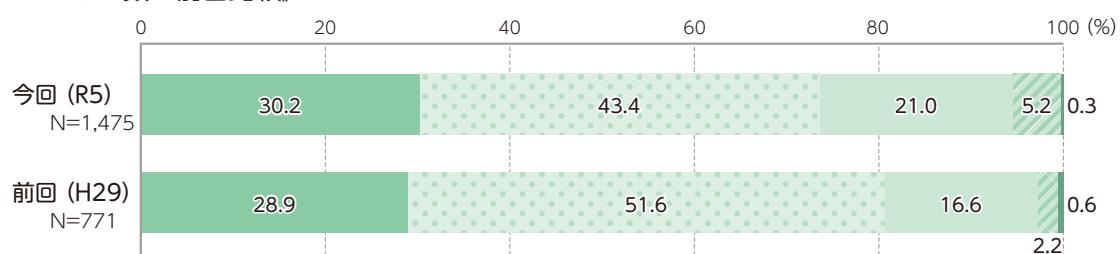
② 理想と実際に欲しい子どもの数

子どもを持つ保護者の理想の子どもの数は前回調査（H29）と同様に約半数が「3人」以上と回答している一方、実際に欲しい子どもの数は「2人」以下が約半数とギャップがあります。

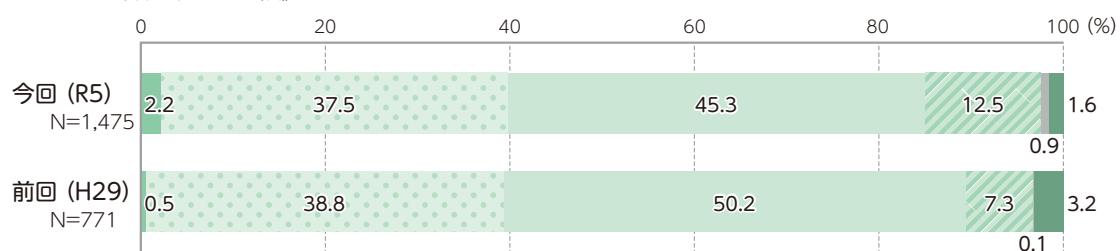
◎理想と実際に欲しい子どもの数（富山県）



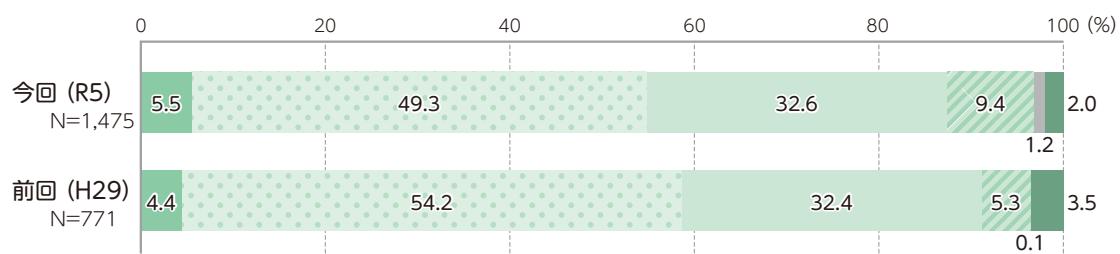
《現在の子どもの数 前回比較》



《理想の子どもの数 前回比較》



《実際に欲しい子どもの数 前回比較》



※調査対象：県内在住の未就学児を持つ保護者

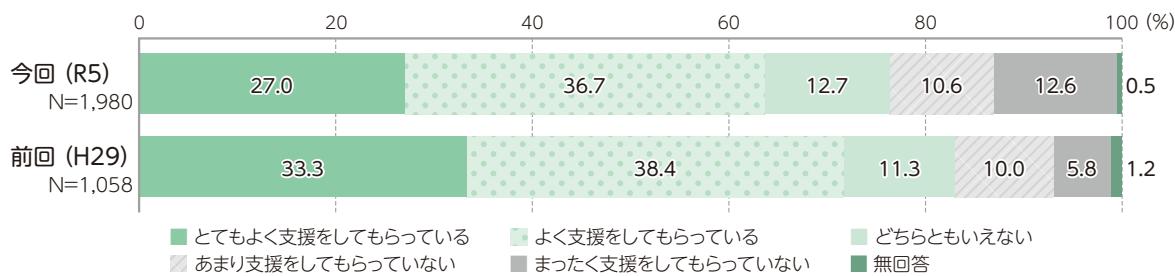
資料：子育て支援サービスに関する調査(R5富山県)

③ 親からの支援

子育てへの親からの支援は、「よく支援をしてもらっている」が36.7%、「とてもよく支援をしてもらっている」が27.0%となり、あわせて6割を超えていましたが、ともに前回より低くなっています。

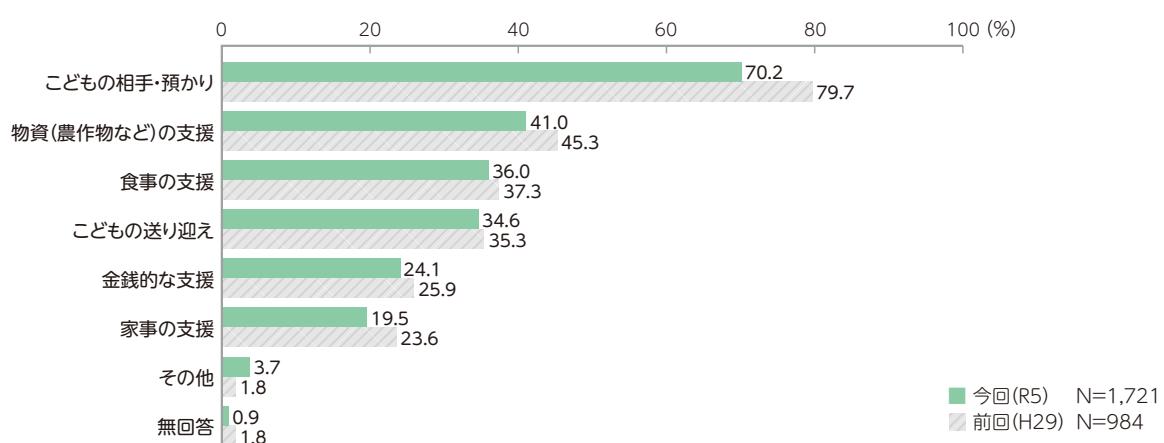
また、支援の内容は、「子どもの相手・預かり」、「物資（農産物など）の支援」、「食事の支援」、「子どもの送り迎え」など、直接子どもの世話をする支援を受ける割合が高くなっています。

◎親からの子育ての支援（富山県）



※調査対象：県内在住の未就学児又は小学生を持つ保護者
資料：子育て支援サービスに関する調査(R5富山県)

◎親から受けている支援の具体的な内容（富山県）



※調査対象：県内在住の未就学児又は小学生を持つ保護者
資料：子育て支援サービスに関する調査(R5富山県)

④ ひとり親世帯の状況

ひとり親家庭の世帯数は、6,319世帯で、うち母子世帯が93.1%となっています。

ひとり親世帯は前回（H30）に比べ、19.8ポイント減少しています。

◎ひとり親世帯の状況（富山県）

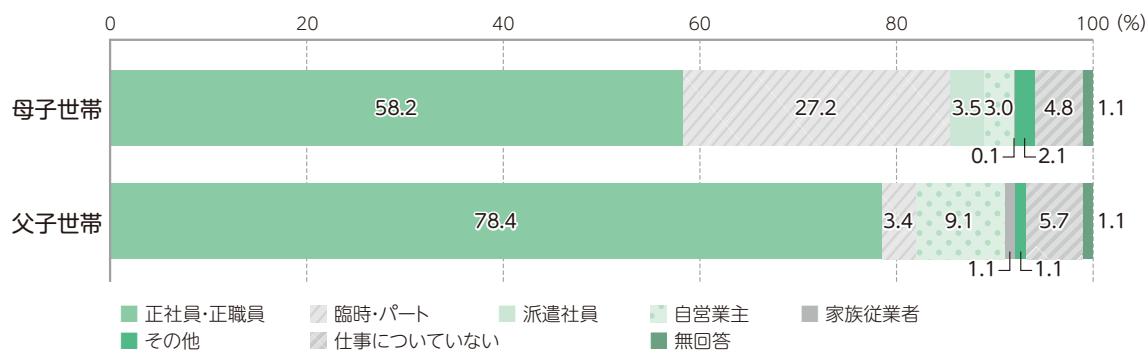
	令和5年	平成30年	R5/H30
ひとり親家庭の世帯数	6,319	7,875	80.2 %
内訳	母子家庭の世帯数	5,882	7,232
	全世帯に対する割合	1.43 %	1.79 %
	父子家庭の世帯数	437	643
	全世帯に対する割合	0.11 %	0.16 %
全世帯数	410,055	404,929	101.3 %

資料：全世帯数……富山県人口移動調査(各年10月1日現在)

ひとり親家庭の世帯数……市町村が把握している世帯数(児童扶養手当受給資格者、ひとり親家庭医療費助成事業の対象者等をもとに把握)を集計した推計値

ひとり親世帯の親のうち仕事を持っている人の割合は、母子世帯で94.1%、父子世帯では93.2%となっています。その内訳は、母子世帯、父子世帯ともに「正社員・正職員」が最も多いものの、母子世帯では「臨時・パート」の割合が27.2%と高くなっています。

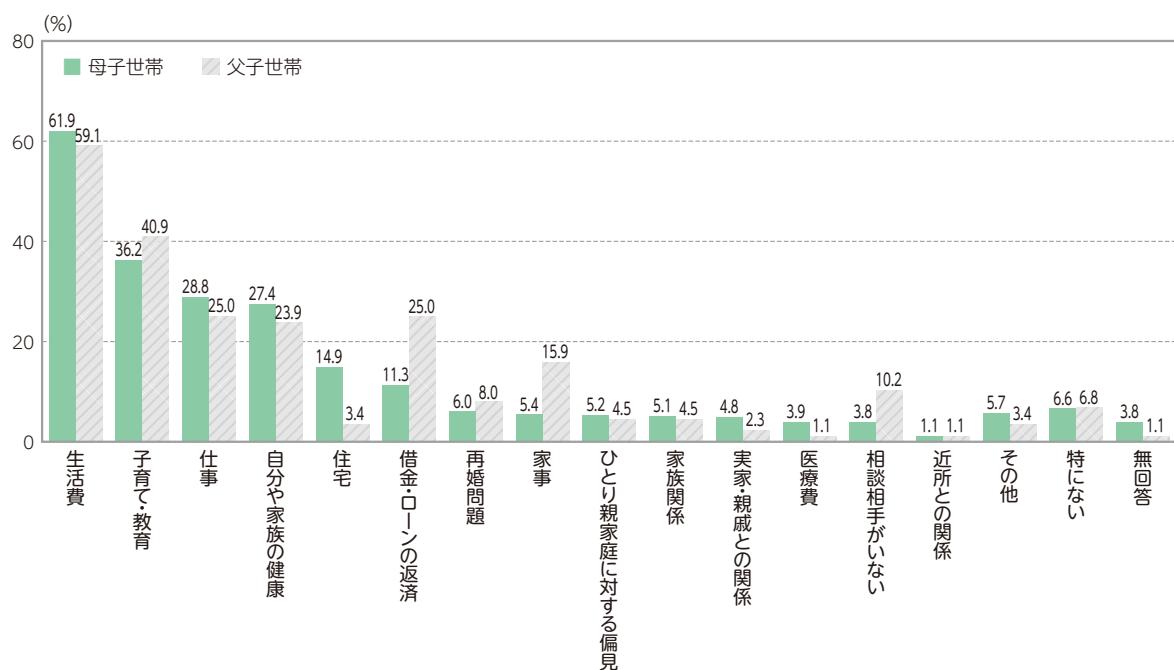
◎現在の雇用形態（富山県）



資料：富山県ひとり親家庭等実態調査(R5 富山県)

ひとり親世帯の生活上の最も大きな不安や悩みは、母子世帯、父子世帯とともに「生活費」であり、次いで「子育て・教育」となっています。

◎生活上の不安や悩み（富山県）

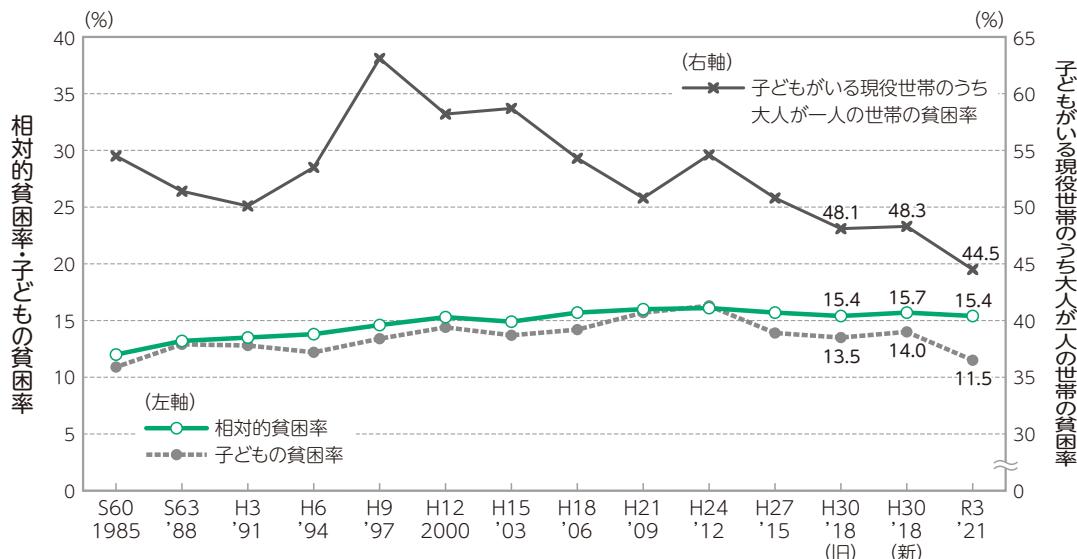


資料：富山県ひとり親家庭等実態調査(R5 富山県)

⑤ 子どもの貧困の状況

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、令和3年の我が国における相対的貧困率は15.4%、また子どもの貧困率は11.5%となっており、特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯（ひとり親家庭等）については44.5%となっています。

◎貧困率の年次推移（全国）

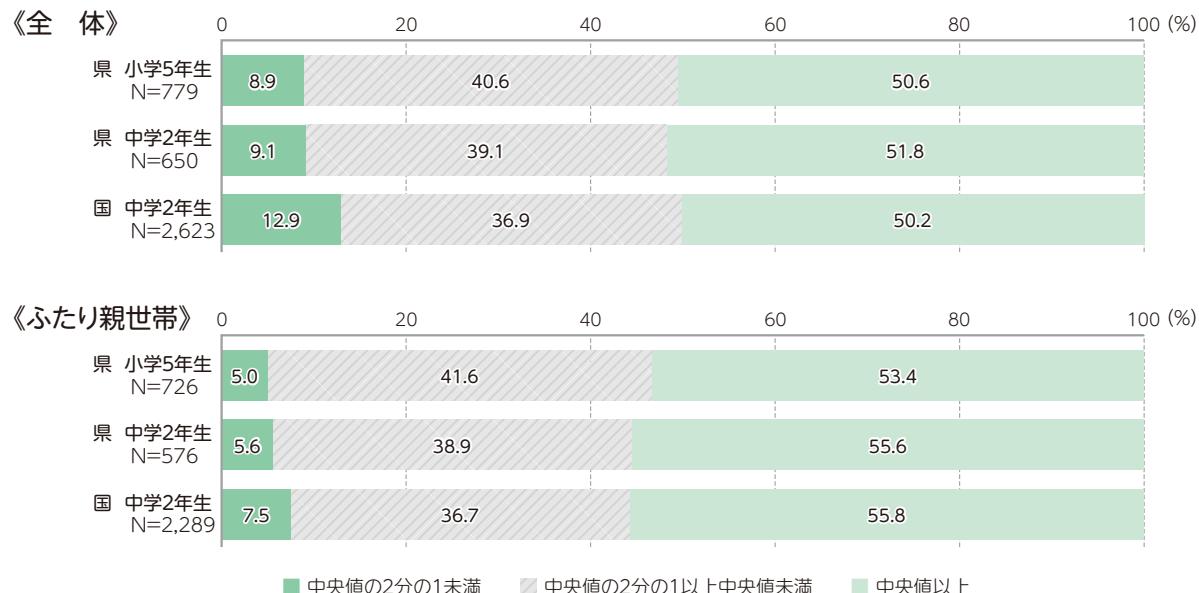


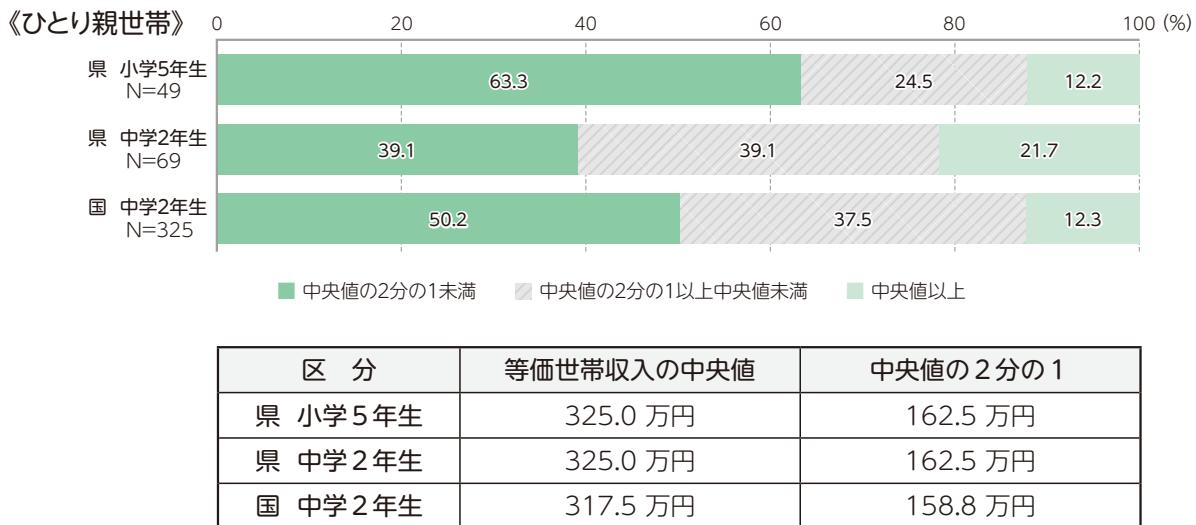
- 注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 3) 等価可処分所得額不詳の世帯員は除く。
 4) 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 5) 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 6) 2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛け金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 7) 2021(令和3)年からは、新基準の数値である。

資料：国民生活基礎調査(厚生労働省)

子どもの生活状況調査等によると「もっとも収入の水準が低い世帯（中央値の2分の1未満）」の割合は、小学5年生が8.9%、中学2年生が9.1%であり、そのうち、ひとり親世帯では、小学5年生が63.3%、中学2年生が39.1%となっています。

◎世帯収入の状況（全国・富山県）





また、児童扶養手当受給世帯の児童の割合、生活保護世帯における19歳以下の子どもの占める割合、小中学校における就学援助率の割合は、いずれも全国に比べ低い水準となっています。

◎児童扶養手当受給世帯の児童数（全国・富山県）

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
富山県 (県内の18歳以下の 人口に占める割合)	7,757 (4.81%)	7,367 (4.67%)	7,253 (4.71%)	6,973 (4.67%)	6,665 (4.56%)
全 国 (18歳以下の 人口に占める割合)	1,423,715 (7.09%)	1,368,949 (6.92%)	1,335,312 (6.84%)	1,299,635 (6.77%)	1,245,514 (6.60%)

※児童扶養手当：一定の所得を下回るひとり親家庭の生活が安定されるように支給される手当。
支給期間は、原則として子どもが18歳となった年度末まで。

資料：富山県

◎生活保護世帯の状況（全国・富山県）

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
富山県	生活保護被保護者	3,532	3,632	3,722	3,909
	うち19歳以下 (県内の19歳以下の 人口に占める割合)	171 (0.1%)	166 (0.1%)	178 (0.1%)	220 (0.1%)
全 国	生活保護被保護者	2,068,958	2,047,645	2,025,870	2,008,950
	うち19歳以下 (19歳以下の 人口に占める割合)	222,629 (1.0%)	208,643 (1.0%)	194,396 (0.9%)	181,670 (0.9%)

資料：被保護者調査(厚生労働省)

◎小中学校における就学援助の状況（全国・富山県）

(単位：人)

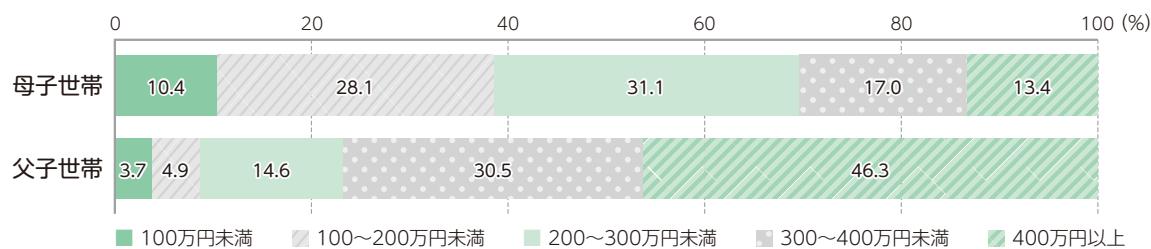
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
富山県 (就学援助率)	5,950 6.94%	5,764 6.83%	5,582 6.74%	5,472 6.74%	5,371 6.78%	5,384 6.79%	5,528 7.29%	5,868 7.88%	5,917 8.09%	5,830 8.12%
全 国 (就学援助率)	1,514,515 15.42%	1,495,485 15.39%	1,466,134 15.23%	1,432,018 15.04%	1,407,088 14.92%	1,391,922 14.90%	1,359,546 14.69%	1,333,732 14.52%	1,304,336 14.28%	1,262,378 13.96%

※就学援助率：公立小中学校児童生徒数に占める要保護及び準要保護児童生徒数の割合。

資料：要保護及び準要保護児童生徒数(文部科学省)

その一方で、母子世帯では平均年間就労収入200万円未満の割合が38.5%と父子世帯に比べて高い水準となっています。また、母子世帯の平均年間就労収入は、237万円と全国平均とほぼ同じとなっており、父子世帯の平均年間就労収入の約6割となっています。

◎ひとり親本人の年間就労収入（富山県）



資料：富山県ひとり親家庭等実態調査(R5 富山県)

◎ひとり親本人の年間就労収入（平均値）（全国・富山県）

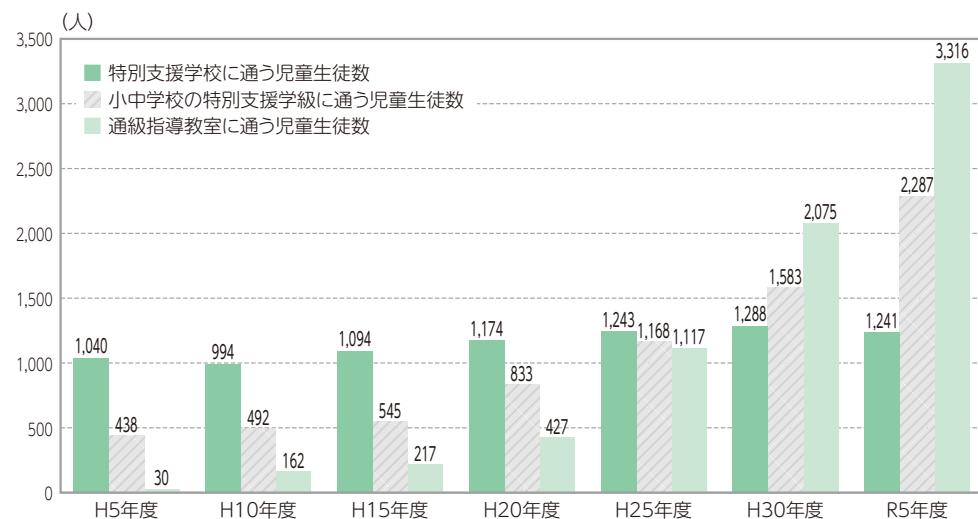
	母 子		父 子	
	富山(R5)	全国(R3)	富山(R5)	全国(R3)
平均年間就労収入	237万円	236万円	381万円	492万円

資料：富山県ひとり親家庭等実態調査(R5 富山県)
全国ひとり親世帯等調査結果(R3 厚生労働省)

⑥ 特別支援教育を受ける児童生徒の状況

近年、特別支援学校等において特別支援教育を受ける児童生徒数が大幅に増加しており、支援ニーズが高まってきています。

◎過去30年間における在籍者数の推移（富山県）



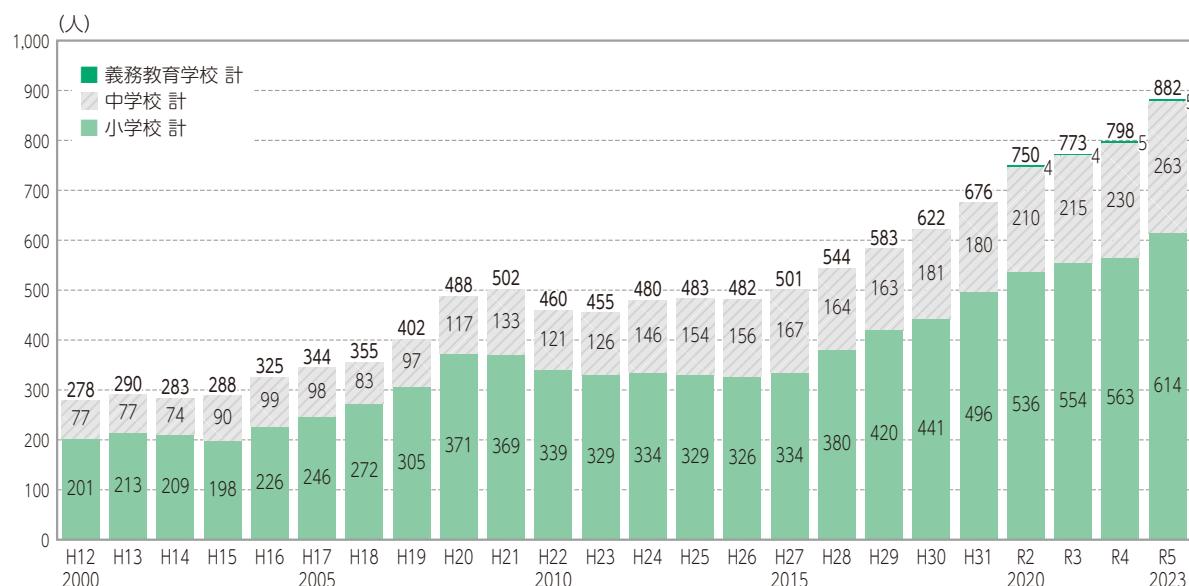
資料：富山県教育委員会

⑦ 外国人児童生徒の状況

県内の小・中学校へ通っている外国人児童生徒数は、令和5年5月1日現在で882人となっています。平成18年から平成21年にかけて急増し、平成22年、23年に減少に転じましたが、その後再び増加しています。市町村別では、富山市、高岡市及び射水市で外国人児童生徒が多くなっています。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、令和5年5月1日現在で464人となっております。日本語指導が必要な児童生徒のうち、ポルトガル語を母語とする児童生徒が全体の約3割を占めています。

◎富山県内の外国人児童生徒の推移（富山県）



資料：学校基本調査(文部科学省) *令和5年5月1日時点

◎日本語指導が必要な児童生徒（富山県）

【小・中学校 合計】

(単位：人)

市町村	日本語指導を要する 外国人児童生徒数	母語			
		ポルトガル	フィリピン	中国	その他
富山市	145	13	23	31	78
高岡市	135	80	21	14	20
魚津市	7	0	3	0	4
氷見市	1	0	0	0	1
滑川市	6	0	2	2	2
黒部市	7	0	2	3	2
砺波市	5	2	1	2	0
小矢部市	2	1	0	0	1
南砺市	10	7	0	3	0
射水市	134	21	25	6	82
舟橋村	0	0	0	0	0
上市町	1	1	0	0	0
立山町	3	0	0	0	3
入善町	8	2	2	0	4
朝日町	0	0	0	0	0
合計	464	127	79	61	197

資料：富山県教育委員会 *令和5年5月1日時点

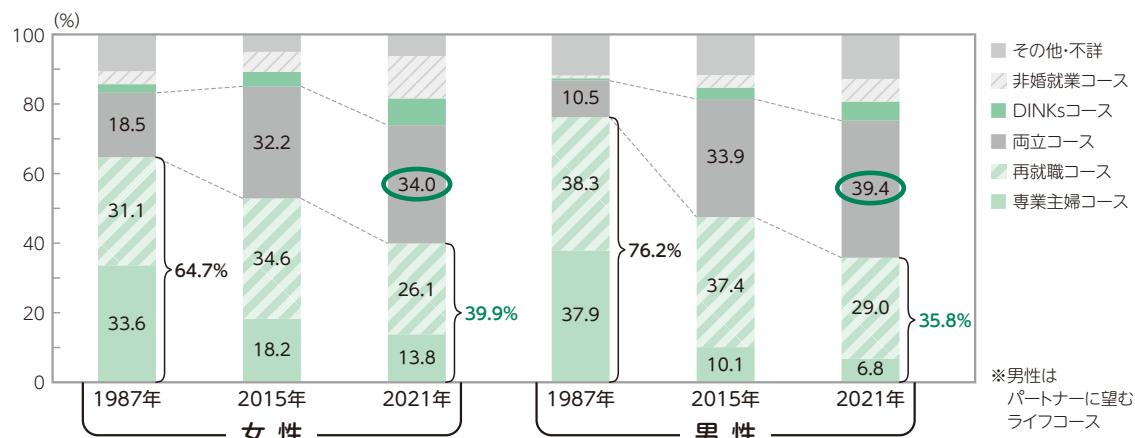
(2) 仕事と子育ての両立

① 理想のライフコース

18～34歳の女性が理想とするライフコースについて、2021年（令和3年）には、両立コース（結婚し、こどもを持つが、仕事も続ける）が増えている一方で、再就職コースや専業主婦コースが減っています。

18～34歳の男性がパートナーに望むライフコースについても、両立コースが増えている一方で、再就職コースや専業主婦コースが減っています。

◎18～34歳の未婚男女の理想のライフコース（全国）

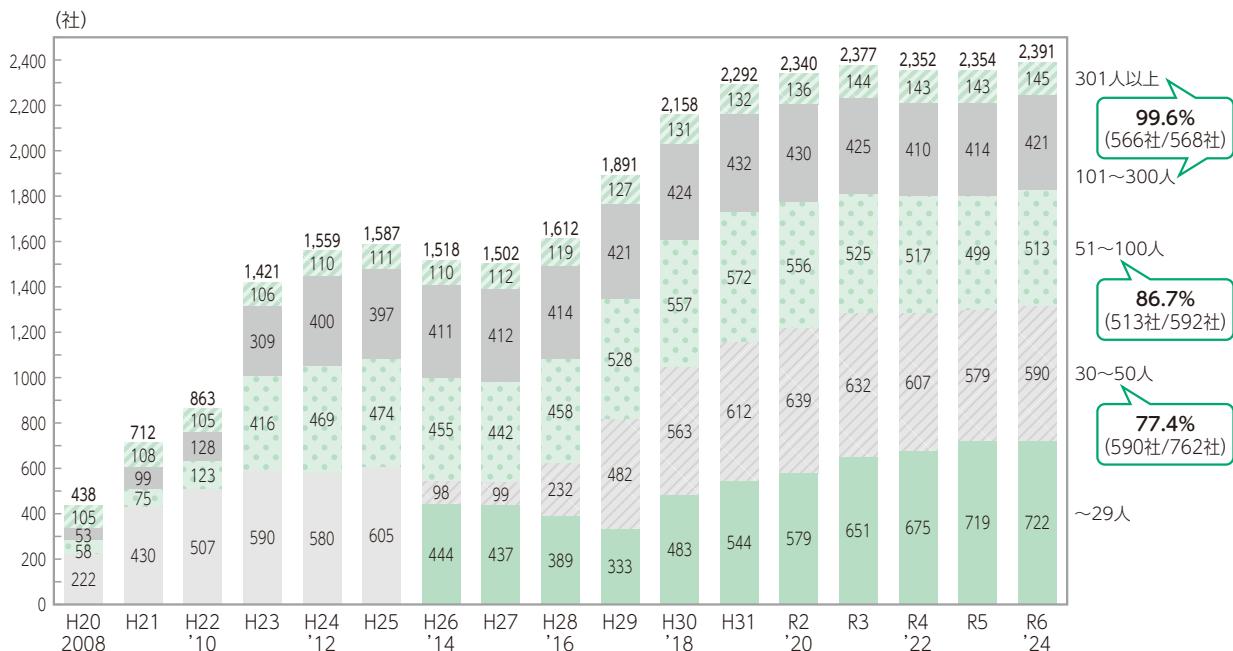


資料：第16回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）

② 一般事業主行動計画の策定

本県では、子育て支援・少子化対策条例により平成23年から従業員51人以上、平成29年から30人以上の企業に、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画の策定を義務付けており、従業員51～100人企業、30～50人企業の策定状況は、令和5年度末でそれぞれ86.7%、77.4%となっています。

◎一般事業主行動計画届出状況（富山県）

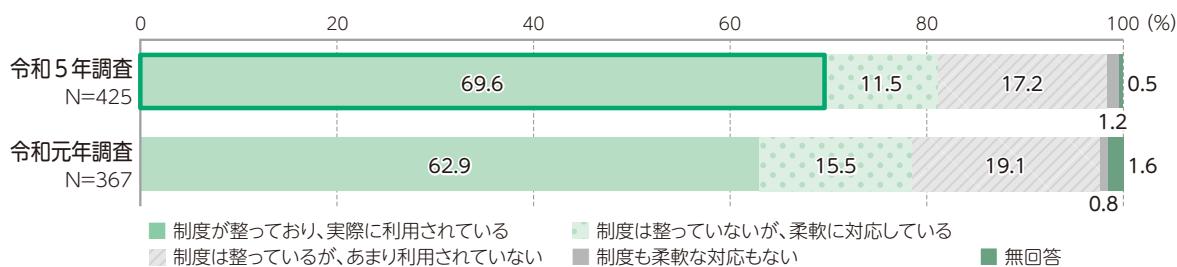


資料：富山県労働局のデータを基に作成(各年3月)

③ 両立支援制度の整備及び運用の状況

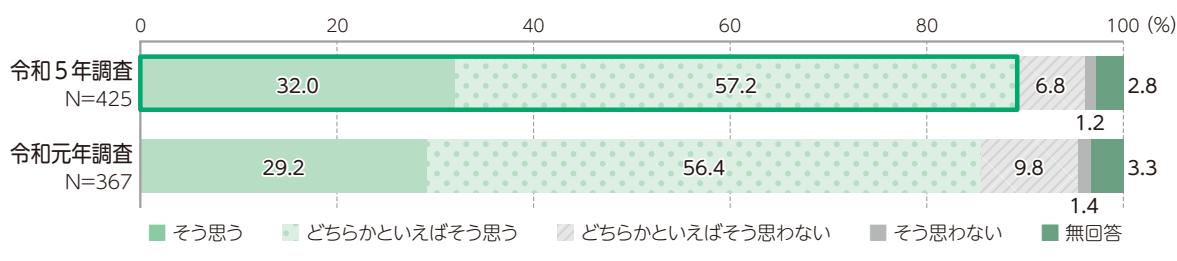
令和5年度に県が実施した意識調査では、「制度が整っており、実際に利用されている」が69.6%と最も高く、前回調査と比較しても増加しており、整備運用が着実に進展しています。

◎両立支援制度の整備及び運用の現状（企業調査）（富山県）



また、「仕事と子育ての両立支援の取組みを現在より充実させようと思うか」という問い合わせについては、「どちらかといえばそう思う」が57.2%、「そう思う」が32.0%であり、前回調査と比較しても企業における意識が高まってきています。

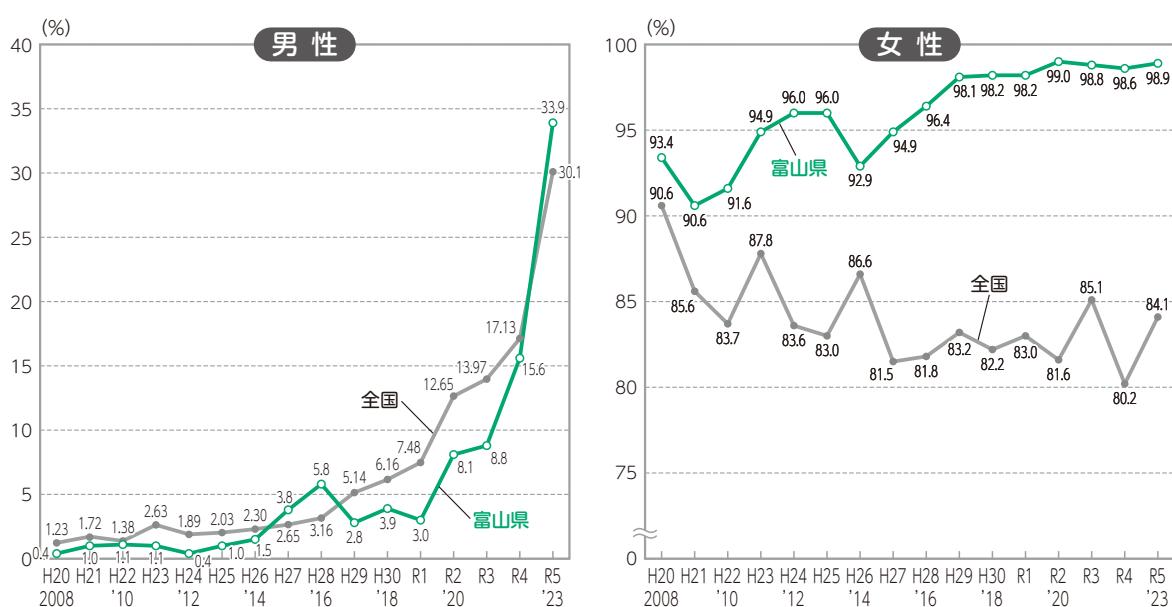
◎仕事と子育ての両立支援の取組み充実（企業調査）（富山県）



④ 育児休業の取得率

女性の育児休業取得率は、ほぼ100%で推移していますが、男性の育児休業取得率は増加傾向にあるものの、依然として低い状況にあります。

◎育児休業取得率（全国・富山県）

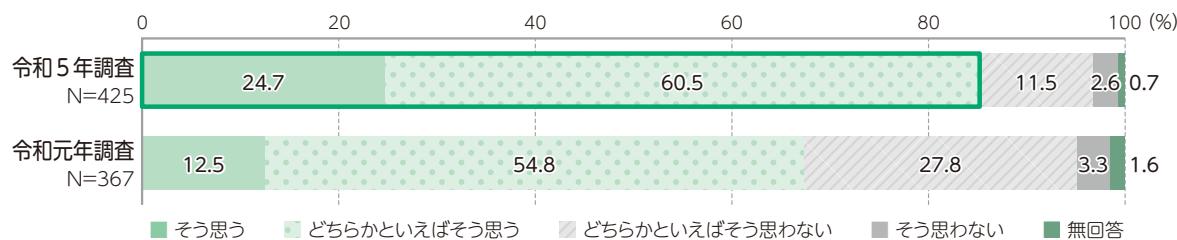


⑤ 男性の育児休業取得促進

令和5年度に県が実施した意識調査では「男性の育児休業取得について、企業は積極的に促進するべきだと思うか」という問い合わせについて、「どちらかといえばそう思う」が60.5%と最も高く、「そう思う」24.7%と合わせて8割以上の企業が男性の育児休業取得に前向きです。

前回調査と比べると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は大幅に増加しています。

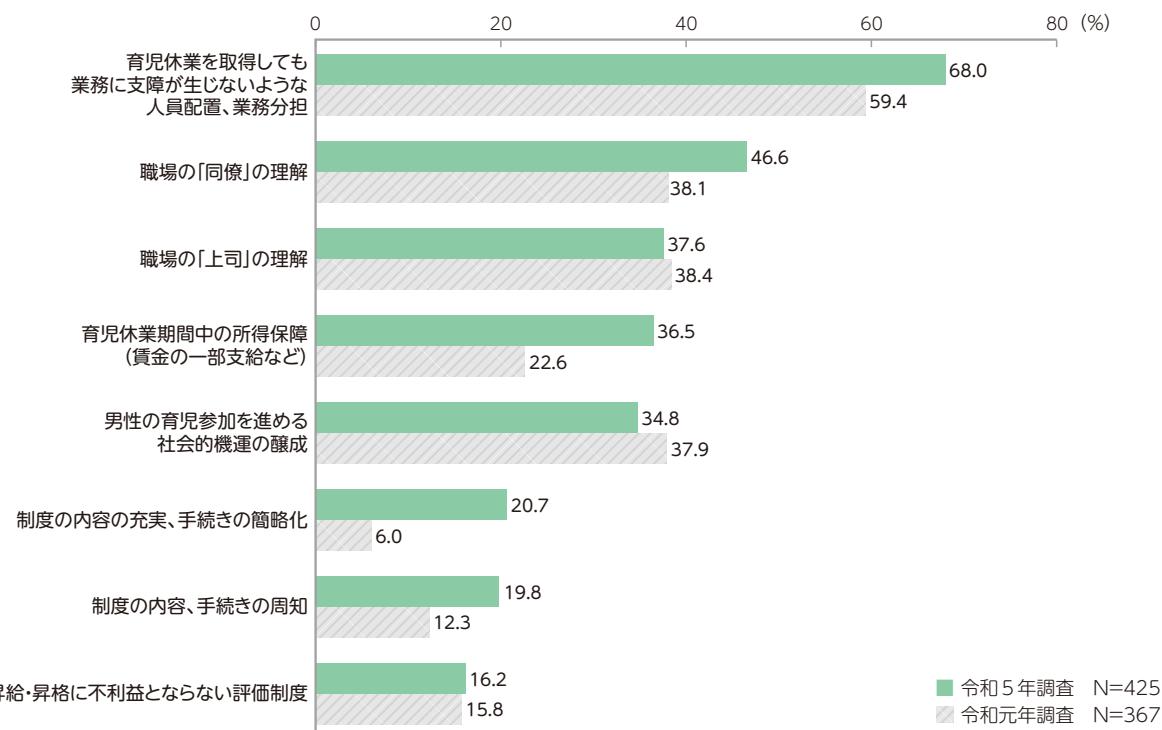
◎男性の育児休業取得について、企業は積極的に促進するべきだと思うか（企業調査）（富山県）



資料：仕事と子育ての両立に関する意識調査(R5 富山県)

また、男性の育児休業取得を促進するために、重要だと考えるものについては、「育児休業を取得しても業務に支障が生じないような人員配置、業務分担」が68.0%で最も高くなっています。

◎男性の育児休業取得を促進するために、企業として特に重要なと思うもの（企業調査）（富山県）

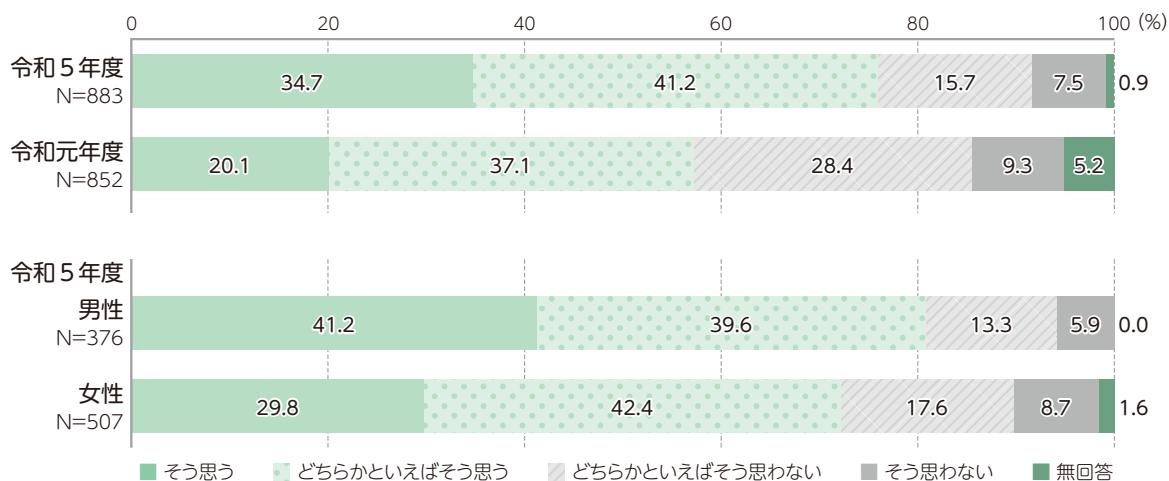


資料：仕事と子育ての両立に関する意識調査(R5 富山県)
※「その他」及び「無回答」を除く8項目のみ抜粋

育児休業を取得したいかどうかの意識調査では、「どちらかといえばそう思う」が41.2%で最も高く、「そう思う」34.7%を合わせると、7割以上が男性の育児休業取得に前向きであり、男性の育児休業取得に対する意識は高まっています。

男性の「そう思う」割合は41.2%と、女性29.8%と比べて10ポイント以上高くなっています。

◎男性は、育児休業を取得したい（女性は、取得してほしい）と思うか（従業員）（富山県）

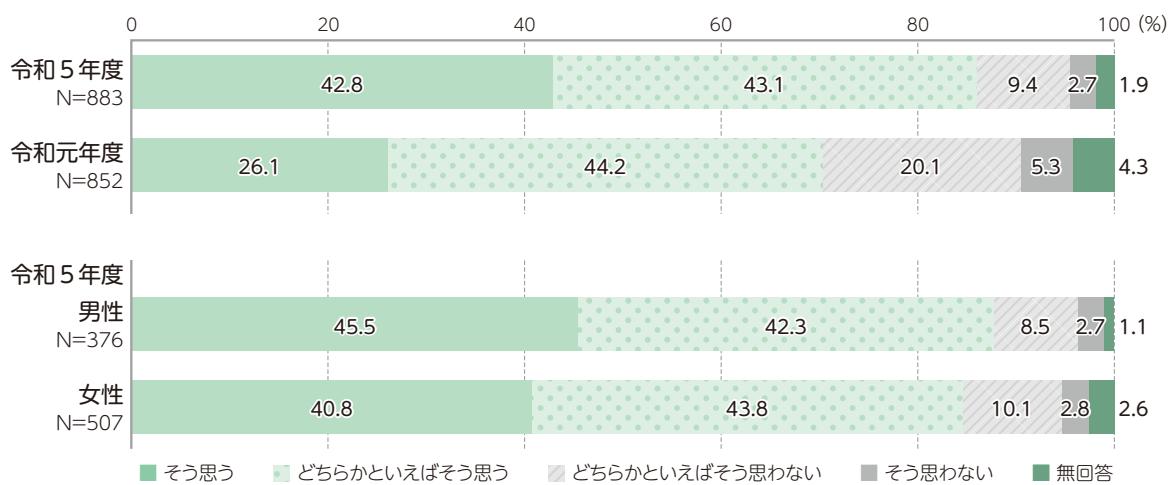


資料：仕事と子育ての両立に関する意識調査(R5 富山県)

育児休業取得について、企業は積極的に促進すべきだと思うかという問い合わせ「そう思う」42.8%、「どちらかといえばそう思う」43.1%を合わせて、8割以上が促進するべきと考えています。

前回調査と比べると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は大幅に増加しています。

◎男性の育児休業取得について、企業は積極的に促進するべきだと思うか（富山県）



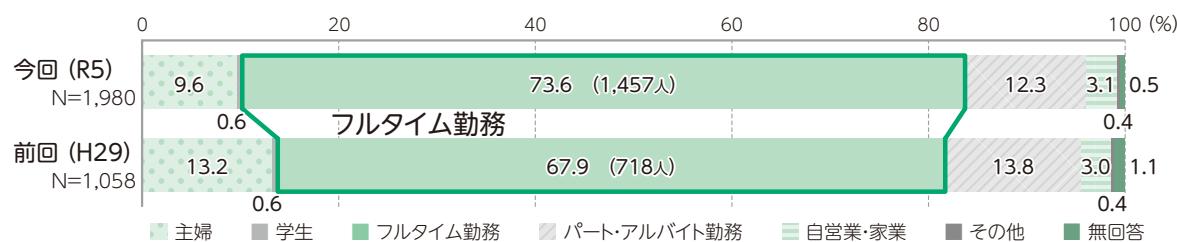
資料：仕事と子育ての両立に関する意識調査(R5 富山県)

⑥ 出産前後の就業状況の変化

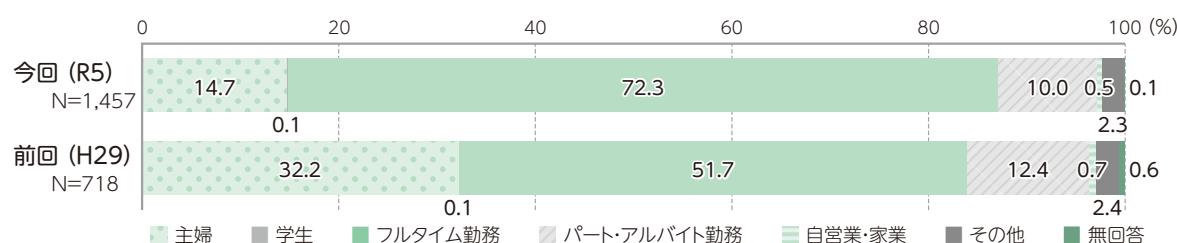
母親の就業状況は、出産1年前に「フルタイム勤務」だった人のうち、1年後も継続しています。「フルタイム勤務」しているのは、72.3%となっており、前回調査時の51.7%から増加しています。仕事を辞め、「主婦」となった人が14.7%、「パート・アルバイト勤務」となった人が10.0%となっています。

また、フルタイム勤務をやめた理由は、「家事・育児に専念するため自発的に辞めた」、「仕事と育児の両立の難しさでやめた」が多くなっています。

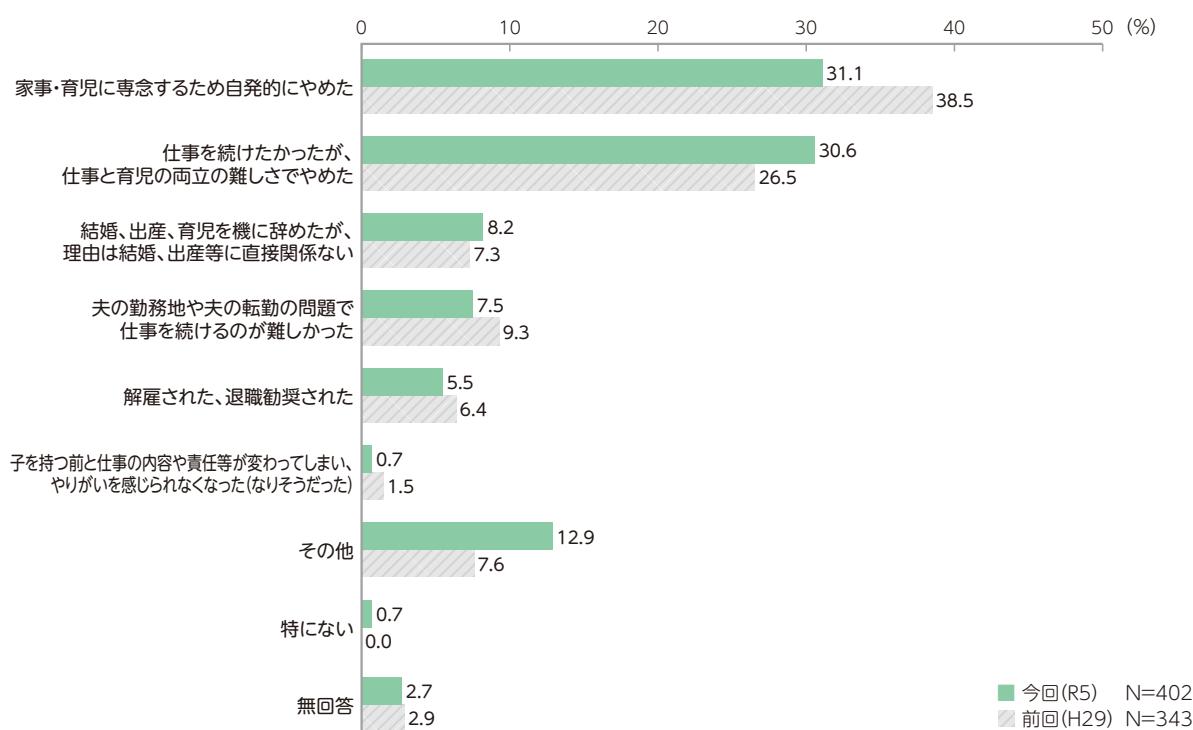
◎出産1年前の就業状況（富山県）



◎うちフルタイム勤務の者の出産1年後の就業状況（富山県）



◎フルタイム勤務をやめた理由（富山県）

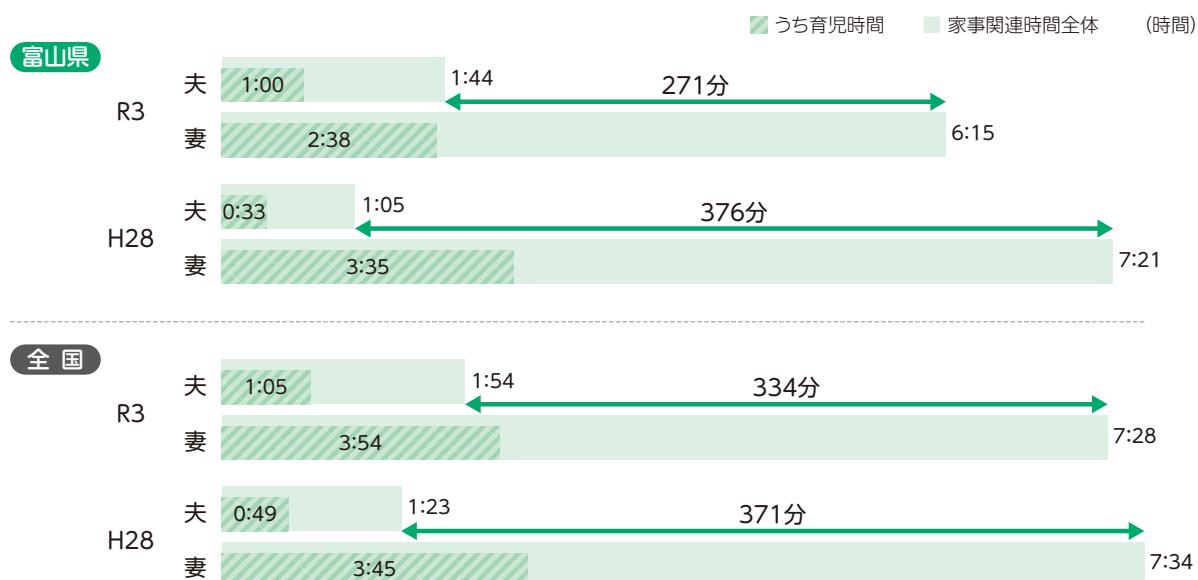


資料：子育て支援サービスに関する調査(R5 富山県)

⑦ 男性の子育て・家事への参加

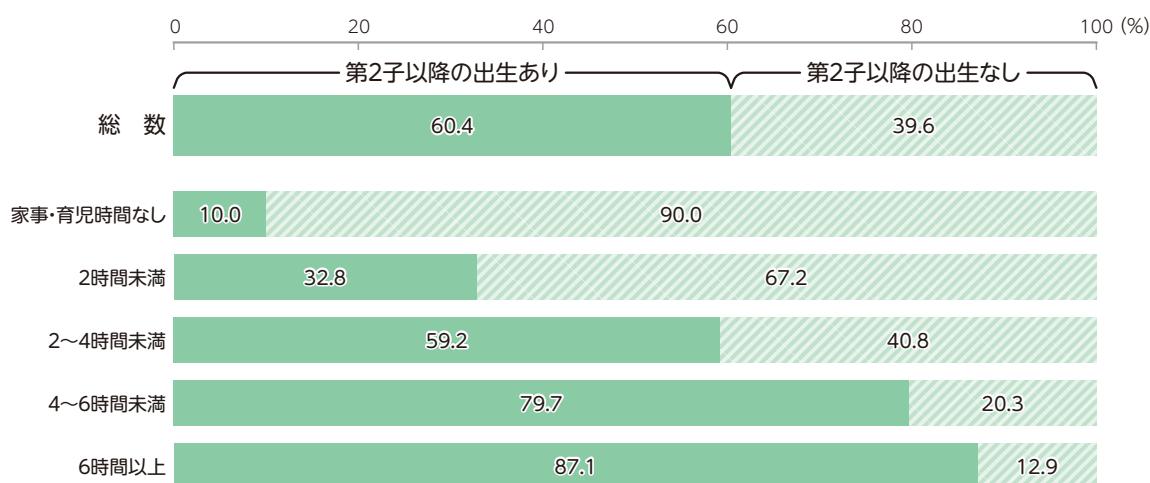
6歳未満のこどもを持つ夫婦の家事関連時間の差は、近年、縮まってきているが、依然として家事・育児の負担が女性に偏っています。また、夫の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなっています。

◎6歳未満のこどもを持つ夫婦の家事関連時間（1日あたり）（全国・富山県）



資料：社会生活基本調査（総務省）

◎夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生の状況（全国）



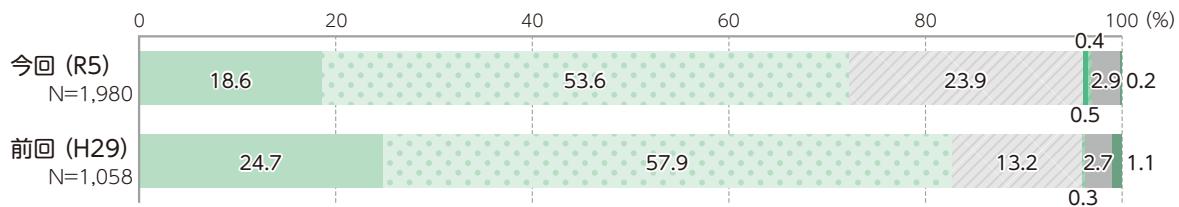
資料：「第14回21世紀成人者縦断調査（平成14年成年者）」（厚生労働省）（調査年月：平成27年11月）

子育て支援サービスに関する調査では、「子育て、子どもの世話」、「家事」とともに「主に妻が行うが、夫も手伝う」の割合が最も高く、次いで「子育て、子どもの世話」は「妻も夫も同じように行う」、「もっぱら妻が行う」、また「家事」は「もっぱら妻が行う」、「妻も夫も同じように行う」の順に高くなっています。

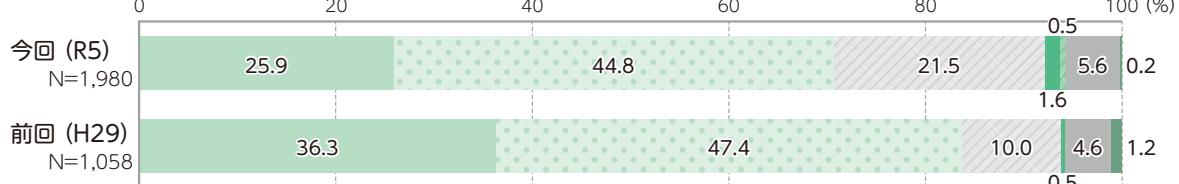
前回と比べると「子育て、子どもの世話」、「家事」とともに「もっぱら妻が行う」の割合が低くなり、夫が参画している割合が増えています。

◎子育てや家事の分担（富山県）

《子育て、子どもの世話》



《家事》



※調査対象：県内在住の未就学児又は小学生を持つ保護者

資料：「第14回21世紀成人者縦断調査(平成14年成人者)」(厚生労働省) (調査年月：平成27年11月)

有業者の仕事からの平均帰宅時間は18時22分で全国平均と比べると12分早く、男性は19時5分で全国第37位、女性は17時28分で全国第20位となっています。うち、独身期、子どものいない夫・妻及び子育て期の夫・妻の別により仕事からの平均帰宅時刻をみると、子育て期の夫・妻の平均帰宅時刻で男女差が最も大きくなっています。また、男性は子どものいない夫より子育て期の夫の方が帰宅時刻が遅く、女性は子どものない妻より子育て期の妻の方が帰宅時刻が早くなっています。

◎男女、ライフステージ別仕事からの平均帰宅時刻（全国・富山県）

(平日、15歳以上、有業者)

	富 山 県						全 国		
	総数		男性		女性		総数	男性	女性
	平均時刻 (時:分)	順位 (位)	平均時刻 (時:分)	順位 (位)	平均時刻 (時:分)	順位 (位)	平均時刻 (時:分)	平均時刻 (時:分)	平均時刻 (時:分)
有業者全体	18:22	29	19:05	37	17:28	20	18:34	19:08	17:47
独身期	19:05	39	19:38	42	18:08	15	19:02	19:15	18:46
子供のいない夫・妻	18:26	42	18:50	39	17:54	43	18:08	18:35	17:26
子育て期の夫・妻	18:11	16	19:22	25	16:48	20	18:33	19:34	16:54

※仕事からの帰宅時刻…0時15分以降、24時(翌日0時)前に始まる最後の仕事の後にある通勤・通学の終了時刻

独身期…子供、配偶者のいない者

子供のいない夫・妻…子供はいないが配偶者がいる者

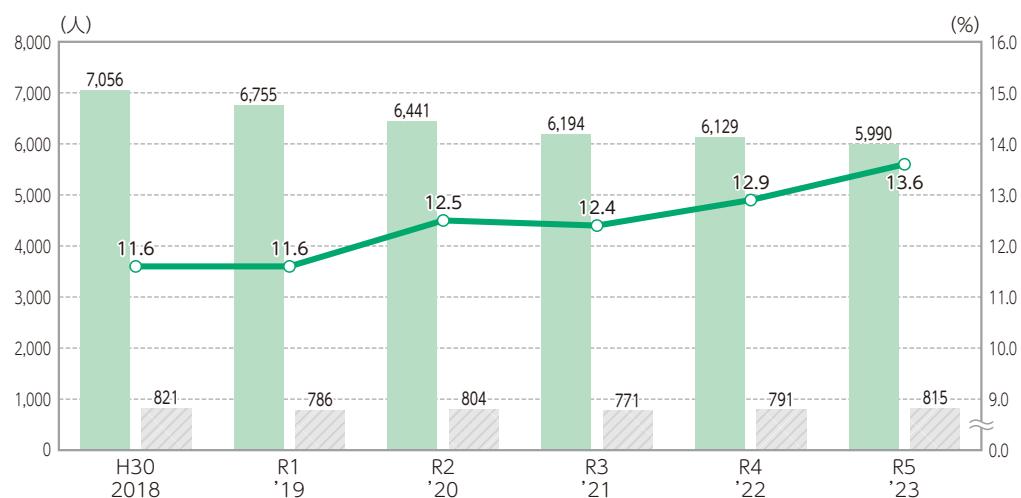
子育て期の夫・妻…配偶者と30歳未満の無業の子供がいる者

資料：社会生活基本調査(R3 総務省)

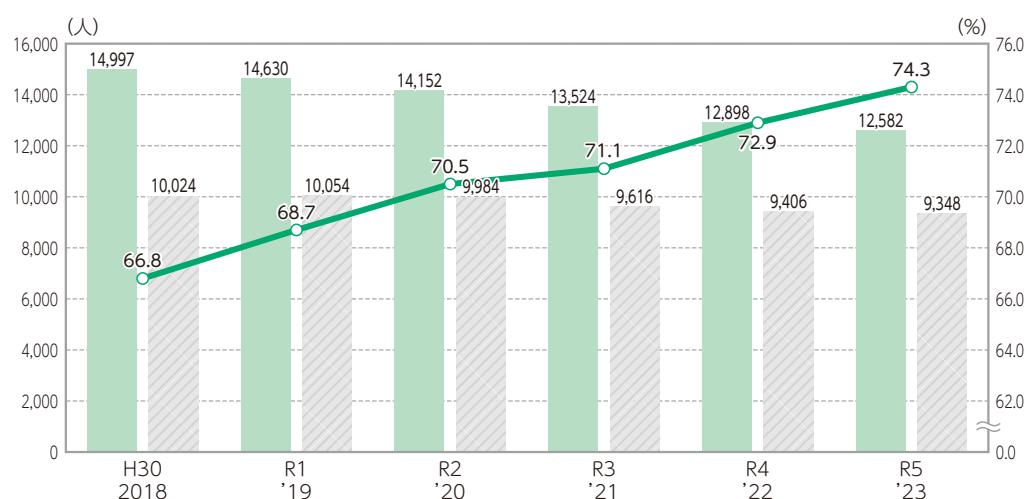
⑧ 保育及び放課後児童対策

本県の保育所等利用児童数の割合は年々増加しており、特に1・2歳児の利用率が5年間で7.5ポイントの増と大きくなっています。

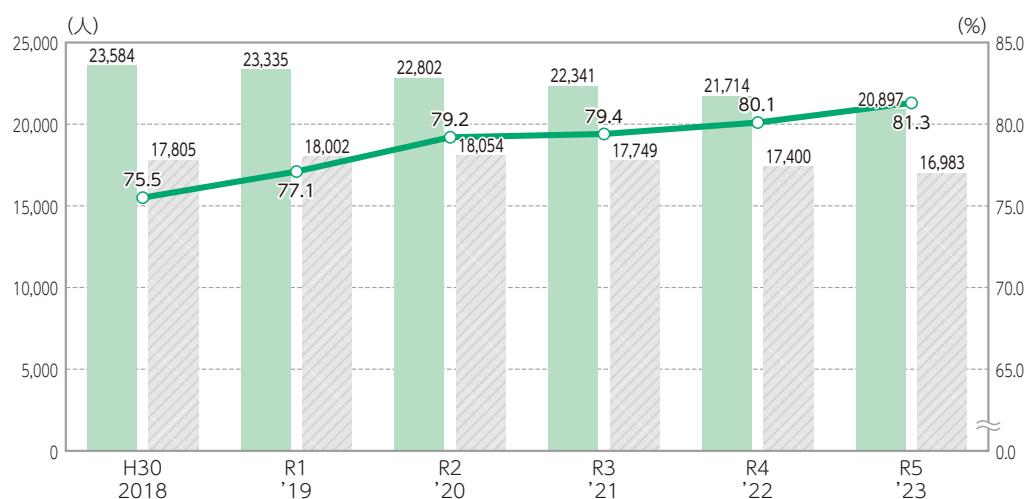
◎ 0歳人口と保育所等利用児童数・率（富山県）



◎ 1・2歳人口と保育所等利用児童数・率（富山県）



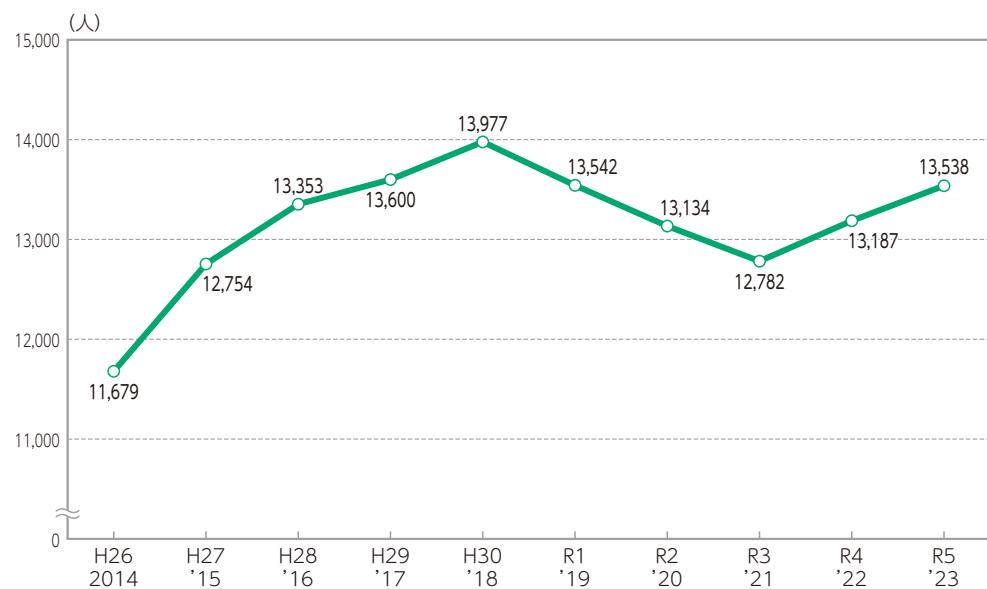
◎ 3歳以上人口と保育所等利用児童数・率（富山県）



資料：厚生労働省調査(各年4月1日時点)

また、放課後児童クラブの登録児童数は、平成27年度から対象児童が小学校6年生まで^(*)拡充されたこともあります、平成28年度で13,000人を超え、令和5年度は13,538人となっています。
(※26年度までは概ね10歳まで)

◎放課後児童クラブ登録児童数（富山県）



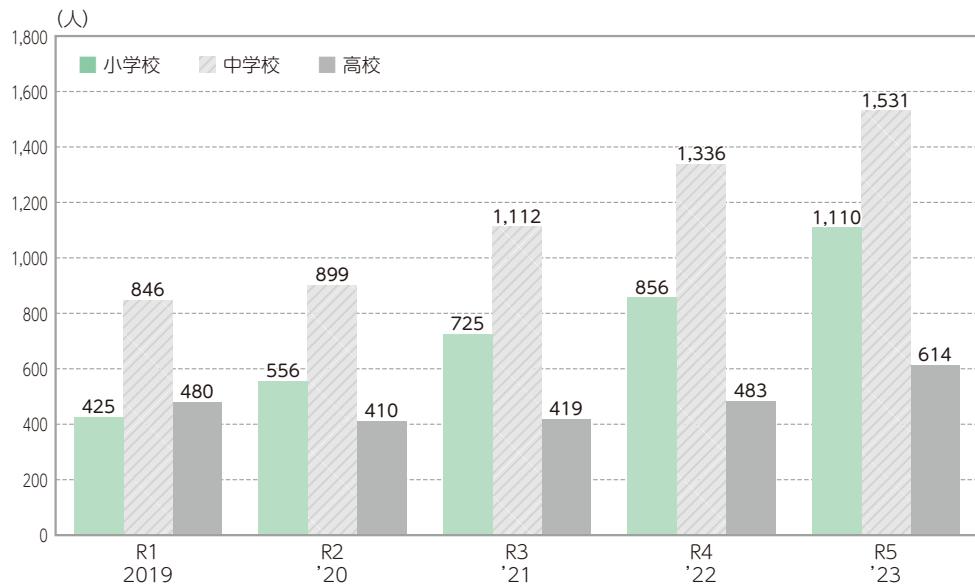
資料：「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」（各年度5月1日現在）（こども家庭庁）
※R4までは厚生労働省

(3) こどもの状況

① 不登校

本県の不登校の児童生徒数は、中学校に入ると急増しています。

◎不登校児童生徒数の校種別内訳（富山県）

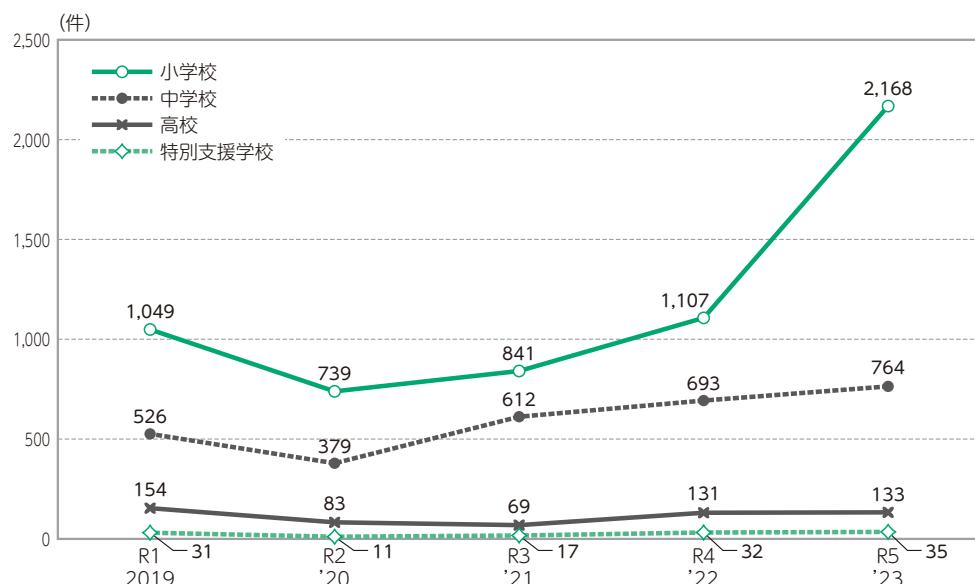


資料：富山県教育委員会

② いじめ

本県のいじめの認知件数を校種別にみると、小学校のいじめが多く、中学校、高校では件数が減少する傾向にあります。

◎いじめ認知件数の校種別内訳（富山県）

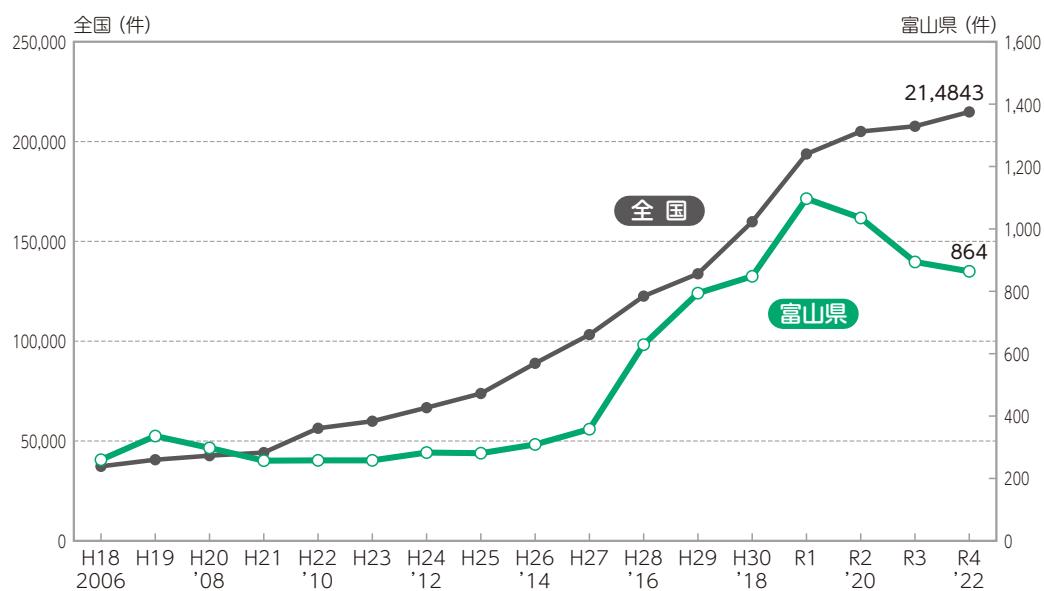


資料：富山県教育委員会

③ 児童虐待

本県の児童虐待の相談対応件数は、令和4年度は864件となっています。

◎児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国・富山県）



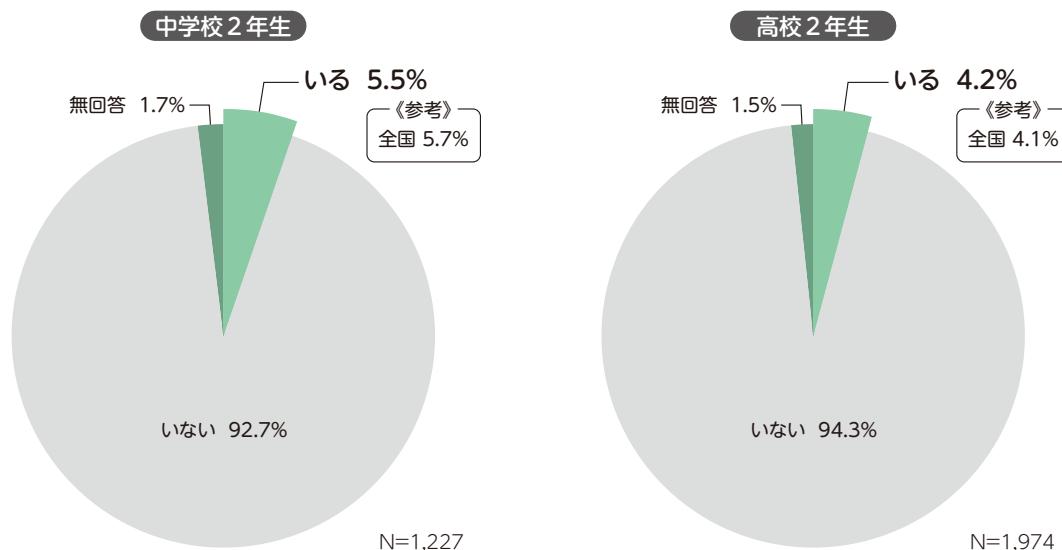
※令和3年度までの相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け指導等を行った件数で、結果的に虐待と認められなかったものを含む。

資料：こども家庭庁、富山県

④ ヤングケアラー

ヤングケアラーに関する実態調査によると、世話をしている家族がいるのは、全回答者の4.7%（中2：5.5%、高2：4.2%）となっています。

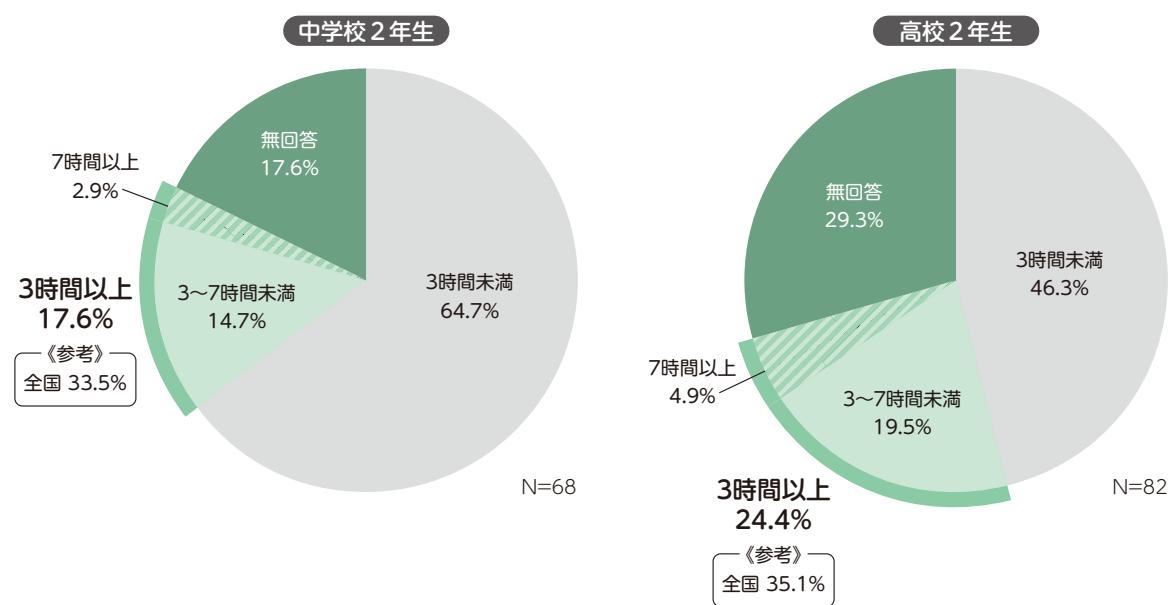
◎中学校2年生及び高校2年生による家族のケアの状況（富山県）



資料：令和4年度ヤングケアラーに関する実態調査(富山県)

また、世話をしている家族がいると回答した生徒のうち、平日に3時間以上を家族の世話に費やしているのは21.3%（中2：17.6%、高2：24.4%）となっています。

◎平日に家族の世話に費やす時間（富山県）

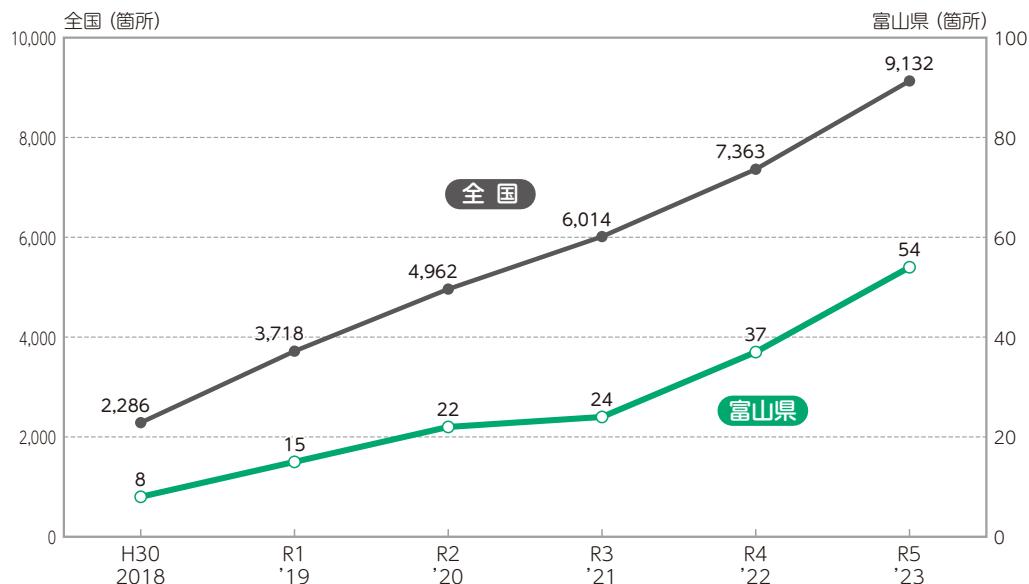


資料：令和4年度ヤングケアラーに関する実態調査(富山県)

⑤ こども食堂

こども食堂の数は年々増加しており、こども食堂の利用ニーズが高まっています。

◎こども食堂の箇所数の推移（全国・富山県）



資料：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすび調べ

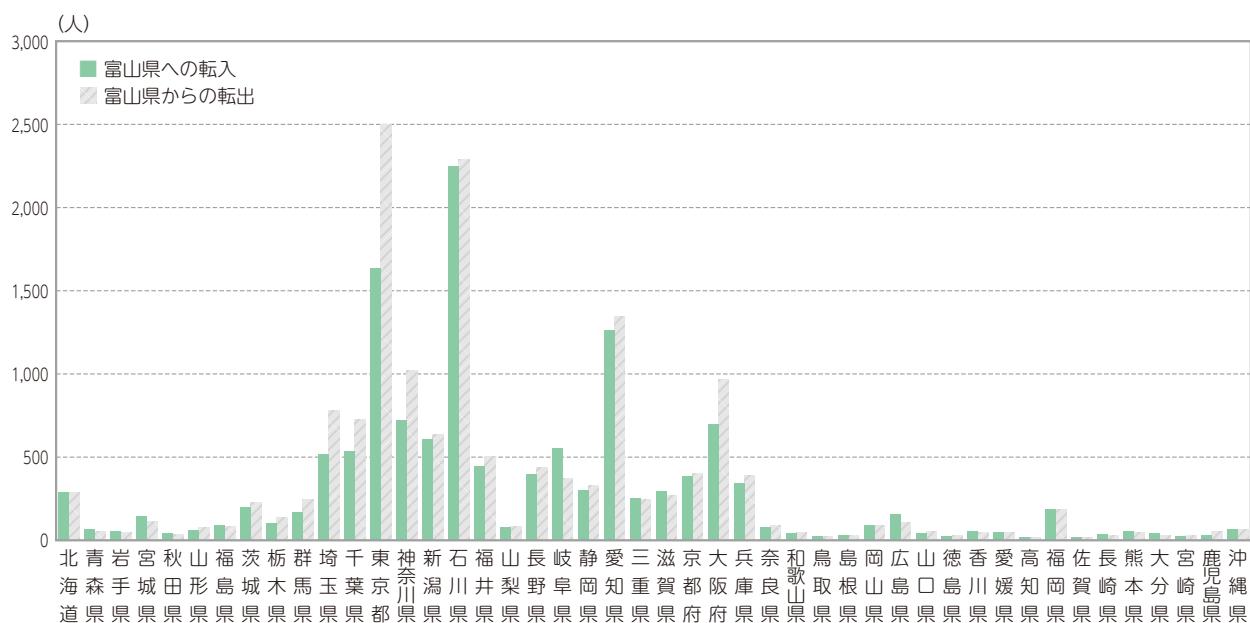
(4) 若者の社会減の状況

富山県人口移動調査の結果では、転入元を都道府県別にみると、転入者数が最も多いのは石川県で、次いで東京都、愛知県、神奈川県、大阪府の順となっています。

一方、転出先では、転出者数が最も多いのは東京都で、次いで石川県、愛知県、神奈川県、大阪府の順となっています。

◎転入元、転出先の都道府県別県外移動者数（富山県）

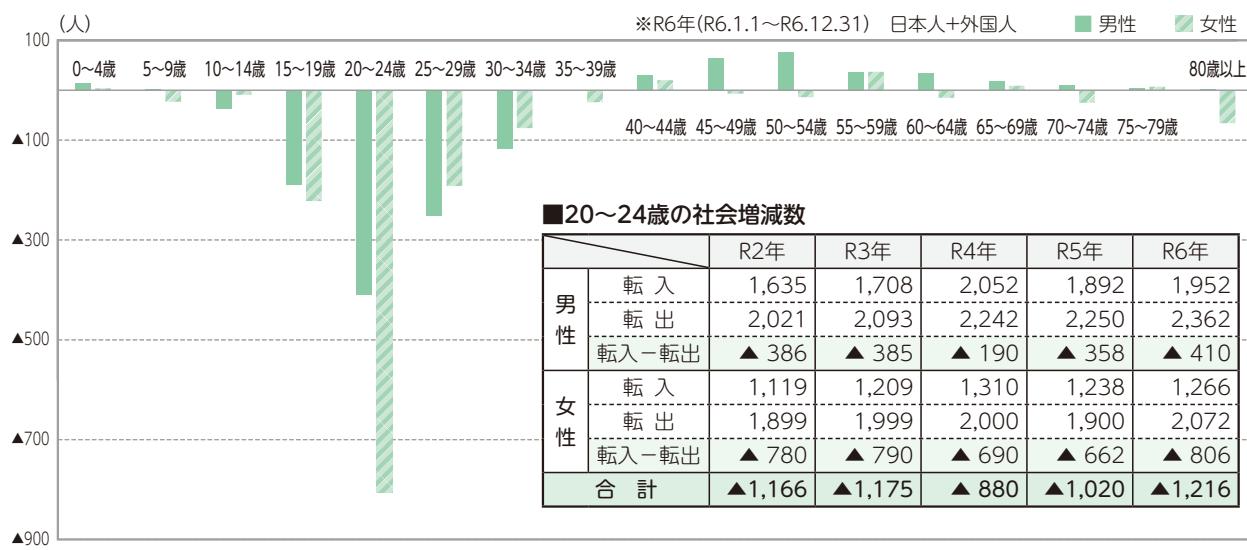
(令和4年10月1日～令和5年9月30日)



資料：人口移動調查(R5 富川縣)

社会移動は、若い世代（15歳～34歳）の社会減が大きい状態が続いています。

◎年齢（5歳階級）別社会動態（富山県）

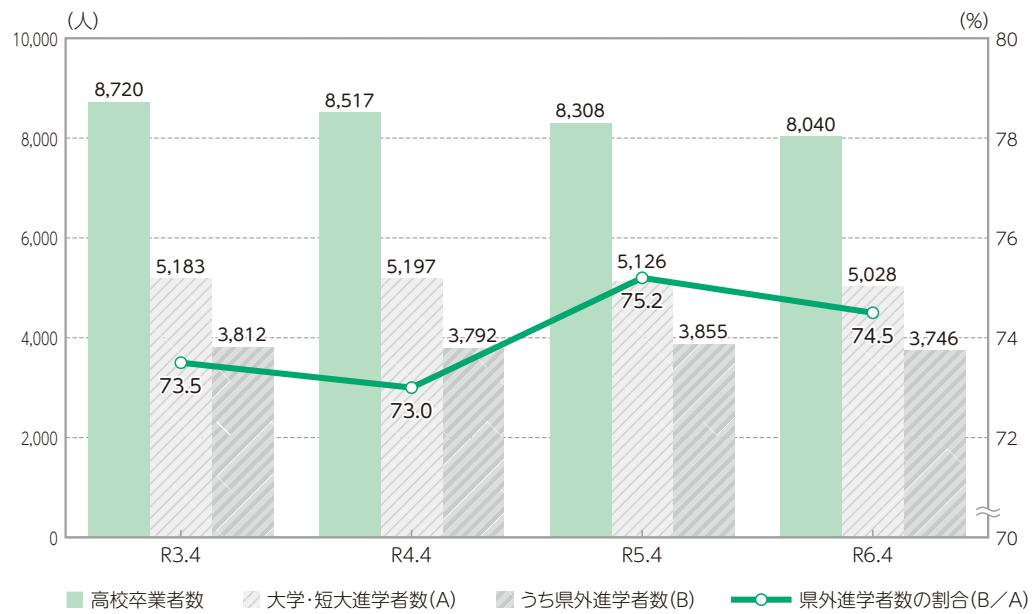


資料：住民基本台帳人口移動報告(総務省)

① 県外大学等への進学（過年度生を含む）

令和6年4月に大学・短大に進学した者5,028人のうち、約75%の3,746人が県外の大学等に進学している一方、県外から県内の大学・短大へ進学した者は、令和6年度で1,693人となっており、転出超過数が大きくなっています。

◎県内高校卒業者等の県外進学状況（富山県）



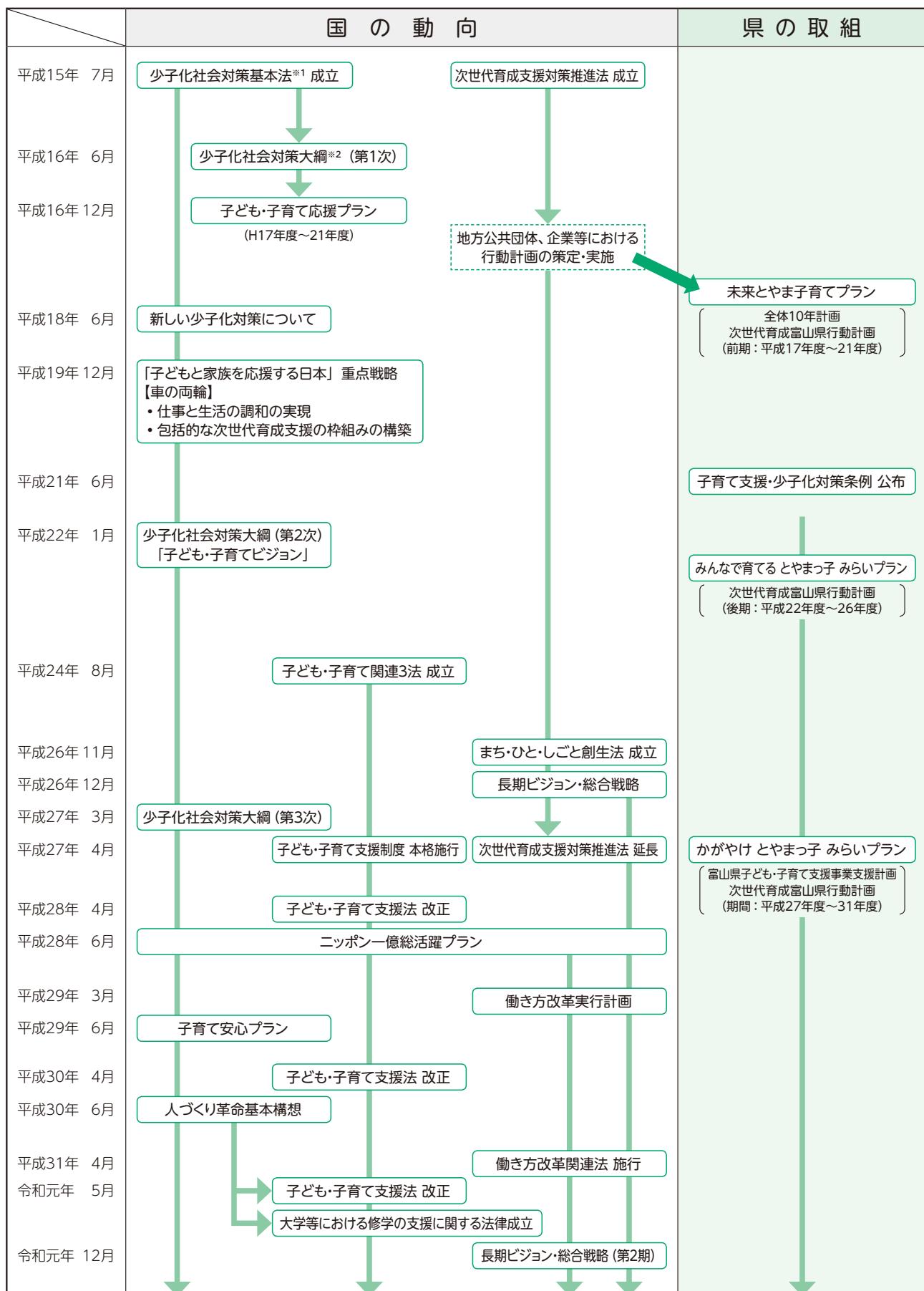
資料：学校基本調査(文部科学省)

② 大学卒業時の県外就職

県外大学等に進学した若者のUターン就職率は、令和6年3月卒業者で57.9%となっています。

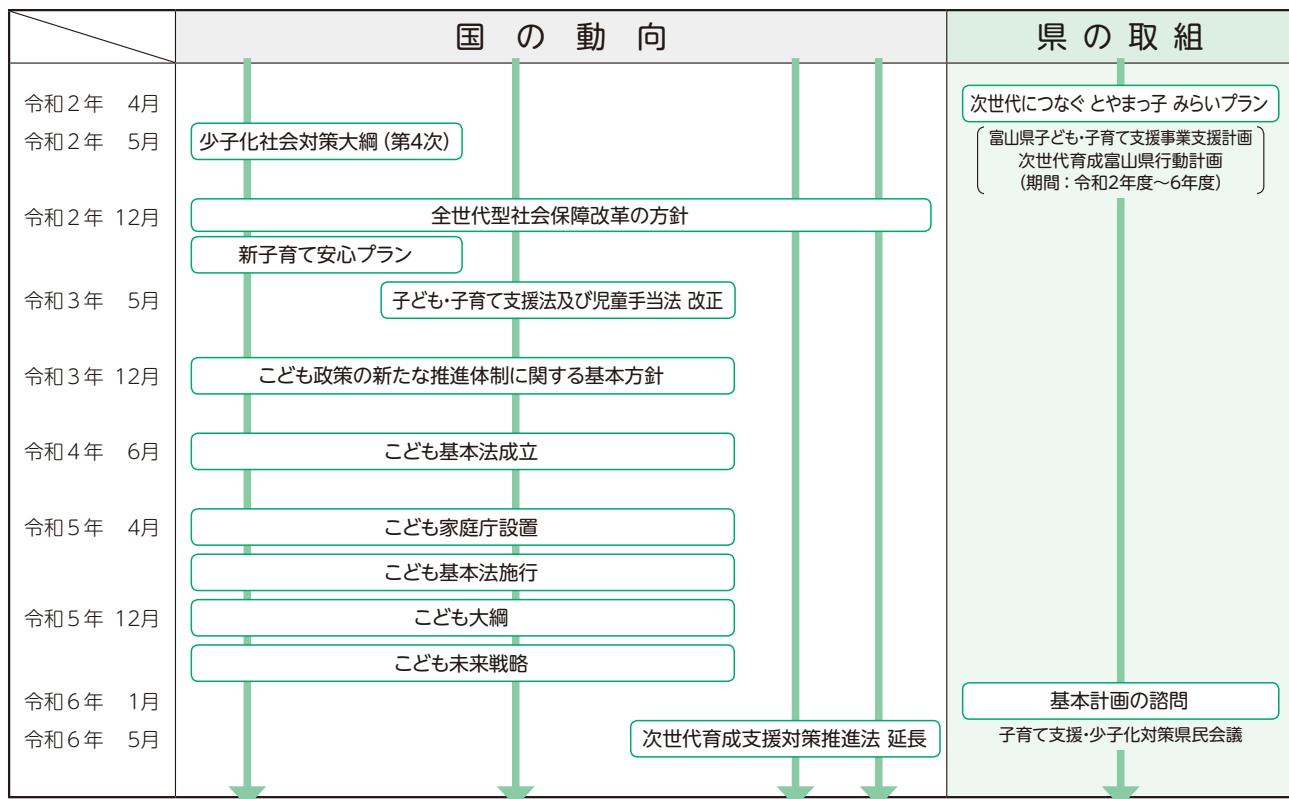
一方、県内大学卒業者の県外就職率は、令和6年3月卒業者で55.4%となっています。

3 子育て支援・少子化対策の動向



*1 少子化社会対策基本法 少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。

*2 少子化社会対策大綱 少子化社会対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成16年6月に閣議決定された。少子化の流れを変えるために、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示している。





参考資料

- ① 基本計画の策定過程について**
- ② とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例**
- ③ 富山県子育て支援・少子化対策県民会議 委員名簿**
- ④ 基本計画策定部会の設置要綱**
- ⑤ 基本計画策定部会 委員名簿**

索引

1 基本計画の策定経過について

年月日	検討内容
令和6年 1月29日	令和5年度富山県子育て支援・少子化対策県民会議 (計画策定の諮問、基本計画策定部会の設置)
5月16日	第1回基本計画策定部会(新たな基本計画の策定について)
8月7日	第2回基本計画策定部会(中間報告(案)について)
8月19日	知事との子ども意見表明交流会
8月27日	令和6年度第1回富山県子育て支援・少子化対策県民会議 (中間報告(案)について)
9月～11月	県民等からの意見聴取
11月1日～29日	パブリックコメントの実施
令和7年 1月16日	第3回基本計画策定部会(基本計画(案)について)
2月7日	令和6年度第2回子育て支援・少子化対策県民会議 (答申(案)について)
3月26日	計画策定の答申

■ 知事との子ども意見表明交流会

知事が県内の小学生、中学生と意見を交わす交流会を開催した。

日 時：令和6年8月19日(月)

参加者：県内の小学生、中学生 27名

内 容：「子どもまんなか社会」の実現に向けて

■ 県民等からの意見聴取

9月～11月において、小中高生、大学生、若手社会人、子育て当事者等から、アンケート調査やワークショップ等により、意見を聴取した。

○高校生とやま県議会第1委員会

日 時：令和6年9月19日(木)

参加者：県内高校生 8名

内 容：「基本計画において重点的に取り組む事項について」

○声を聴かれにくい子どもへの意見聴取（アンケート調査）

時 期：10～11月

対象者：フリースクールに通う児童生徒、外国にルーツのある児童生徒 48名

内 容：「学校や学校以外の居場所となる場所にどのような思いを抱いているか」

○こども県政モニターからの意見聴取（アンケート調査）

時 期：令和6年10～11月

対象者：こども県政モニターに登録した小学生（5・6年生）から高校生 35名

内 容：「学校や学校以外の居場所となる場所にどのような思いを抱いているか」

○とやまホンネトーク【東京の回】

日 時：令和6年11月15日（金）

参加者：富山県出身者で都内で就職している社会人（20～30代）・都内在住の学生 16名

内 容：「若者の県外転出超過が続いている要因」

○とやまホンネトーク【大学生の回】

日 時：令和6年11月19日（火）

参加者：富山県在住の大学生・大学院生 17名

内 容：「将来の仕事・理想の働き方、恋愛・結婚」

○とやまホンネトーク【子育ての回】

日 時：令和6年11月20日（水）

参加者：富山県在住で子育て中の父母 9名

内 容：「こどもまんなか社会の実現」

○とやまホンネトーク【若手社会人の回】

日 時：令和6年11月20日（水）

参加者：富山県在住の若手社会人 14名

内 容：「将来の仕事・理想の働き方、恋愛・結婚」

■ パブリックコメントの実施

中間報告（案）に対して、県民から意見募集を行った。

1 意見募集期間 令和6年11月1日（金）から11月29日（金）まで

2 意見の募集方法

（1）閲覧場所

富山県ホームページ、県庁（県民サロン、情報公開窓口、少子化対策・働き方改革推進課）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

（2）意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

3 意見提出件数 3名（延べ3件）

2 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例

前文

子どもは地域の宝であり、未来への希望である。子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会を実現することは、私たち県民の願いである。

本県には、美しく豊かな自然環境、多彩な歴史や文化、三世代同居による家族の助け合い、住民の連帯感等の子育てや子どもの成長にとって恵まれた環境が保持されている。

しかしながら、近年、全国的には、核家族化、少子化の進行等により、家庭や地域の子どもを養育し、教育する力の低下が見られる等子どもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあり、本県がその例外であるとはいえない。

このような状況に対処し、誰もが安心して子どもを生み、育てることができ、子どもを持つ喜びを実感できる環境を整備することは、地域社会を維持し、発展させるためにも不可欠である。

ここに、県民一人一人が、親から子へ、子から孫へ受け継がれる生命の尊厳、子どもを生み、育てることの意義や喜び、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに成長することの重要性について認識を共有し、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、子育て支援・少子化対策に県民総参加で取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進し、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を図り、もって地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県若しくは市町村が講ずる施策又は県民、事業者等が行う取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようすることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携し、及び協力して取り組むことを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されること並びに子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されることを旨として、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める子育て支援・少子化対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民、保護者及び事業者の協力を得て、子育て支援・少子化対策に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念について理解を深め、子どもの成長及び子育てについて関心を高め

るとともに、子どもの心身とともに健やかな成長にとって望ましい社会の実現に資するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって、子どもを健やかに育てなければならない。

2 保護者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 子育て支援・少子化対策の基本計画等

(子育て支援・少子化対策の基本計画)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子育て支援・少子化対策に関する目標及び基本方針

(2) 子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項

(3) その他子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議の意見を聴くとともに、県民、保護者及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞な

く、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 子育て支援・少子化対策に関する基本施策

第1節 家庭・地域における子育て支援

(妊娠、出産及び子育てに関する情報提供等)

第10条 県は、子どもを生み、育てる者に対して、妊娠、出産及び子育てに関する情報の提供、専門的な相談の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(保育に係る取組等の充実等)

第11条 県は、市町村等が行う保育に係る取組、子育てに関する相談の実施、子ども及び保護者等が相互に交流できる場の提供その他の子育てを支援する取組の充実及び効果的な実施が図られるよう必要な支援に努めるものとする。

(子育てを支援する団体等の活動の促進)

第12条 県は、県民、保護者若しくは事業者又はこれらの者の組織する団体が行う子育てを支援する多様な活動を促進するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第13条 県は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るための県民等の取組への支援、子ども及び子どもを生み、育てる者が安全で安心して生活することができる地域環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(母子保健に係る取組及び障害を有する子ども等に対する支援等)

第14条 県は、市町村が行う妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健に係る取組が効果的に実施されるよう必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村と連携し、子どもの障害又は

疾病を早期に発見し、かつ、これらに速やかに対応するとともに、障害を有し、又は疾病により療養を必要とする子ども及びその保護者等に対して、状況に応じた適切な支援が行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(周産期医療等の体制の整備及び不妊治療に係る情報の提供等)

第15条 県は、国及び市町村との適切な役割分担の下に、周産期医療及び小児医療の体制の整備を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

2 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう不妊治療に係る情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 職業生活と家庭生活との両立

(事業者等への広報活動等)

第16条 県は、子どもを生み、育てる者が職業生活と家庭生活とを両立することができるよう事業者、その雇用する者等の理解を深めるための広報活動の充実その他の必要な施策を推進するものとする。

(一般事業主行動計画の策定等)

第17条 県内に本店又は主たる事務所を有する一般事業主（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。）であって、常時雇用する労働者の数が30人以上100人以下のものは、同項に規定する一般事業主行動計画（以下この条及び次条において「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 次世代育成支援対策推進法第15条の2の認定を受けた一般事業主については、前項の規定は、適用しない。

3 県は、一般事業主が行動計画を円滑に策定できるよう情報の提供、助言、研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、行動計画を策定した一般事業主が当該行動計画を円滑に公表できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平27条例20・一部改正)

(雇用環境の整備の促進)

第18条 県は、行動計画を策定した一般事業主のうち、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るために制度の充実その他の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行う者に対し、当該雇用環境の整備が促進されるよう必要な支援に努めるものとする。

(就業支援)

第19条 県は、子どもを生み、育てるために離職した者又は経済的に自立して子どもを生み、育てることが困難な者が安定した職業に就くことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供、雇用の促進に関する事業者への啓発その他の必要な支援に努めるものとする。

第3節 子どもの健やかな成長

(子どもの権利及び利益の尊重)

第20条 県は、子どもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発活動に努めるとともに、子どもの意見が適切に反映されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(子どもに対する人権侵害の未然防止等)

第21条 県は、虐待、いじめその他の子どもに対する人権侵害を未然に防止し、又は早期に発見し、かつ、これに速やかに対応するため、市町村及び関係機関等と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(養護を要する子どもの福祉の充実等)

第22条 県は、養護を要する子どもの福祉の充実及び自立を図るため、必要な体制の整備に努めるとともに、児童養護施設その他の子どもを養育する施設及び里親に対する指導、助言、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体験活動等の促進)

第23条 県は、子どもが心身ともに健やかに成長し、及び豊かな人間性をはぐくむことができるように、地域における学習活動、自然体験活動その他の体験活動及び子どもと他の世代等との交流を促進するために必要な環境の

整備に努めるものとする。

2 県は、市町村等が行う放課後において子どもが安全で安心して活動できる場の提供が、地域の実情に応じて実施されるよう必要な支援に努めるものとする。

(健全な食習慣の確立)

第24条 県は、子ども及び保護者が健全な食生活に必要な知識を習得し、及び食に関する適切な判断力を養うとともに、食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣を確立するよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(性、飲酒、喫煙、薬物等に対する正しい知識の普及等)

第25条 県は、市町村等と連携し、子どもに対し、性、飲酒、喫煙、薬物等に対する正しい知識の普及を図るとともに、子どもの心身ともに健やかな成長に資する良好な環境の整備、子どもの健康に関する相談体制の充実等に努めるものとする。

(家庭教育の向上に対する支援)

第26条 県は、市町村等と連携し、子どもを生み、育てる者に対し、家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供その他家庭教育の向上を支援するために必要な施策を推進するものとする。

(生命の尊厳等に関する教育及び啓発)

第27条 県は、市町村等と連携し、生命の尊厳、子育ての意義、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力的重要性について、子ども及び子どもを生み、育てる者の理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

(子どもの自立心の育成)

第28条 県は、市町村、事業者等と連携し、子どもが将来において自立して社会生活を営み、及び家庭を築くことができるよう、自主、自律及び協同の精神、規範意識並びに勤労を重んずる態度を養うための体験学習の実施その他の必要な教育を推進するものとする。

第4節 結婚の支援

(平27条例20・追加)

第29条 県は、市町村、事業者等と連携し、結婚を希望する者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(平27条例20・追加)

第5節 経済的負担の軽減

(平27条例20・旧第4節繰下)

第30条 県は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減については、国の役割が基本であるとの認識の下に、国に対し必要な措置を要請し、又は協力を求めるとともに、国及び市町村との適切な役割分担の下に、県の特性に応じた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平27条例20・旧第29条繰下)

第4章 子育て等の支援に関する気運の醸成等

(普及啓発等)

第31条 県は、県民、事業者等の子育て支援・少子化対策に対する理解が深まり、並びに子どもの成長及び子育てを支援する気運が醸成されるよう市町村、関係機関等と連携し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平27条例20・旧第30条繰下)

(とやま県民家庭の日)

第32条 社会全体で子どもの心身ともに健やかな成長を支援するとともに、家族と触れ合い、家族のきずなを深めるための取組の推進を図るため、とやま県民家庭の日を設ける。

2 とやま県民家庭の日は、毎月の第3日曜日とする。

3 県は、とやま県民家庭の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(平27条例20・旧第31条繰下)

第5章 富山県子育て支援・少子化対策県民会議

(設置及び所掌事務)

第33条 子育て支援・少子化対策に関する施

策の総合的かつ計画的な推進のための重要な事項について調査審議するため、富山県子育て支援・少子化対策県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

2 県民会議は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べるものとする。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する重要な事項

（平27条例20・旧第32条繰下）

（組織等）

第34条 県民会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、子育て支援・少子化対策に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（平27条例20・旧第33条繰下）

（規則への委任）

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平27条例20・旧第36条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 平成27年4月1日

(2) 第17条の改正規定（同条第1項に係る部分に限る。） 平成29年4月1日

第6章 財政措置等

（財政上の措置等）

第35条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（平27条例20・旧第34条繰下）

（顕彰）

第36条 知事は、子育て支援・少子化対策に関する顕著な功績のあったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

（平27条例20・旧第35条繰下）

とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（平成21年富山県条例第28号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(富山県子育て支援・少子化対策県民会議)

第2条 富山県子育て支援・少子化対策県民会議（以下「県民会議」という。）は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第3条 県民会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が県民会議に諮って定める。

(庶務)

第4条 県民会議の庶務は、知事政策局において処理する。

（平27規則50・平29規則24・令3規則26
・一部改正）

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第50号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年規則第24号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第26号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

3 富山県子育て支援・少子化対策県民会議 委員名簿

令和7年1月時点

役職等	氏名	備考
一般社団法人富山県児童クラブ連合会 副会長	浅岡 弘彦	
株式会社 ニッセイ基礎研究所生活研究部 人口動態シニアリサーチャー	天野 韶南子	
富山県民生委員児童委員協議会児童福祉推進委員会 委員長	池上 美和子	
富山短期大学 幼児教育学科 教授	石動 瑞代	
富山県PTA連合会 副会長	岩上 亜耶	
富山県婦人会 幹事	大井 千津子	
公益社団法人日本青年会議所富山ブロック協議会 会長	大井山 靖征	
富山経済同友会 副代表幹事	大橋 聰司	会長
富山県市長会（氷見市長）	菊地 正寛	
社会福祉法人富山県社会福祉協議会 専務理事・事務局長	高畠 淳一	
一般社団法人富山県経営者協会 専務理事	寺山 収	
富山県私立幼稚園・認定こども園協会 副会長	波岡 伸郎	
公募委員	濱田 幸恵	
富山県産婦人科医会 会長	伏木 弘	
公募委員	古澤 良子	
日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長	前野 寛子	
富山県保育連絡協議会 副会長	松井 敦子	
富山短期大学 副学長	宮田 徹	職務代理者
富山大学 経済学部 教授	両角 良子	
富山県小児科医会 会長	八木 信一	
厚生労働省富山労働局 雇用環境・均等室長	吉田 宗夫	
富山県町村会（舟橋村長）	渡辺 光	
富山県母子保健推進員連絡協議会 会長	渡邊 ゆり子	

(五十音順・敬称略)

4 基本計画策定部会の設置要綱

(設置)

第1条 富山県子育て支援・少子化対策条例施行規則（平成21年富山県規則第35号）第3条第2項の規定に基づき、富山県子育て支援・少子化対策県民会議（以下、「県民会議」という。）に、基本計画策定部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、富山県子育て支援・少子化対策条例（平成21年富山県条例第28号）の規定により県民会議の権限に属された事項である基本計画の策定について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 部会は、県民会議委員及び専門委員若干名の委員で組織する。

- 2 部会に属する県民会議委員は、会長が指名し、専門委員は部会の調査審議すべき事項に関し識見のある者のうちから知事が任命する。
- 3 専門的な見地からの助言を得るために、部会に特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、学識を有する者から知事が任命する。
- 5 委員及び特別委員の任期は、基本計画が策定される日までとする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の報告)

第6条 部会長は、部会が第2条の規定により定められた基本計画の策定について議決したとき又は会長が求めるときは、部会で議決した事項又は調査審議の経過を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、総合政策局において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成26年1月17日から施行する。

5 基本計画策定部会 委員名簿

役職等	氏名	備考
県民会議委員		
富山短期大学 幼児教育学科 教授	石動瑞代	
富山県PTA連合会 副会長	岩上亜耶	
一般社団法人富山県経営者協会 専務理事	寺山 収	
富山県私立幼稚園・認定こども園協会 副会長	波岡伸郎	
富山県保育連絡協議会 副会長	松井敦子	
富山短期大学 副学長	宮田徹	部会長
専門委員		
株式会社 アイペック 取締役総務部長	荒木和	
射水市 副市長	磯部賢	
株式会社 北陸銀行 リテール推進部 副部長	高橋博子	
富山県助産師会 会長	福岡弘美	
株式会社 ママスキー 取締役	松本麻衣	
富山県医師会 会長	村上美也子	

(委員別：五十音順、敬称略)

役職等	氏名	備考
特別委員		
拓殖大学 政経学部 教授	佐藤一磨	
武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 教授	倉石哲也	

役職等	氏名	備考
オブザーバー		
富山県小学校長会 会長	石田和義	
富山県中学校長会 会長	水戸英之	
富山県高等学校長協会 会長	田中宏育	

〈索引〉

ローマ字

S S H 69

あ

赤ちゃんにやさしい病院	49
有峰森林文化村	58
アンコンシャス・バイアス	8
育児・介護休業法	32
イクボス	32
一時預かり	19
一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法)	31
医療的ケア	22
医療的ケア児等支援センター	22
インターンシップ	10
栄養教諭	59
えるぼし	8
延長保育	19

か

キャリア教育	10
休日保育	20
県こども・若者総合相談センター	62
県就農サポートセンター	34
合計特殊出生率	23
子育て支援センター	49
子育て短期支援事業	50
こども基本法	2
こども食堂	21
こども大綱	2
子どもの貧困の解消に向けた対策の 推進に関する法律	3
こどもファスト・トラック	16

子ども・若者育成支援推進法	3
子の看護休暇	32

さ

里親	63
産後パパ育休	33
事業所内保育施設	32
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	31
次世代育成支援対策推進法	2
児童館	58
児童虐待防止法 (児童虐待の防止等に関する法律)	56
児童憲章	56
児童相談所	56
児童手当	43
児童の権利に関する条約	56
児童扶養手当	44
児童養護施設	22
周産期	20
周産期医療体制	46
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	63
小規模保育	77
少子化社会対策基本法	137
少子化社会対策大綱	137
少人数教育	70
食育	27
女性活躍推進法	30
スクールカウンセラー	61
スクールソーシャルワーカー	61
青少年育成県民運動推進指導員	60
青少年育成富山県民会議	60
総合型地域スポーツクラブ	71

た

短時間勤務制度	72
男女共同参画推進員	68
地区安全なまちづくり推進センター	53
低出生体重児	73
テレワーク	32
特別支援学校	51
特別児童扶養手当	43
富山型デイサービス	51
とやま環境チャレンジ10	74
富山県子ども・若者支援地域協議会	62
富山県青少年健全育成条例	60
とやまっ子さんさん広場	51
とやま農業未来カレッジ	34

放課後児童クラブ	19
母子家庭等就業・自立支援センター	22
母子・父子自立支援員	45

ま

民生委員・児童委員	45
みんなでチャレンジ3015	71
森の寺子屋	58

や

ヤングケアラー	21
幼稚園	38

な

ニート	34
認定こども園	43

ら

両立支援・女性活躍推進員	30
--------------	----

は

働き方改革	8
発達障害	62
発達障害者支援センター	22
花とみどりの少年団	58
パパ・ママ育休プラス	33
非行防止教室	60
病児・病後児保育	19
ファミリー・サポート・センター	45
フェムテック	8
フォレストリーダー	58
福祉サービス第三者評価制度	51
フリーター	34
プレコンセプションケア	12
フレックスタイム	32
ベビーファースト運動	16
保育所	19

富山県知事政策局 企画室人口未来課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 電話:076-444-2174
<https://www.pref.toyama.jp/kurashi/kyouiku/kosodate/shoushika/index.html>